

石狩市地域防災計画

令和 6 年 7 月

石狩市防災会議

『石狩市地域防災計画』は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、石狩市民の生命、身体及び財産を災害から守り、防災の万全を期することを目的として、石狩市防災会議が作成したものである。

この計画には、石狩市の地域における災害に関して、予防、応急対策、災害復旧対策等について、市民、地域、市と防災関係機関が一体となって、市民の生命や身体、財産を自然災害や事故災害から守るために、なすべきことが定められている。

また、この計画は、水防法第33条の規定に基づいて、石狩市内で水害のおそれがある場合に実施する水防活動について、定めたものである。

総 目 次

I 共通編

第1章	総 則	- 3
第2章	石狩市の環境と災害	- 14
第3章	災害に強いまちづくり・人づくり	- 15
第4章	防災組織	- 29
第5章	情報通信・伝達	- 39
第6章	避 難	- 62
第7章	災害時の応急対策	- 67

II 地震・津波災害対策編

第1章	地震・津波等の想定	- 4
第2章	地震・津波に強いまちづくり	- 9
第3章	地震・津波による被害拡大の予防	- 19
第4章	地震・津波災害時の応急対策	- 24

III 水害・土砂災害対策編

第1章	水害等の想定	- 3
第2章	水害等に強いまちづくり	- 7
第3章	水害時等の応急対策	- 13
第4章	河川管理者の協力及び援助	- 18
第5章	公用負担等	- 19
第6章	水防報告等	- 20

IV 雪害対策編

第1章	雪に強いまちづくり	- 3
第2章	雪害応急対策	- 6

V 事故災害対策編

第1章	港湾等防災対策	- 3
第2章	事故災害対策	- 11

VI 復旧復興・被災者支援編

第1章	計画的な災害復旧復興	- 3
第2章	被災者支援	- 4

I 共通編

共通編 目次

I	共通編	1
第1章	総則	3
第1節	目的	3
第2節	計画の位置づけ	3
第3節	計画の構成	4
第4節	市民・事業所及び市の基本的責務	5
第5節	防災関係機関等の業務及び水防責任の大綱	7
第2章	石狩市の環境と災害	14
第1節	石狩市の地勢及び気候と災害	14
第2節	災害の記録	14
第3章	災害に強いまちづくり・人づくり	15
第1節	東日本大震災の教訓	15
第2節	災害に強いまちづくりの推進	15
第3節	災害に強い人づくりの推進	18
第4節	自主防災組織等の住民組織の育成・強化	19
第5節	業務継続計画の策定	22
第6節	災害時要配慮者対策	23
第7節	災害ボランティアとの連携	26
第8節	防災訓練の実施	27
第4章	防災組織	29
第1節	石狩市防災会議	29
第2節	石狩市災害対策本部	30
第3節	災対本部以外の防災関係機関の協力	31
第4節	市職員等の非常体制	36
第5章	情報通信・伝達	39
第1節	気象情報等の伝達	39
第2節	特別警報、警報、注意報等の種類及び発表基準	41
第3節	災害情報等の共有	48
第4節	災害情報等の通報	50
第5節	避難指示等	57
第6節	災害情報の収集と災害広報	59
第6章	避難	62
第1節	避難準備と避難行動	62
第2節	指定避難所運営	65
第7章	災害時の応急対策	67
第1節	救出・救助	67
第2節	災害時輸送	68
第3節	医療救護	73
第4節	応急給水	74
第5節	食料の供給	76
第6節	生活必需物資の供給	77
第7節	住宅対策	78
第8節	応急土木対策	79
第9節	上下水道施設の応急対策	81
第10節	行方不明者の捜索並びに遺体の収容及び埋葬	82
第11節	災害時の警備	83
第12節	防疫	85
第13節	廃棄物の処理等	87
第14節	障害物の除去	89
第15節	教育対策	90
第16節	飼料の供給	93
第17節	災害時における労働者の確保	94
II	地震・津波災害対策編	1
第1章	地震・津波等の想定	4

第1節	地震被害想定	4
第2節	津波浸水想定	7
第2章	地震・津波に強いまちづくり	9
第1節	地震に強いまちづくりの推進	9
第2節	津波に強いまちづくりの推進	12
第3章	地震・津波による被害拡大の予防	19
第1節	火災予防	19
第2節	危険物等の災害予防	20
第3節	建築物等の災害予防	22
第4節	液状化現象の予防	23
第4章	地震・津波災害時の応急対策	24
第1節	市民の応急活動	24
第2節	市等の応急対策	26
III	水害・土砂災害対策編	1
第1章	水害等の想定	3
第1節	重要水防区域等	3
第2節	土砂災害警戒区域等	3
第2章	水害等に強いまちづくり	6
第1節	水害等につよいまちづくりの推進	6
第2節	水防用資機材等	6
第3節	水防に関する気象警報及び注意報	6
第3章	水害時等の応急対策	12
第1節	避難行動	12
第2節	水防活動	13
第3節	警戒区域の設定	14
第4節	水防作業及び工法	15
第5節	避難及び立退き	15
第6節	市職員の非常配備体制	15
第4章	河川管理者の協力及び援助	17
第1節	河川管理者の協力及び援助	17
第5章	公用負担等	18
第1節	公用負担	18
第2節	公務災害補償	18
第6章	水防報告等	19
第1節	水防報告等	19
IV	雪害対策編	1
第1章	雪に強いまちづくり	3
第1節	雪につよいまちづくりの推進	3
第2節	吹雪につよいまちづくりの推進	4
第3節	融雪災害予防	5
第2章	雪害応急対策	6
第1節	雪害応急対策	6
V	事故災害対策編	1
第1章	港湾等防災対策	3
第1節	目的	3
第2節	港湾等防災対策の区域	3
第3節	予防計画	3
第4節	災害応急対策	5
第5節	災害に対処する体制	9
第6節	相互応援	10
第7節	防災訓練	10
第8節	整備計画等	10
第2章	事故災害対策	11
第1節	海上災害対策	11
第2節	道路災害対策	15
第3節	危険物等災害対策	19

第4節	大規模な火事災害対策	20
第5節	航空災害対策	20
第6節	林野火災対策	21
第7節	大規模停電災害対策	25
VI	復旧復興	VI-1
第1章	計画的な災害復旧・復興	VI-3
第2章	被災者支援	VI-4

第1章 総則

第1節 目的

『石狩市地域防災計画』（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、石狩市（以下「市」という。）の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策等に必要な事項を定め、防災活動の円滑な実施を図ることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、防災の万全を期することを目的とする。

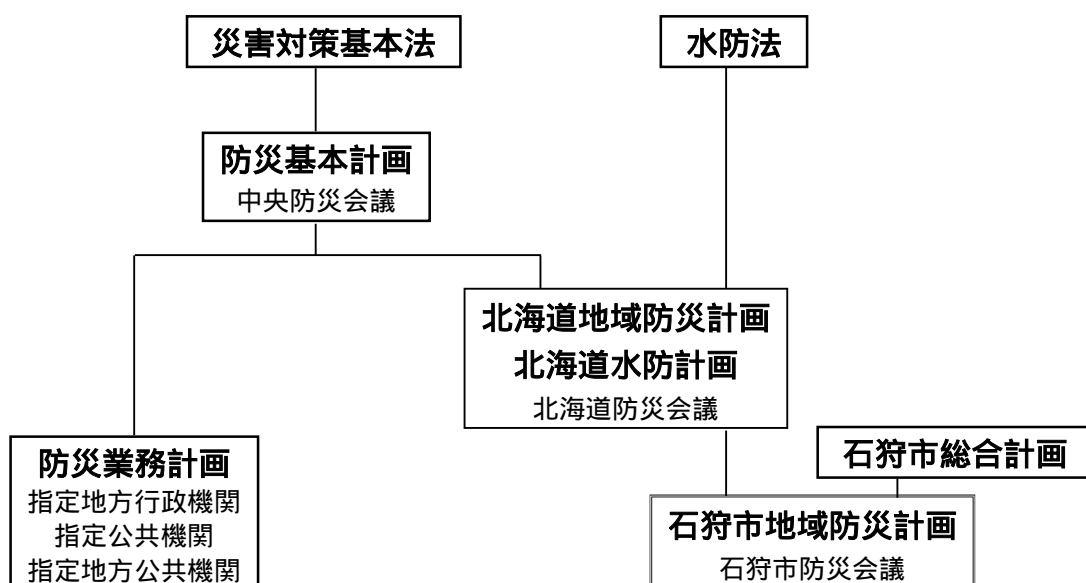
また、本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、市の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

石狩市民（以下「市民」という。）及び町内会や自治会、自主防災組織、各防災関係機関及び市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために、地震や水害など災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）は、それぞれの役割を十分に果たし、一体となって、災害の予防、被害を最小限にとどめるための応急対策、復旧等の防災対策を、全力をあげて実施しなくてはならない。

本計画は、災対法をはじめ、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する「防災基本計画」、北海道防災会議が定める「北海道地域防災計画」ならびに「北海道水防計画」及び、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が定める「防災業務計画」と密接に関連し、これら上位計画等との整合性を有するものである。

また、本計画は市の総合的な防災計画として策定されたものであり、「石狩市総合計画」とも密接に関わることから、必要に応じて防災に関する施策を記載していくものとし、具体的な防災に関する整備についても、各種計画等を策定し推進するものである。



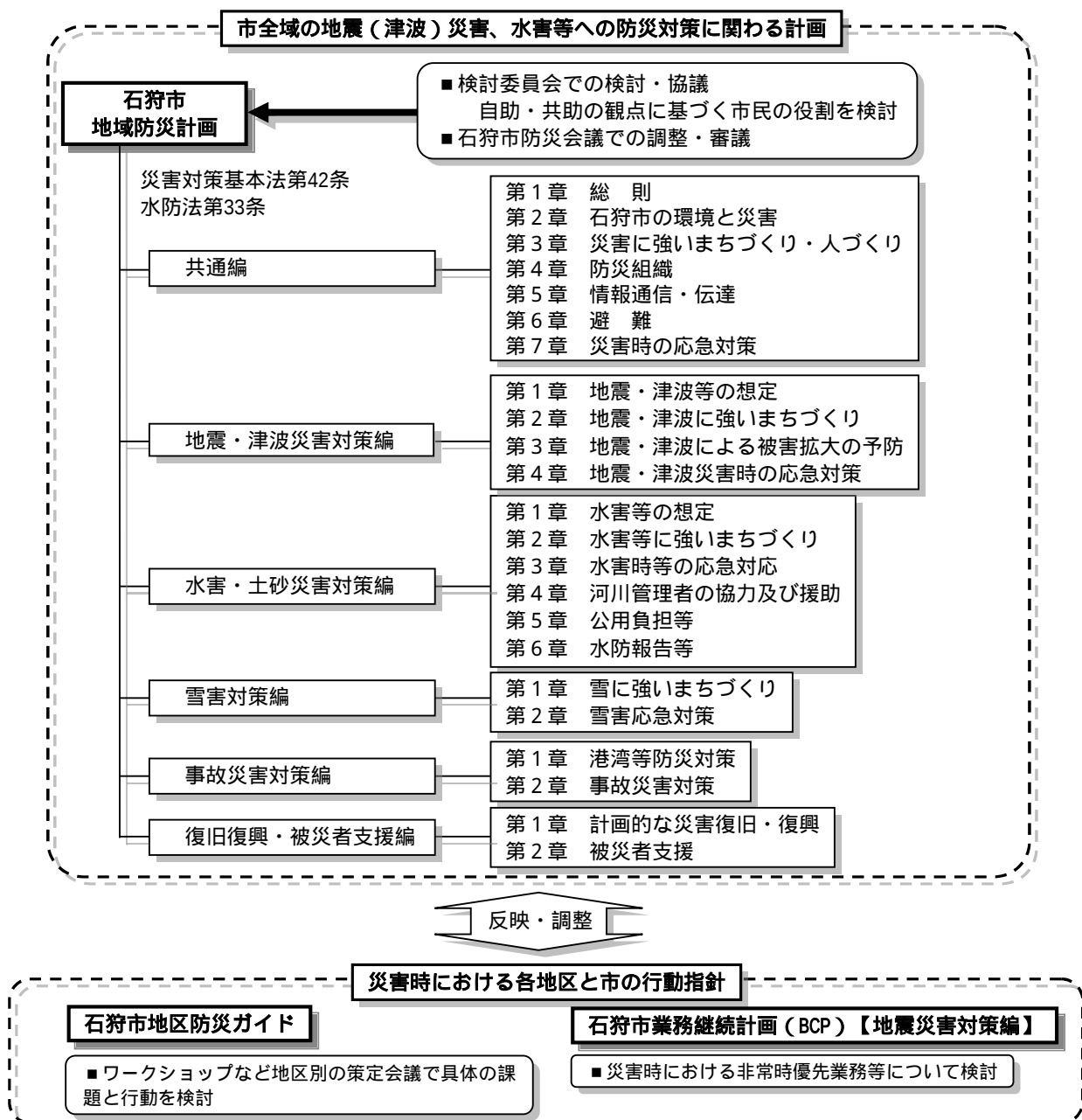
第3節 計画の構成

本計画は、6編で構成し、災対法及び水防法で規定される様々な災害の防災対策に関わる計画となっている。

本計画の全面改訂（平成25年3月）にあたり、市民や学識経験者で構成された「石狩市地域防災計画・水防計画改訂検討委員会」によって検討された「自助・共助」の観点に基づく市民の役割について記載を充実し、公助も含めたそれぞれの役割について、共通編で整理した。

また『石狩市地区防災ガイド』（以下「地区防災ガイド」という。）の策定にあたっては、地区別ワークショップ等の地区防災ガイド策定会議を開催し、各地区の市民の視点で避難行動などの災害時の行動のあり方を検討した（平成25年3月策定、平成30年5月改定、令和4年3月改定）。

市の防災計画は、市全体に関わる本計画及び具体的な行動指針である地区防災ガイドが相互に補完し、一体となって「自助」「共助」「公助」それぞれが、防災対策に万全を尽くすものである。また「石狩市業務継続計画（BCP）【地震災害対策編】」（平成27年3月策定、令和3年8月一部修正）は、具体的な市の災害対応業務とともに、市民サービスを継続すべき優先業務を視野に、有限の資源を最適配分することを目的とし、本計画における災害対応の実効性を高めるものである。



第4節 市民・事業所及び市の基本的責務

市民がすべきこと

自助：自らの命は自らが守る

日頃からの災害に対する備えを心がける

防災・災害に関心を持ち、自主的に行動する

共助：地域においてお互いに助け合う

事業所がすべきこと

自助：防災行動マニュアル、避難確保計画を策定するなど防災体制を整備する

事業継続計画（BCP）を作成し、早期に業務回復を図る

避難誘導・救助により、従業員の安全を確保する

共助：一般の避難者への物資提供など、可能な範囲で社会に貢献する

市がすべきこと

公助：防災・減災対策の実施

避難確保計画の作成支援及び管理

女性や高齢者等、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する

自然災害の発生を防ぐことは不可能であり、大規模災害時には、市及び防災関係機関だけでは、災害時の救助・救急・消火活動、避難等の対応や二次災害の防止を行うことも不可能である。そのため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

特に、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」との自覚を持ち、地域と共に行動することが重要であり、事業所においても「災害を最小限に食い止め、地域社会に貢献する」ことを基本理念として事業所内の災害対策に当たることが求められる。

市の防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念により、自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ること）、共助（市民等が地域において互いに助け合うこと）及び公助（自治体及び防災関係機関が実施する対策）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により、着実に実施されなければならない。

災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

そのため、地域の特性や起こり得る災害を考慮した防災対策の実施により、地域防災力の向上を図るとともに、防災に関する政策・方針を決定する過程や防災現場に女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、多様なニーズに対応できる防災体制の確立を図る必要がある。

なお、様々な感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

1 市民の責務

「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」（阪神・淡路大震災）や「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）（以下「東日本大震災」という。）「令和6年能登半島地震」の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、日頃より災害に対する備えを心がけるとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練などの自発的な防災活動への参加に努めるものとする。

また、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、地域においては、被害の拡大防止や軽減を図るために自主的に活動し、協力し合うことが重要である。

平 常 時 の 備 え	避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認 飲料水・食料等、最低3日分、できれば1週間分の家庭内備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備 隣近所との相互協力関係の構築 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得 町内会や自治会における要配慮者への配慮 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
災 害 時 の 対 策	自らの身の安全の確保 気象・災害情報の自発的収集と近隣への周知伝達 地域における被災状況の把握 近隣の負傷者・要配慮者の救助 住宅が破壊された場合等、状況に応じた自主避難 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築 防災関係機関の活動への協力 初期消火活動や避難・誘導等、自主防災組織への参加・活動

各地区の地勢に則した市民の「防災の心得」は、地区防災ガイドで定め、市民は、この心得に基づいた行動により被害を最小限にし、地域の防災力を向上させるよう努める。

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

平 常 時 の 備 え	災害時行動マニュアル、避難確保計画等の作成 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 防災体制の整備 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施 飲料水・食料等、最低3日分、できれば1週間分の事業所内備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備 事業継続計画（BCP）の作成
災 害 時 の 対 策	所有管理する施設の被害把握と二次災害の発生防止 従業員及び施設利用者への災害情報の提供 従業員及び施設利用者の避難誘導及び救助 初期消火活動等の応急対策 避難者の受入れ、ボランティア活動への支援、物資の供給等、可能な限りの地域貢献

3 市の責務

市長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するよう努めなければならない。

そのため、市の組織及び機能を挙げて災害対策を講ずるとともに、市民の自発的な自主防災組織の充実を図り、本計画に基づいて、災害の発生又は災害の拡大を防止する対策的確かつ円滑な実施に努めるとともに、災害発生後においては、石狩市業務継続計画（BCP）に基づき、市民生活の再建及び安定並びに都市機能の復旧復興を図るため、最大の努力を図らなければならない。

平 常 時 の 備 え	防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること 災害対策用資機材及び物資の備蓄、整備に関すること 市域に存する公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること
災 害 時 の 対 策	災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること 緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）の発令及び誘導に関すること 広報及び災害相談の実施に関すること 被災者に対する救助及び救護措置に関すること 緊急輸送道路の確保に関すること 公共施設・設備の応急復旧に関すること 保健衛生、文教、給水等の応急措置に関すること 関係防災機関との連絡調整に関すること その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること 被災者の生活確保に関すること 施設の災害復旧に関すること

第5節 防災関係機関等の業務及び水防責任の大綱

1 指定地方行政機関

災対法第2条第3号に規定する指定行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で、災対法第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定するもの。なお、市に係る指定行政機関を下記に示し、連絡先等を本計画資料編（以下「資料編」という。） - 1「防災関係機関連絡窓口一覧表」に示す。

札幌管区気象台	気象・地象・地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報を発表及び通知すること 洪水予報の発表及び通知すること
北海道開発局 札幌開発建設部 (札幌道路事務所) (滝川道路事務所)	国道の新設・改築・維持・修繕・災害復旧及びその他の管理に関すること
北海道開発局 札幌開発建設部 (札幌河川事務所)	洪水等により危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること 国の所有する雨量・水位観測所において観測した雨量水位を必要に応じ、水防管理団体に通知すること 直轄管理区域内の河川改修、維持管理及び災害復旧の実施に関すること
北海道開発局 小樽開発建設部 (小樽港湾事務所)	港湾の整備及び災害復旧に関すること

北海道森林管理局 (石狩森林管理署)	所管国有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関する事 所管国有林の林野火災の予防対策及び未然防止に関する事 災害時において市の要請に基づく緊急復旧用資材の供給に関する事 所管国有林に係る保安林、保安施設及び地すべり防止施設等の整備並びに災害復旧に関する事
第一管区 海上保安本部 小樽海上保安部	災害時における避難の援助、遭難船及び遭難者の救助等に関する事並びに人員及び物資の海上輸送に関する事 海上における犯罪の予防その他の治安維持に関する事 海上における遺体の検視に関する事 港内、沿岸の船舶に対する気象情報等の伝達に関する事
北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事
北海道経済産業局	救援物資の円滑な供給と確保に関する事 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事。 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 被災中小企業の振興に関する事
北海道運輸局	災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関する事 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関する事 災害時における自動車運送事業者に対する応援要請に関する事
東京航空局 丘珠空港事務所	災害時における空中輸送の連絡調整に関する事
北海道総合通信局	災害時における通信の確保に関する指導及び非常通信の訓練・運用・管理に関する事 北海道地方非常通信協議会の運営に関する事
札幌中央労働基準 監督署	事業場、工場等における災害の防止対策に関する事

2 自衛隊

陸上自衛隊 第11旅団 第10即応機動連隊	災害派遣要請権者の要請若しくは独自の判断に基づく部隊等の派遣の実施に関する事 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水、通信の支援等に関する事 水災派遣部隊による人命の救助、消防、救援物資の輸送、道路の応急措置啓開、応急医療、防疫、給水、通信の支援に関する事
航空自衛隊 当別分屯基地 第45警戒隊	災害派遣要請権者の要請若しくは独自の判断に基づく部隊等の派遣の実施に関する事 災害派遣部隊による救援物資の輸送、給水の支援等に関する事

3 北海道

石狩振興局 地域創生部危機対策室	北海道防災会議の決定に基づく石狩振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関する事 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関する事 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事 市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務並びに業務に対する援助及び総合調整に関する事 水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること 次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理団体に内容を通知すること a) 札幌管区気象台が気象の状況により洪水等のおそれがあると認め発表する通知を受けたとき b) 洪水のおそれがあると認め、北海道開発局長が札幌管区気象台と共同して発表する通知を受けたとき c) 水防法第16条第1項の規定により指定した河川につき、北海道開発局長または北海道知事が発表する水防警報を受けたとき 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事
石狩振興局 保健環境部保健行政室（江別保健所）	災害時における医療防疫対策の実施に関する事 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する事
石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター石狩北部支所	災害時における農業対策の実施に関する事
石狩振興局森林室	災害時における森林対策の実施に関する事
石狩振興局産業振興部石狩地区水産技術普及指導所	災害時における水産対策の実施に関する事
空知総合振興局 札幌建設管理部当別出張所	道道の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関する事 河川の維持管理及び災害復旧の実施に関する事 洪水等により危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること 道の管理する雨量・水位観測所において観測した雨量・水位を必要に応じ水防管理団体に通報すること

4 北海道警察

札幌方面北警察署	災害に関する情報等の収集報告及び広報に関する事 水災時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の実施に関する事 救出及び避難に関する事 行方不明者の調査に関する事 遺体の検視に関する事 交通規制に関する事 交通信号施設等の保全に関する事 犯罪の予防その他治安維持に関する事 危険物の保安措置に関する事
----------	--

5 石狩市

石狩市	市防災会議に関する事務に関すること 市災害対策本部（以下「災対本部」という。）の設置及び組織の運営に関すること 災害応急対策及び災害復旧資材の確保に関すること 防災組織の整備及び防災用資機材の備蓄に関すること 災害に関する被害の調査、情報収集及びそれらの報告に関すること 災害の予防と拡大の防止に関すること 救難、救助、防疫等被災者の救護に関すること 被災者の避難及び誘導に関すること 被災者に対する給水、給食及び諸物資の供給に関すること 遺体の搜索及び収容に関すること 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること 災害時における交通及び輸送の確保に関すること 災害復旧に関すること 防災上必要な教育及び訓練に関すること 災害時における廃棄物処理に関すること 水防法第3条の規定に基づく水防管理団体として、市内河川等に係る水防に関すること
石狩市教育委員会	災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること 学校等における防災上必要な教育及び訓練に関すること 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること

6 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災対法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定するもの。

なお、市に係る指定公共機関を下記に示す。

国立研究開発法人 防災科学技術研究所	市に設置している強震観測施設（設置場所：石狩市B&G海洋センター敷地内）に関すること
日本赤十字社 北海道支部石狩市地区	救援物資の供給に関すること 赤十字奉仕団の避難所等に対する奉仕に関すること 義援金の募集、救援物資の輸送・配分等の協力に関すること
日本放送協会 札幌放送局	防災に関する知識の普及に関すること 気象予警報、災害情報等の放送に関すること
日本郵便株式会社 北海道支社	災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること 郵便の非常取扱に関すること 市と締結した協定に基づく支援活動に関すること
北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社札幌北ネットワークセンター	電力施設等の防火管理及び災害時における電力の円滑な供給及び確保に関すること 電力施設の被災状況及び復旧見込等の周知に関すること

日本通運株式会社 小樽支店	災害時における貨物（トラック）自動車及び船舶による救助物資並びに避難者の輸送協力に関すること
福山通運株式会社 石狩営業所	
佐川急便株式会社 小樽営業所	
ヤマト運輸株式会社 花川センター	
西濃運輸株式会社	
東日本電信電話株式 会社 北海道事業部	災害時における重要通信の確保に関すること 災害時における非常・緊急通話の取扱いに関すること 避難場所への特設公衆電話等の設置に関すること 移動通信設備等の防災対策に関すること 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ携帯電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること 避難場所等における携帯電話の貸与等に関すること
KDDI株式会社	
株式会社NTTドコ モ 北海道支社	
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ株式会社	
ソフトバンク株式会 社	
イオン株式会社	災害時における支援物資の各種品目の調達、被災地への迅速な供給等に関すること
株式会社セブン・イ レブン・ジャパン	
株式会社ローソン	
株式会社ファミリー マート	

7 指定地方公共機関

地方独立行政法人及び港務局、土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災対法第2条第6号の規定により当該都道府県の知事が指定するもの。

なお、市に関係する指定地方公共機関を下記に示す。

北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエム・ノースウェーブ 株式会社STVラジオ	防災に関する知識の普及に関すること 気象予警報、災害情報等の放送に関すること
北海道ガス株式会社	ガス工作物（ガス製造設備及び供給施設）の保全、保安に関すること ガス製造及び供給に関すること
一般社団法人石狩医 師会	災害時における救急医療に関すること
札幌歯科医師会 北支部	災害時における歯科医療機関との連絡調整に関すること 災害時における歯科医療活動に関すること

一般社団法人 札幌薬剤師会	災害時における薬剤及び医薬品の供給に関すること
公益社団法人北海道 獣医師会石狩支部	災害時における家庭動物の対応に関すること
石狩土地改良区 石狩花畔土地改良区	土地改良施設の防災対策を行うこと 農業利水施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと
一般社団法人北海道 バス協会	災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資機材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
一般社団法人札幌地 区トラック協会	
一般社団法人北海道 警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所等の警備に関すること
公益社団法人北海道 看護協会	災害時における救急医療に関すること
一般社団法人北海道 LPガス協会	災害時におけるエルピーガスの円滑供給に関すること
一般社団法人北海道 建設業協会	災害時における応急対策業務を行うこと
社会福祉法人石狩市 社会福祉協議会	災害時におけるボランティアの受入れや派遣に関すること

8 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署・石狩消防団

石狩北部地区消防 事務組合石狩消防 署・石狩消防団	火災及び水害の予消防に関すること 被災者の避難及び誘導に関すること 救急業務に関すること 治安についての協力に関すること 災害応急対策及び災害復旧対策への協力に関すること 市との連絡調整に関すること 水防に関すること 消防団員の確保及び消防団の強化に関すること
---------------------------------	---

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

石狩湾新港管理 組合	災害時における港湾施設の復旧及び管理に関すること 港湾区域内の防災を図る上で必要な資機材の確保に関すること
石狩西部広域水道 企業団	災害時における広域的な飲料水の安定供給に関すること
札幌市農業協同組合 北石狩農業協同組合 石狩湾漁業協同組合	共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること 市が行う被害状況調査に対する協力に関すること 被災農家及び被害漁家に対する融資の斡旋に関すること 炊き出しの材料、副食及び調味料並びにその他の救済物資の確保の協力に関すること
石狩商工会議所 石狩北商工会	市が行う被害状況調査に対する協力に関すること 被災商工業者に対する融資の斡旋に関すること 物価安定についての協力に関すること 救助物資の確保についての協力に関すること

北海道中央バス株式会社	災害時における公共交通機関の確保に関すること 災害時における避難者の輸送等の支援に関すること
日本水難救済会 石狩救難所 厚田救難所 浜益救難所	水難予防に関すること 水難救助業務に関すること
一般運送業者	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保全、火災事故等の防止及び災害応急措置の実施に関すること 予防思想、安全管理の徹底に関すること
石狩市森林組合	災害時における林業対策の協力に関すること
当別町森林組合	災害時における林業対策の協力に関すること
医療機関	災害時における医療防疫対策の協力に関すること
一般財団法人石狩市防災まちづくり協会	自主防災組織等の活動推進に関すること 石狩市防災マスターの活動推進に関すること 市民の防災意識の普及啓発に関すること 災害時における避難所等への物資搬送に関すること

10 札幌圏防災関係機関連絡会

当連絡会は、札幌圏の自治体と防災関係機関が、災害応急対策を実施する際の相互の迅速かつ的確な連携活動を実施するため、札幌圏における大規模災害の発生に備え、平素から連携体制の強化に関する事項を協議し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的として設置している。

【1】札幌圏防災関係機関連絡会の概要

（1）札幌圏自治体の範囲

札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市及び当別町、以上5市1町とする。

（2）防災関係機関

陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、北海道（以下「道」という。）及び北海道警察（以下「道警」という。）とする。

（3）協議事項

消火・救助・救急等の活動の連携に関する事項
災害時における情報の伝達収集に関する事項
緊急物資の調達等に関する事項
緊急車両等の通行路確保に関する事項
ヘリコプターの効率的運用に関する事項
その他、災害に関する事項

第2章 石狩市の環境と災害

第1節 石狩市の地勢及び気候と災害

1 位置及び面積

本市は、石狩平野の西端、石狩川下流に位置し、その東端は東経141度35分、西端は東経141度14分、南端は北緯43度8分、北端は北緯43度44分であり、東西に短く、南北に長い。

総面積は、722.42km²であり、東に当別町、南に札幌市、南西に小樽市、北に増毛町、北東に新十津川町とそれぞれ接しており、西側一帯は日本海（石狩湾）に面している。

2 地勢

本市は、東西に28.88km、南北67.04kmに広がっている。市の北側に位置する厚田区・浜益区、及び当別町に連なる丘陵地や高台は山岳地帯となっているが、南部は平坦な地形となっている。

市の南部を石狩川が貫流して日本海に注いでいるほか、茨戸川・厚田川・浜益川など大小河川が市内を流れている。

3 気象

日本海に面しているので海洋性の気象を呈し、内陸と比較すると概して温暖で、気温較差が少ない。春季から夏季は南の風が吹くことが多く比較的穏やかであるが、冬季は北西の季節風がかなり強く、沿岸波浪も高い。各月の最大風速は西又は北西の風がほとんどで、20m/s以上の風が吹くこともある。

降水量は、年間1,000mm前後で札幌市よりやや少なく、秋季に多いが、年によっては7月下旬から8月上旬にかけて集中的に多いこともある。

年降雪量は、季節風によって日本海に発生する雪雲や、石狩湾に発生する小低気圧の影響を受けるため600cm前後となり、積雪の深さが約100cmを超えることもある。

初霜は周辺市町村よりやや遅く、濃霧はまれである。

資料編 - 1 に本市の「気象状況」を示す。

第2節 災害の記録

本市の気象災害の発生は、暴風雨及び融雪による水害が主で、以下冷害、火災等である。

特に水害については、本市を貫流する石狩川・茨戸川・知津狩川・発寒川などの氾濫によるものである。

また、平成30年には、北海道胆振東部地震による被害が発生している。

資料編 - 2 に本市の「災害記録」を示す。

また、本市における災害の想定については、各災害対策編に示す。

第3章 災害に強いまちづくり・人づくり

自 助 共 助	・ 自宅から指定緊急避難場所等までの避難経路を事前に調べ、避難路の安全対策を行う ・ 地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、日頃から家具の固定や耐震化など、自宅及びその周辺を対象に災害への備えを行う ・ 町内会や自治会、自主防災組織等の地域活動に積極的に参加し、地域内の人と人のネットワークをつくるとともに、災害時には助け合って避難する
公 助	・ 公共施設等の災害対策を推進する ・ 防災関係機関は連携して、災害発生を未然に防ぐ環境整備に努める

第1節 東日本大震災の教訓

2011年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、我が国の地震・津波避難対策は抜本的な見直しがなされた。それは、東北地方太平洋沿岸地域が、過去の津波被害の経験により津波に対する避難の意識が高く、行政も市民も対策の努力をしてきた地域であったにもかかわらず、死者・行方不明者あわせて1万8千人を超える甚大な被害になったからである。

この東日本大震災では、我が国が四方を海で囲まれ、また、いくつかの海底プレートが入り組むことから、地震と津波から逃れることができない宿命を背負っており、基本的な認識として、自らの命は自ら守るのが基本であり、一人ひとりの迅速な避難や適切な対応が重要であることが確認された。

その一方で、津波からの迅速な避難の重要性については、これまでも指摘されてきたことであり、再び多くの犠牲者を出さないための対策が重要となる。このため、防災意識の向上を唱えるだけでなく、具体的な体制の構築が重要となる。

また、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路・避難階段等の整備、大津波警報・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）の確実な情報伝達といった対策は、一人ひとりの素早い避難を後押しするために果たすべき行政の責務であり、着実な対策の実施が求められる。

このように、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を教訓として、市においても、今後の地震津波災害に対して、市及び市民や地域等が迅速かつ適切に対応できるよう、地震津波災害対策の充実・強化が必要不可欠である。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

あらゆる災害の発生及び被害の拡大の防止を図るため、次の災害予防対策を積極的に推進する。

1 災害に強い都市構造の形成

災害時に、まち全体が有効に機能するために、災害時に配慮した公共施設・道路・公園・ライフライン施設等を整備するとともに、地域の特性に配慮し、災害に強いまちづくりを推進する。

2 情報伝達手段の確保

災害時、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）等の多様な伝達手段を活用し、市民や地域、事業所等へ情報を提供できるよう整備を推進する。

また、テレビ難視聴地域においては、市は共聴施設の耐災害性強化等により、災害時における機能強化を図られるよう環境整備を推進する。

市の「防災行政無線の配備状況」については、資料編 - 3 に示す。

3 消防力の整備

市及び石狩北部地区消防事務組合石狩消防署・石狩消防団（以下「石狩消防署等」という。）は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

なお、消防団員については、自主防災組織の構成員であっても、その豊富な知識と高い技術力を災害時において活用するため、消防団活動を優先するものとする。

市の「消防施設の整備状況」については、資料編 - 1 に示す。

4 地元企業との連携

市で災害が発生した場合、地元企業の機械力が復旧・復興への近道となる。このことから、平常時においては、地元企業が保有する機械力を維持する施策を推進する。

5 物資等の備蓄・調達・確保

【1】市の備蓄

市は、災害時において市民の生活を確保するため、食料その他の生活物資等の備蓄に努める。災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

また、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

市の「備蓄状況」については、資料編 - 2 に示す。

【2】応急給水資機材の整備

市は、災害により水道施設が損壊し、供給が困難となった場合に速やかに応急給水活動が行えるよう、給水タンクや給水袋の備蓄・更新等、応急給水資機材の整備に努める。

【3】災害時応援協定

市は、災害発生後早急に食料その他の生活物資等の調達ができるよう、民間事業者等との応援協定の締結を推進する。

また、平時から、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

市の「災害時応援協定締結事業者等」については、資料編 - 1 に示す。

【4】市民の家庭内備蓄と事業所単位での備蓄

市民は、災害時に食料等の供給が滞った場合に備え、日常備蓄から始めて、最低3日分、できれば1週間分程度の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等を備蓄するとともに、避難時の非常持出品等として、薬などの個人で必要なものや貴重品等を準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料を確保するよう努める。

非常時持出品及び備蓄品の目安（家庭用）

非常時持出品（避難の時に持ち出すもの）	非常時備蓄品（備蓄しておくもの）
☐ 貴重品 （携帯電話：充電器も必要、家や車の鍵、現金、印鑑、通帳、運転免許証、健康保険証、お薬手帳、母子手帳、家族の写真、住所録） ☐ 個人として必要なもの （メガネ、コンタクトレンズ、入れ歯、常備薬、大人用おむつ、生理用品、アレルギー対応食、離乳食、粉ミルク、ほ乳びん、紙おむつ、杖やストーマ装具等） ☐ 食料品等 （飲料水：目安は1人1日3ℓ、非常食、食器類：スプーン・はし・カップ） ☐ 情報収集品 （ラジオ、筆記用具、ノート） ☐ 清潔、健康のためのもの （洗面具：歯ブラシ・タオル・石けん等、衣類：下着・ジャンパー・雨具・手袋等、救急セット、消毒液） ☐ 便利品 （懐中電灯、ナイフ、缶切り、ライター、マッチ、ロウソク、ヘルメット、安全帽、ホイッスル、マスク、軍手、レジャーシート、ロープ、スリッパ、上靴、毛布又は寝袋、カイロ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ウエットティッシュ、ビニール袋）	☐ 個人として必要なもの （大人用おむつ、生理用品、アレルギー対応食、離乳食、粉ミルク、ほ乳びん、紙おむつ） ☐ 食料品等 （飲料水：目安は1人1日3ℓ、非常食、食器類：スプーン・はし・カップ） ☐ 清潔、健康のためのもの （洗面具：歯ブラシ・タオル・石けん等） ☐ 便利品 （乾電池、カセット式コンロ、スเปアガス、消火器、ランタン、レジャーシート、ロープ、カイロ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ウエットティッシュ、ビニール袋、ラップ、バケツ、簡易トイレ、停電時でも使える冷暖房器具、モバイルバッテリー、車用充電器）

事業所等においては、従業員等の帰宅困難等に対応するため、最低3日分、できれば1週間分程度の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等を備蓄するよう努める。

非常時備蓄品の目安（事業所用）

事業所内備蓄品	
☐ 非常食（賞味期限の長い物を3日分程度） ☐ 飲料水（1人1日3ℓ×3日分程度） ☐ 炊事用具、給水タンク ☐ 使いすて食器類 ☐ 医薬品、救急用品 ☐ 毛布又は寝袋 ☐ 簡易トイレ ☐ ティッシュペーパー、トイレットペーパー	☐ 石けん ☐ ラジオ、トランシーバー ☐ 発電機、投光機 ☐ ストーブ ☐ 救助、復旧資材（担架、工具セット、スコップ、ロープ等） ☐ 防護資材（ビニールシート、ヘルメット、軍手等）

【5】備蓄等の啓発

市は、一般財団法人石狩市防災まちづくり協会（以下「防災まちづくり協会」という。）等と連携して、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、市民や事業者に対し、最低3日分、できれば1週間分の食料及び飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

6 地域防災力の向上

市は、防災まちづくり協会等と連携し、災害時において、地域で相互に協力し助け合うことができるよう、自主防災組織の設立を支援するとともに、訓練等を支援し、地域防災力のさらなる向上が図られるよう推進する。

また、石狩市防災マスターの派遣や防災気象情報に関する専門家の活用、防災資機材を助成するなど、各自主防災組織がより実践的な訓練を行えるよう環境整備に努める。

第3節 災害に強い人づくりの推進

災害に強い人づくりを推進するためには、市民一人ひとりが防災・減災に強い関心と高い意識を持つことが重要である。

1 防災知識の普及・啓発

【1】職員に対する防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、職員に対して防災に関する体制・制度・対策等について、講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により、防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

【2】市民に対する防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、災害時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、市民に対し、災害についての正しい知識、日頃の備え、防災対策等について啓発し、防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

また、地域防災力を高めていくため、一般住民向けの体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の実施を図る。

(1) 普及・啓発内容

- 災害に対する心得
- 災害に関する一般知識
- 非常食、飲料水、身の回り品等、非常時持出品や緊急医療の準備
- 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- 災害情報の正確な入手方法
- 出火の防止及び初期消火の心得
- 外出時における災害時の対処方法
- 自動車運転時の心得
- 救助・救護に関する事項
- 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- 水道、電力、ガス、電話などの災害時の心得
- 要配慮者への配慮
- 各防災関係機関が行う災害対策

(2) 普及・啓発方法

- テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットを利用した普及・啓発
- 広報誌（紙）、広報車両を利用した普及・啓発
- 映画、スライド、ビデオ等による普及・啓発
- パンフレットの配布による普及・啓発
- 防災イベントや講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- 学校等における避難訓練と合わせた防災教育の実施
- 地元消防団を活用した普及・啓発

2 学校等教育機関における防災思想の普及

【1】児童・生徒等に対する防災知識の向上・防災の実践活動の習得

学校等教育機関においては、児童・生徒等に対し、災害の現象、予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

【2】教職員等に対する研修機会等の充実

児童・生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

【3】実態に応じた内容の実施

防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

【4】各種機会を活用した防災知識の普及

社会教育においては、PTA、成人学級、女性団体等の会合やいしかり市民カレッジ、各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 自主防災組織等の住民組織の育成・強化**1 自主防災組織の育成**

市は、防災まちづくり協会等と連携し、町内会・自治会、事業所等に対し、自主防災組織の結成を働きかけるとともに、地域住民相互の緊密な連携のもと地域防災活動が行えるよう、その活動の活性化に努める

市民は、自主防災組織に積極的に参加し、日頃からの防災活動並びに災害時の応急活動に可能な範囲で参加・協力するものとする。

【1】自主防災組織の編成内容

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、組織内の役割分担を明確にすることとあわせて規模の大小、地域の実情に応じて編成する。

自主防災組織の編成例と役割例（例 町内会・自治会）

災害時の役割			平常時の役割
本部	会長（本部長）	○ 災害活動等の指揮・調整等	● 防災関係機関との連絡調整 ● 任務分担、連絡網の作成 ● 防災訓練の実施（各部共通） ● その他防災に関すること
	副会長（副本部長）	○ 本部長の補佐	
	防災部長	○ 活動班との調整、防災機関への連絡等	
活動班	情報連絡班	○ 災害・被害状況の把握、安否確認など	● 危険箇所の把握、避難先の把握
	初期消火班	○ 出火防止の呼びかけ、初期消火	● 安全点検の指導、水利の点検
	救出・救護班	○ 救出・救助、負傷者の応急手当など	● 防災資機材の点検、救急講習の受講
	避難誘導班	○ 避難経路の安全確認、避難誘導など	● 避難所等の周知、要配慮者の把握
	給食給水班	○ 救援物資の配付、飲料水の確保、炊き出しなど	● 備蓄品の点検、給水拠点の把握

【2】自主防災組織の結成及び育成の支援

市は、防災まちづくり協会等と連携し、町内会・自治会、事業所等を単位とする自主防災組織の結成及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や高齢者や障がい者等の要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

【3】自主防災組織活動に関する支援

市は、防災まちづくり協会等と連携し、自主防災組織が訓練等で使用する防災資機材を助成し、必要に応じ防災資機材保管庫を貸与する。また、これらの防災資機材は、災害時ににおいて使用するため、石狩市防災マスターの協力を得て、使用方法等の指導を行う。

2 自主防災組織の平常時の活動

自主防災組織の平常時の活動内容は、以下の事項を基本とし、各自主防災組織の状況に応じて実施するものとする。

【1】防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、市民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である。そのため、集会等を利用して防災講習会等を開催し、防災に対する正しい知識の普及を図る。

【2】地域の安全点検

災害時における被害拡大防止のため、地震や洪水等の災害時に避難の障害となることが予想される事項や火災等の危険箇所について、日頃から地域の安全点検を行って把握し、改善に努める。

【3】地域住民ならびに要配慮者の把握

災害時における避難支援等を円滑に図るためには、日頃からの地域内のコミュニケーションを促進する中で、地域の要配慮者の把握や、支援者となり得る人材の確保に努めるとともに、訓練等を通して安全な避難支援等が行えるようにする。

【4】防災資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置を講ずることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくとともに、これら資機材は日頃から点検し、また、使用方法の習得に努め、災害時に直ちに使用できるようにする。

【5】防災訓練の実施

災害時、人々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練並びに避難所運営訓練がある。個別訓練としては、通常次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

(1) 個別訓練

地域の特性を考慮し、おおむね次のような訓練を実施する。

初 期 消 火 訓 練	火災の拡大・延焼を防ぐため、消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する
防 災 資 機 材 取 扱 訓 練	市が貸与している防災資機材の使用方法を学び、救出や搬送方法などを実際に体験する
救 急 応 急 処 置 訓 練	災害時に負傷した場合を想定し、身の回りの用具を使用した止血や骨折の手当並びにAEDを使用した心肺蘇生法の方法を習得する
防 災 運 動 会	町内会・自治会がいつも行っている運動会に、担架搬送リレーやバケツリレーなどの競技を取り入れた訓練を体験する
D I G (災 害 図 上 訓 練)	自分たちの地域を地図上で確認し、書き込みをすることで災害の危険性を「見える化」し、災害時の活動に生かす
H U G (避 難 所 運 営 ゲ ー ム)	カードを使いゲーム形式で避難所運営を体験し、避難所で発生する様々な出来事への対応について習得する
防 災 講 習 会	スライドやDVDを活用し、自主防災組織の必要性や市の防災対策を学ぶ

(2) 総合訓練（発災対応型訓練）

災害の発生により、市内に大きな被害が生じたことを想定し、町内会・自治会や事業所等、地域が主体となり、総合的な災害対応の訓練を実施する。その訓練項目は、おおむね次のとおりとする。

自主防災組織災害対策本部設置訓練
避難誘導訓練
情報収集伝達訓練
初期消火訓練
救出・救護訓練
給食給水訓練
避難行動要支援者支援訓練

(3) 避難所運営訓練

大規模災害時は、指定避難所に多くの避難者が押し寄せることから混乱が予想される。

災害時の避難所等の円滑な運営を図るため、各自主防災組織は「指定避難所運営マニュアル」に基づき、市民、石狩市防災マスター、市職員及び施設管理者等が一体となって実施する避難所運営訓練に、積極的に参画するものとする。

また、各地区における避難所運営訓練については『石狩市防災技術取得DVD～避難所運営訓練編～』（令和元年3月策定）や地区防災ガイドに記載されている災害や地域特性を参考にし、創意工夫して実施しなければならない。

「指定避難所運営マニュアル」については、資料編 - 1 に示す。

3 自主防災組織の災害時の活動

自主防災組織は、災害時において組織員の安全が確保できる範囲において「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもと、以下の活動を実施し、被害拡大の防止に努めるものとする。

- 1．被災情報の収集伝達、防災関係機関との連絡
- 2．避難所運営本部への協力
- 3．地区住民の安否確認、避難誘導
- 4．出火防止の呼びかけ、初期消火
- 5．負傷者の救出・救護・応急手当
- 6．非常食等の救援物資の配付協力など

【1】災害時の身の安全の確保（自助）

災害時において、自主防災活動の第一の目標は、自助として自分の身を守ることである。

市民は、日頃から家庭内の安全確保に努め、災害時の身の安全と被害防止に努めなくてはならない。

【2】自主防災活動への参加（共助）

市民は、災害時には家族や地域と協力しあって、被害の拡大防止や軽減を図るため、可能な範囲で自主的な防災活動に努めるものとする。

また、災害時の活動を円滑に行うため、日頃から災害への備えを行い、地域活動への参画に努めなくてはならない。

【3】情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して、災対本部へ報告する。

また、防災関係機関の提供する情報を地域内の市民に伝達して、不安の解消を図るとともに、的確な応急活動を実施する。

連絡手段	電話を基本とし、電話が使用できない場合、指定避難所等の防災行政無線等、使用可能な伝達手段を使用する
報告内容	地域における被害状況、負傷者の有無、安否情報、火災の発生状況等

第5節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

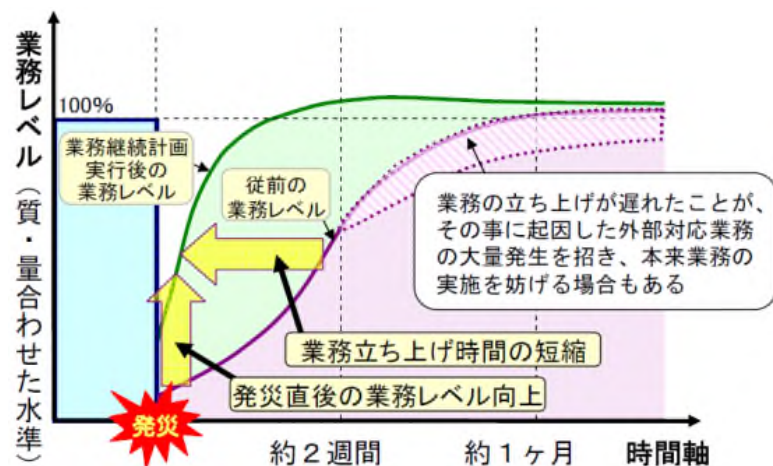
BCPは一般的に「事業継続計画」、行政では「業務継続計画」と訳する。

1 業務継続計画（BCP）の概要

ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

（出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」

平成22年4月 内閣府（防災担当））



2 業務継続計画（BCP）の策定

【1】市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるため、業務継続計画の策定や改善に努める。

【2】事業者

事業者は、事業の継続など災害時における企業の果たす役割を十分に認識し、優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

【3】庁舎等の災对本部機能等の確保

市は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や非常用自家発電設備など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、協定締結を含めて、十分な期間に対応する食料、飲料水、冷暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

また、市は災害時の拠点となる庁舎等について、耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第6節 災害時要配慮者対策

災害発生直後から、市民は不安な気持ちを抱きながら最寄りの避難場所に避難することとなり、このような混乱の中では、高齢者や障がい者などの要配慮者の避難は、周りの人たちの協力がなければ迅速な避難が困難となる。

要配慮者が安心して暮らせる環境は、頼れる人がいることや、助けに駆けつけてくれる人、いざというとき適切な情報を提供してくれる人が身近にいることである。

このようなことから、防災関係機関と福祉及び地域の自主防災組織等とが互いに連携を図りながら、要配慮者が安心して暮らせる福祉社会を目指して、災害時において自力避難が困難な方（乳幼児、妊婦等を含む）のための「地域でつくる安心ネットワーク」づくりを推進する。

1 災害時における関係機関の役割

【1】市（災対本部）

災害時には、本計画に基づき災対本部を設置し、被害状況の把握に当たるとともに、防災関係機関との連携による被害の拡大防止対策や救助・救出活動などを実施する一方、要配慮者等の安否確認及び避難支援の情報を集約し、安否等の問い合わせなどに対し、その情報の提供を行う。

津波・洪水・土砂災害の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する「避難確保計画」の作成と避難訓練の実施、報告が義務として課される「要配慮者施設」の基準については、「地震・津波災害対策編」「水害・土砂災害対策編」に記載し、施設名については、資料編 - 13「避難確保計画の作成等が必要な要配慮者利用施設」に示す。

【2】石狩北部地区消防事務組合石狩消防署・石狩消防団

要救助者の救助・救出活動を実施するとともに、避難行動要支援者名簿に記載されている方の安否確認及び避難の支援も行い、負傷者がいる場合は、救急搬送などを行う。

【3】避難所運営本部

避難者は、避難所運営本部を各避難場所内に直ちに設置し、次の任務に当たる。

なお、地区の情報や災害の規模などに応じて、本部長は本部員の増強を図る。

- 1．効率的な安否確認の実施に関すること。
- 2．安否確認実施協力機関に対する適切な情報提供に関すること。
- 3．安否情報等の集約及び災対本部への報告に関すること。
- 4．要配慮者に対する災害情報の提供に関すること。
- 5．災対本部や防災関係機関への情報提供に関すること。

【4】石狩市社会福祉協議会

災害時には、さまざまな分野において災害ボランティアの協力が必要となる。石狩市社会福祉協議会は、災対本部及び北海道災害ボランティアセンターと連携して、被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、市総合保健福祉センター（りんくる）に災害ボランティアセンターを設置し、早期にその受入れ・運営を行う。

また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者や運営における役割分担等をあらかじめ明確化するよう努める。

【5】石狩市民生委員児童委員連合協議会

民生委員法及び児童福祉法に定める民生委員児童委員は、災害時に、安否確認実施協力機関の一員として、同法に定める日頃の職務経験を生かし、安否確認等に必要な情報の提供を行う。

【6】高齢者クラブ連合会

高齢者クラブ組織を有する地区においては、日頃のコミュニケーションを通して得た情報を、避難所に設置する避難所運営本部に提供するとともに、安否確認実施協力機関にも協力する。

【7】地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、日頃の地域活動を通して得た情報を避難所に設置する避難所運営本部に提供するとともに、安否確認実施協力機関にも協力する。

【8】身体障害者福祉協会

災害時の避難所に設置される避難所運営本部に対して、身体障害者福祉協会等の会員は、平常時のネットワークを活用して得られた安否情報等を直ちに提供し、福祉的支援の面からも助言・協力等を行う。

2 避難行動要支援者制度

【1】避難行動要支援者名簿等の作成等

市は、市内に居住する要配慮者の内、災害時に特に避難支援を要する者について、その円滑かつ迅速な避難の確保を行うため避難行動要支援者名簿を作成し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画の作成に努め、災害時に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（以下「要支援者名簿等」という。）に基づき、安否確認実施協力機関等の協力を得て、要支援者名簿等登録者の安全確認、避難誘導などを実施する。

本要支援者名簿等は、災害時における安否確認に使用する貴重な情報であり、事前に指定避難所のほか、避難支援等関係者（石狩北部地区消防事務組合、札幌方面北警察署、市の区域に置かれた民生委員、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会、市内の町内会及び自治会）に提供し災害に備える。

【2】避難行動要支援者の範囲

生活の基盤が市の区域内に存する自宅にある者の内、次の要件に該当する者を避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）とする。

1. 要介護認定2～5を受けている者
2. 身体障害者手帳を所持し右表に該当する者
3. 療育手帳Aを所持する知的障がい者
4. 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
5. 難病患者であり、身体障がい1・2級である者
6. その他特に支援の必要を認めた者

障害の種別		障害の級別
視覚障害		1級又は2級
聴覚障害		2級
肢体不自由	上肢	1級、2級の1又は2級の2
	下肢	1級又は2級
	体幹	1級又は2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1級又は2級
	移動機能	1級又は2級
呼吸器機能障害		1級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級
小腸機能障害		1級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級又は2級
肝臓機能障害		1級又は2級

【3】避難行動要支援者の把握

市は、要支援者名簿等を作成するにあたり、該当者把握のため、市内部の関係部局で把握している、要介護高齢者や障がい者の情報を、要介護状態区分や障がい種別などの支援区別に把握するよう努める。

また、市で把握していない情報の取得が要支援者名簿等の作成のために必要と認められるときは、北海道知事（以下「知事」という。）その他の者に対して情報提供を求めることができる。

【4】要支援者名簿等の更新と情報共有

市は、要支援者の異動等を把握し、要支援者名簿等の情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要支援者名簿等の活用を支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、要支援者名簿等の情報の適切な管理に努める。

また、要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有・周知を図る。

なお、災害時には本人同意がなくても名簿情報を共有できることについて、留意する。

【5】要支援者名簿等の管理

（1）避難所運営本部

災害時においては、効果的な安否確認が実施できるよう、本部長が要請した場合に当該要支援者名簿等を取り扱わせる。

（2）避難支援等関係者

要支援者名簿等の提供を受けた避難支援等関係者は、次の事項を遵守することとする。

要支援者名簿等を取り扱う者を必要かつ最小限に限定すること。

要支援者名簿等は、施錠可能な場所へ保管する等により、厳重に保管すること。

要支援者名簿等は、必要以上に複製しないこと。

内容が最新となった要支援者名簿等に係る情報の提供を受けた場合は、既に提供を受けた要支援者名簿等を直ちに市長に返却すること。

要支援者名簿等を紛失し、及び要支援者名簿等について異常があった場合は、直ちに市長に報告すること。

【6】安否確認実施協力機関

町内会・自治会の役員や自主防災組織等の避難誘導班は、地域の要支援者名簿に基づいて個別に安否確認を行い、その結果を避難所運営本部に報告する。

なお、地域の実情や災害の発生状況により、必要に応じて安否確認実施協力機関の増強を図る。

【7】避難行動要支援者への避難のための情報伝達

市は、要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、情報伝達手段の多重化に務めるものとする。なお、避難指示等の判断基準は、各災害対策編に示す。

【8】避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることを第一とし、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

3 避難行動要支援者の安否確認

要支援者の安否確認の実施は、資料編 - 3 に示す「避難行動要支援者支援マニュアル」による。安否確認等の実施フロー図については、各災害対策編に示す。

4 外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人について、関係機関等と連携し、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう環境づくりに努める。

- 1．防災意識の普及・啓発
- 2．外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施
- 3．避難標識等の多言語化や災害情報を多言語で受け取ることができる情報伝達方法の充実等
- 4．やさしい日本語による情報発信

第7節 災害ボランティアとの連携

災害時には、多くのボランティアが避難所等での炊き出し、物資の仕分け、配付など救援活動に駆けつけ、その活動は、被災者の心身及び生活の安定、再建などに大きな力を発揮する。

本市では、災害時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティアと行政との間の信頼関係を確立し、連携協力の体制づくりを推進する。

1 ボランティアの活動分野

ボランティアの活動は、被災者の安否確認、避難者の生活支援、医療・看護活動、高齢者等の介護など広い範囲におよび、専門的な知識や技術、経験などが必要となる分野もあることから、その受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮する。

なお、災害ボランティアは「専門的ボランティア」と「一般的ボランティア」に区分する。

項 目	専門的ボランティア	一般的ボランティア
ボランティア の活動分野	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師等の医療関係従事者 建築物の応急危険度判定士 通訳（外国語、手話）、翻訳 被災者への心理治療 高齢者、障がい者等の看護 アマチュア無線技師等 その他専門的知識・技能を要する活動等	指定避難所運営の協力 炊き出し、食料等の配付 救援物資や支援物資等の仕分け・配給 清掃及び防疫 安否確認、生活情報の収集・伝達 その他災害応急対策事務の補助並びに被災地における軽作業

2 災害ボランティアの受入れ

市は、石狩市社会福祉協議会、ボランティア団体及び関係機関と連携し、災害発生後にボランティア活動を行う団体等との連絡調整に対応するため、市総合保健福祉センター（りんくる）にボランティアの対応窓口を設置する。

ボランティアの受付は、石狩市ボランティアセンター（石狩市社会福祉協議会内）で行うこととし、石狩市社会福祉協議会が定める「災害ボランティア受付票」により受け付けることとする。

3 ボランティアが活動しやすい環境の確保

市は、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、的確な情報及び活動場所を提供する。

【1】ボランティア需要の把握及びボランティアへの情報提供

市は、市が行う応急活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者からのニーズ等を把握し、被災地の状況等とあわせて的確な情報を提供する。

【2】活動拠点の提供

市は、ボランティアから活動拠点に関する要望があったときは、速やかに市の公共施設等をボランティア活動拠点として提供するとともに、市及びボランティア双方の活動が円滑に実施されるよう調整する。

【3】ボランティア活動保険

災害発生後、市民がボランティアとして災害拠点等で安心して、炊き出し、物資の仕分け、災害援護活動を行うためには、事故が発生した場合の保障制度が必要である。

このため、ボランティアが事前に保険加入していることを原則とするが、石狩市社会福祉協議会は、ボランティアに対しボランティア活動保険の加入を勧めるとともにその受付を行うこととする。

また、ボランティアは、現地集合・解散を原則とするが、次の場所を活動拠点として提供する。

ボランティアの活動拠点

項 目	内 容 ・ 条 件 等	対 象 施 設
ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 拠 点	1. ボランティアがミーティングや作業等に自由に活用できる場所 2. 活動への支援として、電話・FAX等の通信機器、コピー機、事務用品の貸し出し	市民図書館

第8節 防災訓練の実施

災害関係業務従事者の防災に関する知識及び技能の向上と市民に対する防災知識の普及を図り、災害応急対策を円滑に実施することを目的として行う防災訓練の実施については、以下に定めるところによる。

【1】訓練の実施機関

市、市教育委員会及び市防災会議構成機関並びにその他の防災関係機関及び団体。

【2】訓練の種類

（1）総合防災訓練

具体的な災害を想定し、関係行政機関と協力して、防災業務に従事する職員の総合防災訓練、地域住民の津波・水害・土砂災害等からの避難訓練等の実施又はその指導を行う。

（2）水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び消防団員に対し、水防作業の技能を習得させるため、水防法第32条の2に定めるところにより毎年水防訓練を実施しなければならない。

水防訓練は、水防機関の動員、水防工法、水防資材及び機材の輸送などの訓練を実施する。

（3）災害情報伝達訓練

災害時における防災に関する命令の伝達、観測結果、その他の情報等の伝達を迅速かつ的確に行えるよう訓練又はその指導を行う。

（4）非常招集訓練

災害時に迅速に非常配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び参集要領等についての訓練の実施又はその指導を行う。

（5）初期消火訓練

消火機材を使用した消火訓練の実施及び訓練の方法、要領等の指導を行う。

（6）避難救助訓練

災害時において、危険が切迫していることを想定した避難及び誘導訓練並びに自力による立退きが不可能な場合を想定した救出救助訓練の実施又はその指導を行う。

(7) 避難所運営訓練

大規模災害時は、避難所等には多くの避難者が押し寄せ、混乱が予想されることから、災害時の指定避難所の円滑な運営を図るため、資料編 - 1 に示す「指定避難所運営マニュアル」及び別に定める「石狩市防災技術取得DVD～避難所運営訓練編～」等に基づき、市民、市職員及び施設管理者等が参画する避難所運営訓練の実施を推進する。

(8) 避難行動要支援者安否確認訓練

災害時において、自力避難困難な方の安否を確認するため、要支援者安否確認制度を制定するとともに、市民の協力を得て安否確認訓練を実施する。

(9) その他災害に関する訓練

【3】訓練の回数

訓練の種類ごとに随時実施するものとする。

【4】訓練の実施要領

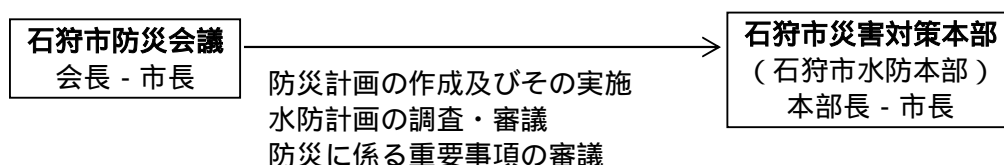
その都度定めるものとする。

第 4 章 防災組織

災害の予防、応急対策、復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

市には、災対法に基づく防災に関する組織として、石狩市防災会議（本章第 1 節参照）と災対本部（本章第 2 節参照）がある。

その系統は下図のとおりである。



第 1 節 石狩市防災会議

石狩市防災会議（以下「防災会議」という。）は、災対法第16条第 1 項及び資料編 - 1 に示す「石狩市防災会議条例」（昭和37年条例第23号）の規定により設置するものである。

1 石狩市防災会議

【 1 】石狩市防災会議の構成及び任務

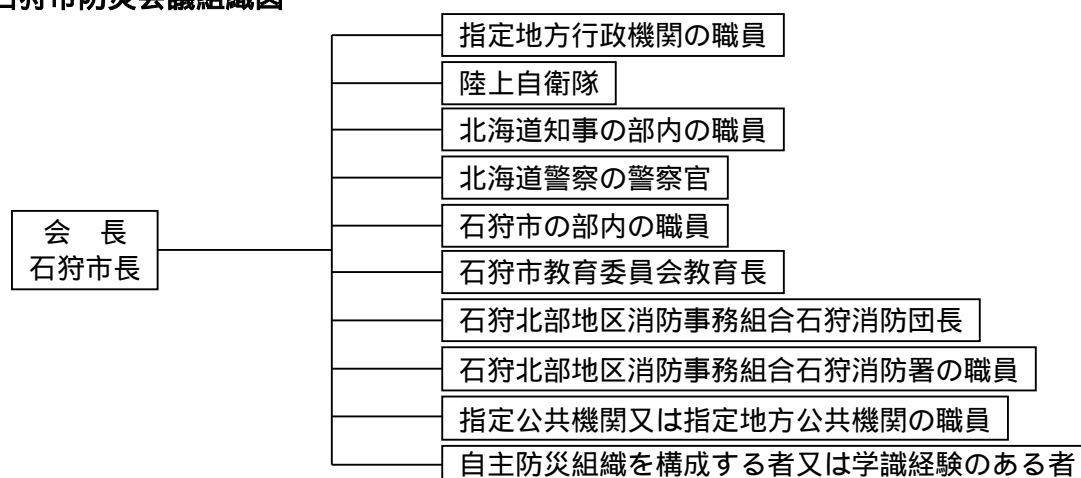
防災会議は、市長を会長とし、防災行政を円滑に運営するため、次の事務を任務とする。

- 1．石狩市地域防災計画の作成及びその実施
- 2．水防法第33条第 2 項及び第34条第 1 項に基づく石狩市地域防災計画の調査及び審議
- 3．市の地域に係る防災に関する重要事項の審議

【 2 】石狩市防災会議の運営

資料編 - 1、 - 2 に示す「石狩市防災会議条例」及び「石狩市防災会議運営規程」（昭和51年 9 月17日防災会議議決）の定めるところによる。

【 3 】石狩市防災会議組織図



第 2 節 石狩市災害対策本部

災対本部及び石狩市水防本部（以下「水防本部」という。）は、災害時において、本計画の定めるところ（災対法第23条の2第1項）により設置し、防災会議と密接な連絡のもと、災害予防及び応急対策を総合的に実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

1 石狩市災害対策本部

【1】本部の設置基準

災対本部は、市長を本部長、副市長・教育長・代表監査委員を副本部長とし、以下の基準により設置する。

（1）地震（震度）による基準

市内において震度5弱以上が観測される地震が発生したとき。

（2）気象による基準

次の項目のいずれかに該当し、市長が必要と認めるとき。

- 1．気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、暴風、暴風雪、大雨、大雪、波浪、高潮及び洪水の警報が発表され、総合的な災害対策を必要とするとき。
- 2．災害時であって、広範囲において対策を図る必要があるとき。
- 3．津波警報等が発表され、局地的な災害時であるとき。

（3）大事故等による基準

- 1．大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、その規模及び範囲からして特に総合的な対策を必要とするとき。
- 2．大規模な停電により、人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大、長期化するおそれがあるとき。

【2】各部の組織及び所掌事務

災対本部に、災害時の状況及び発生した災害に対する対応状況に応じて、次に示す対策部の内、必要な対策部を置き、状況に応じて現地災害対策本部を置く。また、各対策部に班を置き、その名称、配置市職員及び所掌事務については、資料編 - 3 の「石狩市災害対策本部編成及び事務分掌」に示す。

なお、以下の各号に示す状況において設置する対策部等については、資料編 - 2 の「石狩市災害対策本部組織図」に示す。また、配置する市職員数については、本部長の指示により状況に応じて増員若しくは減員するものとし、各対策部で取り組む業務については、全職員の総力をもって当たらなければならない。

- | | | |
|-------------------|---------|---------|
| 1．総務対策部 | 2．避難対策部 | 3．生活対策部 |
| 4．保健対策部 | 5．経済対策部 | 6．建設対策部 |
| 7．教育対策部 | 8．財務対策部 | |
| 9．地域対策部（厚田区・浜益区） | | |
| 10．生活対策部（厚田区・浜益区） | | |
| 11．教育対策部（厚田区・浜益区） | | |

【3】設置に関する周知等

災対本部は、市庁舎内に置くものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、災対本部の機能を確保できる他の庁舎等に設置する。

災対本部を設置したときは、直ちに市職員全員に庁内放送、無線及び有線電話等で周知す

るとともに石狩振興局、各関係機関等にそれぞれ適切な方法により迅速に通知する。

市職員は、勤務時間外に地震の発生を知ったときは、各自テレビ、ラジオ等から速やかに地震及び津波情報を収集し、非常配備体制基準に基づき参集するものとする。

非常配備体制基準については、各災害対策編に示す。

【 4 】 災対本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認めたとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、災対本部を廃止するものとする。

災対本部を廃止したときは、それぞれの関係機関に通知する。

2 災対本部が設置されない場合の警戒体制会議の設置

副市長は、次のような災害時は、情報の収集及び今後の対応について協議をするため、災害警戒体制会議を招集するものとする。

【 1 】 災害警戒体制会議の招集基準

- 1．暴風・暴風雪・大雨・大雪・波浪・高潮又は洪水警報が発表され、局地的な災害時であるとき。
- 2．震度 4 又はこれに準ずる地震が発生したとき。
- 3．津波警報等が発表され、局地的な災害時であるとき。
- 4．火災、爆発によりさらに延焼等が予測され、所要の対策が必要と認められるとき。
- 5．その他、副市長が必要と認めたとき。

なお、災害の発生するおそれが解消すると認められるとき、若しくは災対本部が設置されたときは、本会議は解散するものとする。

【 2 】 災害警戒体制会議の構成

警戒体制会議は、市長があらかじめ定める市職員及び防災関係機関の職員によって構成する。「災害警戒体制会議構成職員」については、資料編 - 4 に示す。

3 石狩市水防本部

水防本部は、災対本部が兼任する。

また、水防管理者は市長とし、本部長が兼任する。

第 3 節 災対本部以外の防災関係機関の協力

災害時における応急対策活動には、本部長指揮下の市職員が当たるものであるが、人員・資機材等の不足その他の理由により必要があるときは、本部長は、本計画の定めるところにより、自衛隊・警察、その他の防災会議構成機関、市内の事業者、住民組織等に協力を要請して、応急対策活動に万全を期するものとする。そのため市は、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対策を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

1 警察に対する協力要請

【 1 】要請事項

警察に対する協力要請は、主に次の事項につき協力を要請する。

- 1．災害情報の収集
- 2．被害者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護及び遺体の搜索、収容等

【 2 】協力要請の方法

警察に対する協力要請は、札幌方面北警察署長を経て、道警本部長に対して行うものとする。

【 3 】水防法に基づく協力要請

警察官への協力要請は、上記に定めるところによるもののほか、水防管理者又は消防機関の長が協力要請を求めるときの水防法に規定されている事項は、次のとおりである。

警戒区域の監視	水防法 第21条第 2 項
警察官の出動	水防法 第22条
警察通信施設の利用	水防法 第27条第 2 項

2 自衛隊に対する災害派遣要請

【 1 】派遣要請基準

自衛隊への災害派遣要請は、天災地変その他の災害に際して、応急対策の実施が市の組織等を動員しても不可能又は困難であり、人命又は財産を保護するためには、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に行うものとし、その基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1．人命救助・財産の保護のため応援を必要とするとき。
- 2．災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- 3．大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- 4．救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 5．主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- 6．応急措置のため医療・防疫・給水・炊き出し・入浴・通信等に応援を必要とするとき。

【 2 】派遣要請要領

災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合に、本部長が知事（石狩振興局長）に対し、自衛隊法第83条の規定により自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

（ 1 ）要請手続

本部長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした派遣要請書をもって知事（石狩振興局長）に依頼する。

また、緊急を要する場合は、口答又は電話等により依頼し、その後速やかに派遣要請書をもって提出するものとする。

「自衛隊派遣要請書」については、資料編 - 1 に示す。

- 1．災害の状況及び自衛隊の派遣を要請する事由
- 2．派遣を希望する期間
- 3．派遣を希望する区域及び活動内容
- 4．派遣部隊が展開できる場所
- 5．派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 石狩振興局長に依頼するいとまがない場合の措置

本部長は、人命の緊急救助に関し、知事（石狩振興局長）に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事（石狩振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接部隊の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに知事（石狩振興局長）に連絡し、上記（ 1 ）の手続きを行うものとする。

【 3 】経費**(1) 自衛隊が負担する費用**

自衛隊の災害派遣に要する費用は、自衛隊が負担する。

(2) 市が負担する費用

自衛隊が防災活動に要する以下の費用は、市が負担する。

- 1 . 資材費及び機器借上料
- 2 . 電話料及びその施設費
- 3 . 電気料
- 4 . 水道料
- 5 . 汲取料

(3) その他の経費

その他必要経費については、自衛隊及び市において協議の上定めるものとする。

【 4 】受入れ体制**(1) 受入れ時の留意点**

自衛隊派遣が決定した場合、市は次の点に留意して派遣部隊の任務が十分に達成できるよう努める。

- 1 . 自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、応急復旧に必要な機材等を市で準備する。
- 2 . 自衛隊の活動に対して付近住民の積極的な協力を得るよう配慮する。

(2) 派遣部隊の野営、車両の駐車場及び資機材置場等の拠点地

市は、派遣部隊の野営、車両の駐車場及び資機材置場等の拠点地として、次の場所を提供する。

派遣部隊の拠点地	石狩市スポーツ広場	約24,000m ² （サッカー場部分）
	青葉公園	約14,000m ² （陸上競技場部分）
	石狩市防災ひろば	約25,000m ²

また、派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

(3) 自衛隊の災害派遣要請先

要 請 先	電 話 番 号
石狩振興局 地域創生部危機対策室	011-231-4111（内線 34-326）
陸上自衛隊 第11旅団第10即応機動連隊	0125-22-2141

【 5 】撤収要請

本部長は、災害の救助活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合は、撤収要請書により速やかに知事（石狩振興局長）に自衛隊撤収要請の連絡を行う。

「自衛隊撤収要請書」については、資料編 - 2 に示す。

【 6 】宿泊等

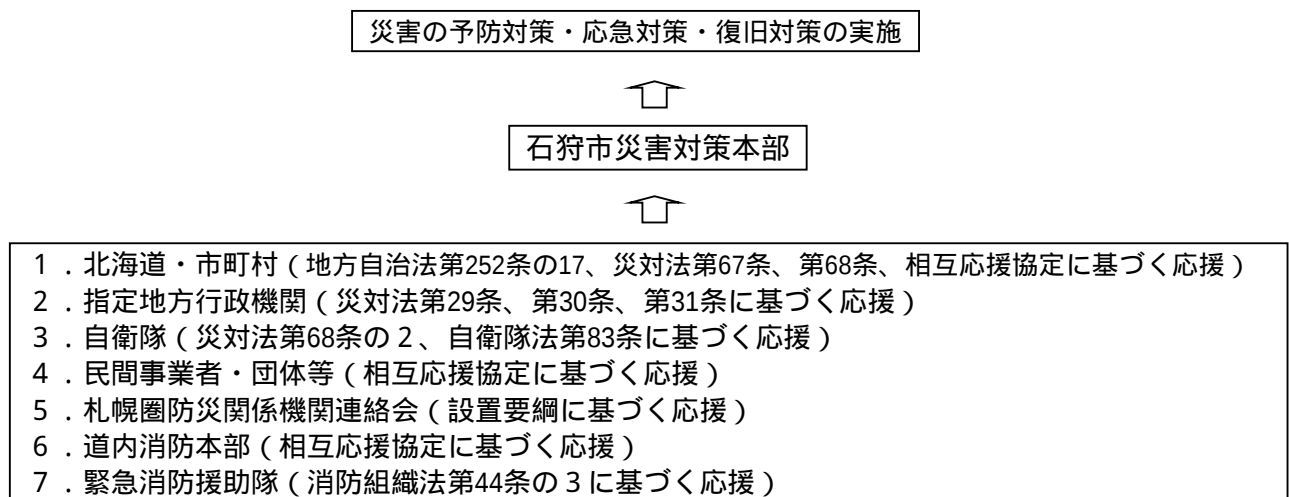
災害派遣部隊の宿泊は、原則として自衛隊駐屯地又は天幕露営とし、給食についても自ら実施する。

3 広域応援体制

大規模災害時、災害応急対策を円滑に実施するため、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、他の地方公共団体や防災関係機関との応援受援体制の整備に努め、その対策は、以下により実施する。

【 1 】広域応援体制

大規模災害時、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、防災関係機関、民間団体等に対し、相互応援協定に基づく応援要請をするものとする。（広域応援体制図）



広域応援体制図

（ 1 ）北海道及び市町村に対する応援体制

道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援・受援体制の整備に努めるものとする。

市は応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第68条の規定に基づき、道に対し応援を求め、災対法第67条の規定に基づき、他市町村に対し応援を求める。

また、市が締結している「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料編 - 2）及び、自治体間で締結している「災害時における相互応援に関する協定」（資料編 - 2）に基づき、速やかに応援要請する。

（ 2 ）札幌圏防災関係機関連絡会

大規模災害時は、本市を含む札幌市周辺の5市1町と陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、道、道警で構成する「札幌圏防災関係機関連絡会」（資料編 - 3）に対し、応援を求める。

(3) 指定地方行政機関に対する応援要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、災対法第30条の規定に基づき、道に対し職員の派遣について斡旋を求める。

(4) 石狩消防署

大規模災害時、消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか「北海道広域消防相互応援協定」(資料編 - 4) に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、消防機関は、実践的な訓練等を通じて、人命救命活動等の支援体制の整備に努める。

(5) 民間事業者・団体等との災害時における相互応援協定に基づく応援要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、相互応援協定に基づき、民間事業者や団体に対し応援を求める。災害時における応援協定の締結状況については、「災害時応援協定締結事業者等」(資料編 - 1) に示す。

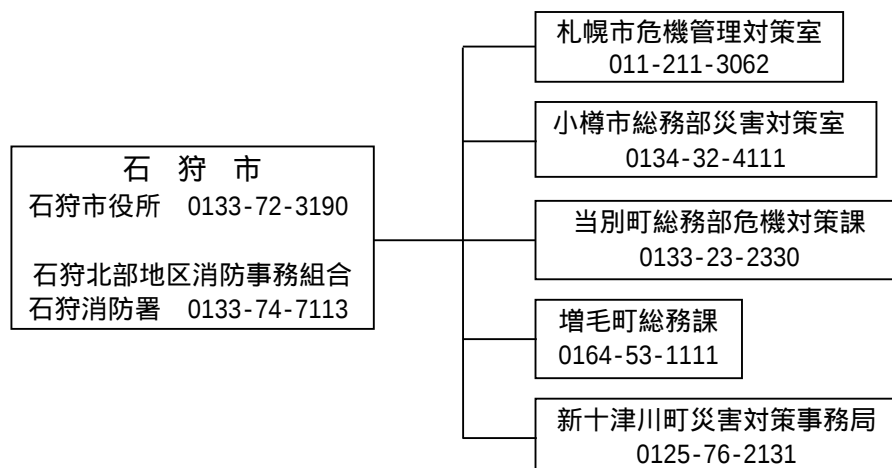
4 消防署ならびに消防団に対する協力要請

石狩消防署等の災害時における活動については、本計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう定めた石狩北部地区消防事務組合消防計画に基づき、その実施に当たるものであるが、石狩消防署等に対する協力要請は、石狩北部地区消防事務組合管理者を介し行うものとする。

「石狩消防署組織図及び石狩消防団組織図」について、資料編 - 5 に示す。

5 水防法に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援

水防法第23条の規定に基づく隣接水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。



6 その他の防災会議構成機関に対する協力要請

主に消防、水防、防疫、その他の応急活動に必要な資料、技術、労力又は資材の提供については、防災会議構成機関に協力を要請するものとする。

7 自主防災組織等への協力要請

災对本部の市職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合は、自主防災組織ならびに町内会及び自治会の組織、赤十字奉仕団、地区民生委員、石狩市防災マスター等に協力を要請する。

【 1 】協力の要請

災害の程度により各対策部が住民組織等の協力を必要とするときは、次の事項を示し、災対本部を通じ要請するものとする。

- 1 . 応援を必要とする理由
- 2 . 作業の内容
- 3 . 所要人員
- 4 . 応援を要請する期間
- 5 . 集合並びに従事場所

【 2 】活動内容

活動内容は次のとおりとし、作業の種別により団体の性格及び目的を考慮して、適宜協力を求める。ただし、作業は原則として各団体の活動地区内とする。

- 1 . 活動地区内の被害状況調査
- 2 . 要配慮者の安否確認
- 3 . 避難所での奉仕（指定避難所に避難された被災者の世話などに当たる）
- 4 . 被災者のための炊き出し
- 5 . 救援物資の整理及び輸送、配分
- 6 . 被災者への飲料水の供給
- 7 . 被災者への医療、助産への協力
- 8 . 防疫、清掃奉仕
- 9 . その他災害応急措置の応援

第 4 節 市職員等の非常体制

災害時の応急活動体制は、本節によるものとし、災対法第50条第 2 項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合においては、北海道地域防災計画第 5 章第34節に定めるところにより、知事がその実施責任者となり、本部長は、知事の補助者又は代行者として救助活動に当たるが、同法第13条第 1 項の規定により委任された場合、本部長が実施責任者として救助活動に当たるものとする。

1 市職員の参集及び非常配備

【 1 】災害対策本部

災対本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、下記【 2 】の基準により非常配備を取るものとする。

ただし、災対本部が設置されない場合であっても非常配備体制を取ることがある。

【 2 】非常配備体制の基準

非常配備体制基準については、各災害対策編に示す。

2 勤務時間内の市職員配置

【 1 】配備体制の指示及び応急活動の開始

各対策部長は、あらかじめ定める所属職員を各班に配備し、応急対策活動を命ずる。なお、各対策部長は、円滑な災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定める市職員の業務分担を変更して、別の業務を指示・命令することができる。

配備についた市職員は、上司の命令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。

【 2 】市職員の応援

各対策部長は、応援職員を必要とするときは、直ちに総務対策部長を通じ、本部長に応援職員の要請をすることができる。各対策部長は、派遣された市職員を指揮監督するものとする。

各対策部長が本部長に応援職員の派遣を要請する場合には、次の事項を明らかにして要請する。

- 1．派遣を必要とする事由
- 2．従事場所
- 3．作業内容
- 4．所要人員
- 5．従事期間
- 6．集合場所
- 7．その他参考事項

【 3 】市職員の避難所支援

市職員は、災对本部の指示のもと、指定避難所の開設等を支援し、円滑な運営に努めなければならない。

3 勤務時間外の市職員配置

【 1 】市職員の動員

本部長は、勤務時間外に「非常配備体制」を発令したときは、市職員の動員を命ずる。

休日・夜間の市職員の動員は、別に定める災害対策連絡系統図に基づいて伝達・招集する。

非常時の配備要員については、資料編 - 7 の「災害時における初動配備体制と参集基準」に示す。

【 2 】自主参集

市職員は、非常配備体制基準に基づき、動員命令を待つまでもなく、直ちに参集しなければならない。

また、市職員は災害情報等の収集に努め、電話の輻輳等で連絡ができない場合等においても、非常配備体制基準に応じて、自主的に参集する。

【 3 】配備体制の指示及び応急活動の開始

各対策部長は、あらかじめ定める所属職員を班ごとに配備し、応急対策活動を命ずる。なお、各対策部長は、円滑な災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定める市職員の業務分担を変更して、別の業務を指示・命令することができる。

配備についての市職員は、上司の命令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。

【 4 】災害発生直後の市職員の配備

災害発生直後は、市職員の参集状況に応じ、上記【 3 】にかかわらず、本部長の命により集中すべき業務に市職員を配置するものとする。

4 配備状況の報告

各対策部長は、市職員の配備状況を、速やかに本部長に報告しなければならない。

特に、市職員の動員発令時には、定期的に「配置人員報告書」で報告する。

「配置人員報告書」については、資料編 - 3 に示す。

5 市職員の参集時の留意事項

市職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、速やかに行動を開始する。

【 1 】安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

【 2 】参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

【 3 】参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、消火活動への協力など適切な措置をとる。

【 4 】被害状況の報告

参集途上において、被害状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院・道路・橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

第 5 章 情報通信・伝達

自 助 共 助	・ 気象情報や災害情報の種類、情報取得の方法を知り、日頃から気象などに関心を持って災害に備える。 ・ 異常現象等の災害の予兆について知り、異常現象を発見したときは、自分の身を守る行動をとるとともに、防災関係機関に迅速に通報する。
公 助	・ 防災関係機関は、日頃から通信機器を整備する。 ・ 関係機関との情報連絡を密にして、注意報・警報・特別警報、災害情報等を迅速に共有し、連携して情報提供を行う。 ・ 災害のおそれがあるときは、迅速かつ的確に避難指示等を発令し、市民の安全確保を図る。

第 1 節 気象情報等の伝達

気象等に関する注意報、警報等の発表、伝達等は以下の規定により行う。

- 1．気象業務法（昭和27年 6 月 2 日法律第165号）
- 2．水 防 法（昭和24年 6 月 4 日法律第193号）
- 3．消 防 法（昭和23年 7 月24日法律第186号）

1 気象情報等の伝達方法

【 1 】気象注意報及び洪水予報、水防警報等の伝達

市は、気象警報、注意報及び気象情報の通報を受けたときは、次に示す気象警報等の伝達系統図により、関係機関等に連絡しなければならない。

また、水防活動用気象警報等を除く水防警報等については、 水害・土砂災害対策編 第 2 章 第 3 節 に示す伝達系統により、関係機関等に連絡するものとする。

ただし、状況により連絡の必要がないと判断されたときは、情報の全部又は一部について連絡を省略できるものとする。

【 2 】火災に関する警報の伝達

火災に関する警報については、本計画のほか、石狩北部地区消防事務組合消防計画に定めるところにより処理する。

- 40

第 2 節 特別警報、警報、注意報等の種類及び発表基準

1 気象に関する特別警報及び警報、注意報

【 1 】石狩市の気象予報区

府県予報区	石狩・空知・後志地方
一次細分区域	石狩地方
市町村等をまとめた地域	石狩北部

【 2 】気象警報等の種類と概要

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報である。道内では、平成26年9月11日、石狩・空知・胆振地方で初めての特別警報が発表された。また、過去の災害では、昭和56年8月の石狩川等が氾濫した「56水害」がそれに匹敵する。

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報である。

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報である。

また、警報・注意報は、気象要素が発表基準に達すると予想される当該市町村等に対して、予想される現象が発生するおおむね3～6時間前に発表される。ただし、短時間の強い雨による大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報についてはおおむね2～3時間前に発表される。

また、夜間・早朝に警報発表の可能性がある場合には、夕方に注意報を発表し、警報を発表する可能性のある時間帯をその注意報の発表文中に「明け方までに警報に切り替える可能性がある」などと明示される。

こうした猶予時間は、気象警報・注意報が防災機関や市民に伝わって避難行動などがとられるまでの時間を考慮して設けられている。

特別警報、警報、注意報の種類及び概要は、次のとおりである。

種 類		概 要
特 別 警 報	大 雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
	暴 風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高 潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
	波 浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴 風 雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大 雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

【雨を要因とする特別警報の指標】

大雨特別警報は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する各種雨量指数の値以上となる 1 km 格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に発表される。

【台風等を要因とする特別警報の指標】

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

【雪を要因とする特別警報の指標】

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

種 類			発 表 基 準	摘 要	
警 報	大雨	(浸 水 害)	表面雨量指数基準	14	大雨によって重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	103	
	洪水	水	流域雨量指数基準	茨戸川流域 = 15.3 幌川流域 = 14.7 群別川流域 = 12.6 浜益川流域 = 17 厚田川流域 = 24.8 望来川流域 = 13.1 旧知津狩川流域 = 8.9 知津狩川流域 = 1.4 発寒川流域 = 6.2 濃昼川流域 = 10.8 正利冠川流域 = 5.7	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す
			複合基準 ¹	浜益川流域 = (5, 16.7) 厚田川流域 = (5, 20.7)	
			指定河川洪水予報による基準	石狩川下流〔篠路〕 札幌市新川水系 新川〔天狗橋〕	
	暴風	風	平均風速	陸上 18m/s 海上 25m/s	暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
	暴風雪	雪	平均風速	陸上 16m/s 雪による視程障害を伴う 海上 25m/s 雪による視程障害を伴う	暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
	大雪	雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
	波浪	浪	有義波高	6.0m	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
	高潮	潮	潮位	1.4m	台風等による海面の異常な潮位上昇によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

土砂崩れ及び浸水の警報は、その警報事項を気象警報に含めて発表される。

種 類			発 表 基 準		摘 要	
注 意 報	大 雨	表面雨量 指数基準	7		大雨によつて土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合	
		土壌雨量 指数基準	65			
	洪 水	流域雨量 指数基準	茨戸川流域 = 12.2 幌川流域 = 11.5 群別川流域 = 10.0 浜益川流域 = 13.6 厚田川流域 = 19.8 望来川流域 = 10.4 旧知津狩川流域 = 7.1 知津狩川流域 = 1.1 発寒川流域 = 4.9 濃昼川流域 = 8.6 正利冠川流域 = 4.6		河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す	
			複 合 基 準 ₁	幌川流域 = (5 , 11.5) 群別川流域 = (5 , 9.2) 浜益川流域 = (5 , 13.6) 厚田川流域 = (5 , 18.6)		
		指定河川 洪水予報 による基 準	石狩川下流〔篠路〕			
		強 風	平均風速	陸上13m/s / 海上15m/s		
	風 雪	平均風速	陸上 11m/s 雪による視程 障害を伴う 海上 15m/s 雪による視程 障害を伴う			
	大 雪	降雪の深 さ	12時間降雪の深さ30cm			
	波 浪	有義波高	3.0m			
	高 潮	潮位	1.0m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融 雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計				
	濃 霧	視程	陸上 200m 海上 500m			
	乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%				
	な だ れ	24時間降雪の深さ30cm以上 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温 5 以上				
	低 温	5月～10月	(平均気温) 平年より 5 以上低い日が 2日以上継続			
		11月～4月	(最低気温) 平年より 8 以上低い			
	霜	最低気温 3 以下				
	着 氷	船体着氷：水温 4 以下 気温- 5 以下で風速 8 m/s以上				
	着 雪	気温 0 くらいで、強度並以上の雪が 数時間以上継続				
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	石狩市で大雨警報発表中、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨が観測（地上の雨量計による観測）又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。	

土砂崩れ及び浸水の注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて発表される。

【 3 】海上警報

海上警報は、船舶の運航に必要な海上の気象（風、霧、着氷）などに関する警報で予想される風の強さによって、次の 5 種類に分けて発表する。

種 別	呼 称		摘 要
	英 文	和 文	
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階段表の風力階級 7（28～33kt）の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階段表の風力階級 8（34～40kt）及び 9（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階段表の風力階級10（48kt～）以上の場合（台風により風力階級12(64kt～)の場合を除く。）
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により気象庁風力階級12(64kt～)の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

（注）この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。（例：海上着氷警報）

【 4 】防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	5	4	3	2	1
状況	災害発生 又は 切迫	災害の おそれ 高い	災害の おそれ あり	気象 状況 悪化	今後気象 状況悪化 のおそれ
取るべき行動 住民が	命の危険 直ちに安全確保！	危険な場所から 全員避難	危険な場所から 高齢者等は避難	自らの避難行動を 確認する	災害への心構えを 高める
（避難情報等）	緊急安全確保 （必ず発令されるものではない）	避難指示 （令和3年の災対法改正以前の避難 勧告のタイミングで発令）	高齢者等避難	洪水、大雨、 高潮注意報	早期注意情報

り、高齢者等以外の人も、必要に応じて、普段の行動を見合わせた
り、避難の準備をしたり、自主的に避難

警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

警戒レベル 相当情報	5 相当	4 相当	3 相当	2 相当	1 相当
洪水等に 関係する 情報	氾濫発生情報 危険度分布：黒 （氾濫している可能性）	氾濫危険情報 危険度分布：紫 （氾濫危険水位超過相当）	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 （避難判断水位超過相当）	氾濫注意情報 危険度分布：黄 （氾濫注意水位超過）	
洪水等に 関係する 情報	大雨特別警報 （浸水害） 危険度分布：黒 （災害切迫）	危険度分布：紫 （危険）	洪水警報 危険度分布：赤 （警戒）	危険度分布：黄 （注意）	
洪水等に 関係する 情報	大雨特別警報 （土砂災害） 危険度分布：黒 （災害切迫）	内水氾濫 危険情報 （水位周知下水道において発表さ れる情報）	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 （危険）	大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤 （警戒）	危険度分布：黄 （注意）
洪水等に 関係する 情報	高潮氾濫 発生情報	高潮特別警報 高潮警報	高潮警報に切り替える 可能性に言及する 高潮注意報		

上段太字：危険性が
高まるなど、特定の
条件となった際に
提供される情報
下段細字：常時、
危険性が高まるなど、
特定の条件となった
際に提供される情報

【 5 】キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の予測値を次のとおり発表する。

種 類	内 容
土 砂 キ キ ク ル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸 水 キ キ ク ル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪 水 キ キ ク ル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

2 火災に関する情報

【 1 】火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、札幌管区气象台から石狩振興局を經由して通報される。

通 報 基 準
実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速が陸上で13m/s 以上が予想される場合。

平均風速が基準以上であっても降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

【 2 】火災警報

(1) 警報発令条件

石狩北部地区消防事務組合消防長は、消防法第22条第 2 項による通報を受けたとき又は消防法第22条第 3 項による気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

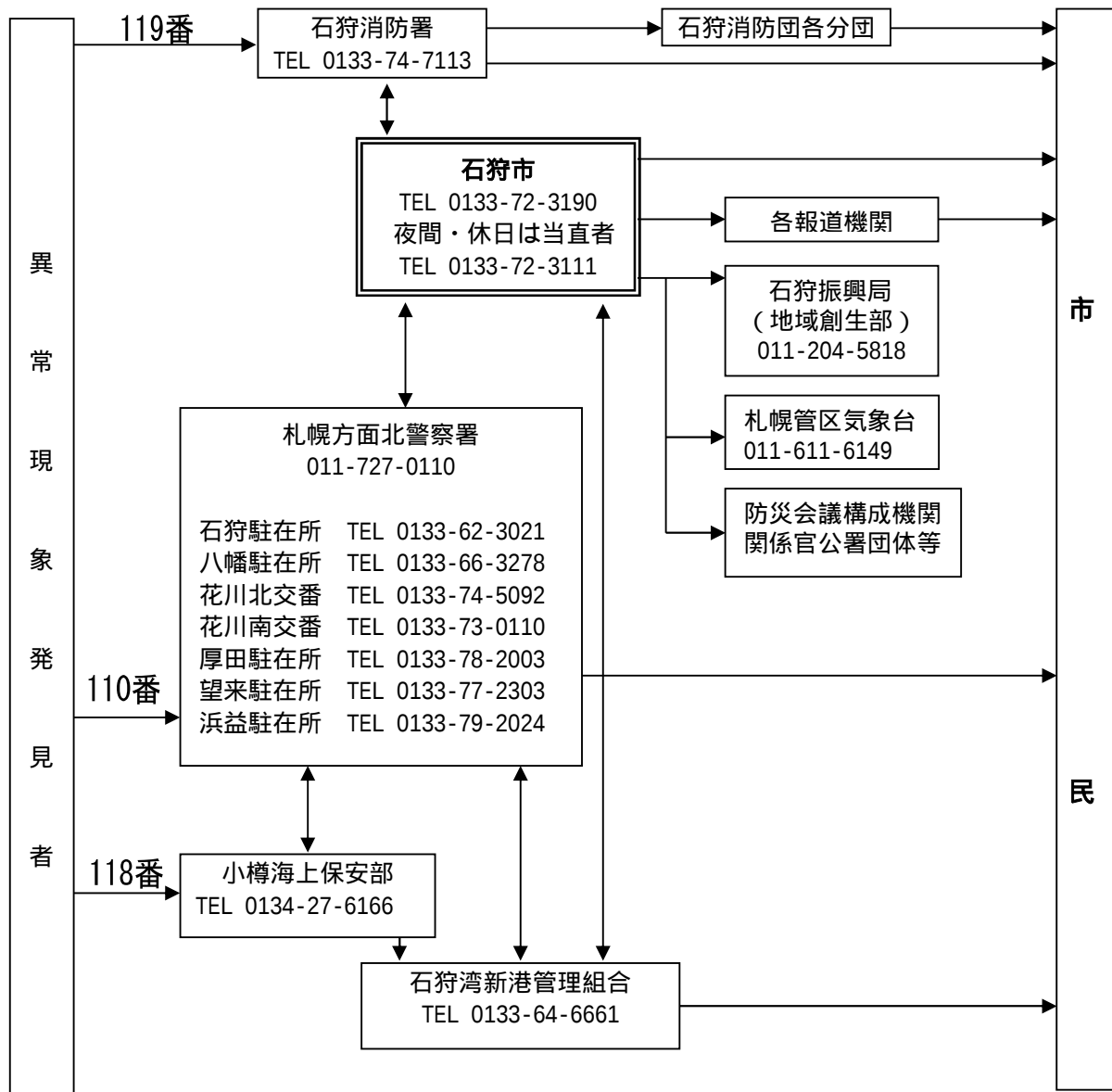
警 報 発 令 条 件
実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下であり、かつ、平均風速が 12m/s 以上のとき。平均風速が 18m/s 以上のとき。

第 3 節 災害情報等の共有

災害時における災害情報等の共有は、以下により実施する。

1 災害情報等の共有化系統図

災害時の情報、若しくは災害や被害状況等に関する情報等は、下図により共有化を図るものとする。



2 災害情報等の通信手段

【 1 】市と各防災関係機関との通信手段

機 関 名	連 絡 方 法
市 北海道（石狩振興局）	一般加入電話・衛星携帯電話 北海道総合行政情報ネットワーク
市 石狩消防署	一般加入電話・衛星携帯電話 北海道総合行政情報ネットワーク 市防災行政無線（466.850MHz）
市 札幌北警察署	一般加入電話・衛星携帯電話
市 各自主防災組織	一般加入電話 市防災行政無線（指定避難所）
市 石狩湾新港管理組合	一般加入電話
市 厚田支所・浜益支所	一般加入電話・衛星携帯電話・MCA無線
石狩消防署 札幌北警察署	一般加入電話・衛星携帯電話

【 2 】通信設備の利用方法

（ 1 ）電話による通信

災害時における主な通信系統は、NTT等の公衆通信設備を利用するが、一般公衆回線が輻輳等でつながりにくい場合は、災害時優先電話を使用する。

通 信 方 法	使 用 方 法
一般公衆回線・衛星携帯電話	NTT等の事業者の公衆通信網を利用する
災害時優先電話	災害時において電話回線が異常に輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し、通信の確保を図る

（ 2 ）防災行政無線

電話による通信が困難な場合、市（災対本部）と石狩消防署等及び自主防災組織（避難所等）との連絡に防災行政無線を使用する。

なお「防災行政無線の配備状況」については資料編 - 3、「石狩市防災行政無線局運用管理規程」については、資料編 - 4 に示す。

無 線 局	主 な 設 置 箇 所
基地局	市役所、各支所
陸上移動局	車載無線（公用車）、携帯無線（避難所等）
屋外拡声子局	旧石狩市域、厚田区、浜益区
MCA無線機	石狩市役所：2台 厚田支所：2台 浜益支所：4台

（ 3 ）北海道総合行政情報ネットワーク

道（石狩振興局）との連絡には、上記の電話の他、北海道総合行政情報ネットワークを利用する。

端末局設置場所	市役所
通信方法	専用回線と衛星系無線の2ルート

なお、通信途絶時等においては、北海道総合通信局や自衛隊等、他の関係機関の無線施設の利用を依頼するものとする。

第 4 節 災害情報等の通報

1 異常現象発見時における措置

【 1 】 通報

災害時の異常な現象（例えば、激しい降雨、降雪、異常水位、地すべり、火災、爆発等）を発見した者は、以下のいずれかの機関に速やかに通報する。

（ 1 ） 警察

手 段	電話通報	110番
	直接通報	石狩駐在所（石狩市親船町14番地 1） 八幡駐在所（石狩市八幡 2 丁目332番地12） 花川北交番（石狩市花川北 3 条 2 丁目198番地 2） 花川南交番（石狩市花川南 5 条 2 丁目198番地） 厚田駐在所（石狩市厚田区厚田43番地 4） 望来駐在所（石狩市厚田区望来27番地 5） 浜益駐在所（石狩市浜益区浜益77番地 6） 近隣警察官
通報が必要な場面		・異常な自然現象を発見した場合 ・事故の発生を発見した場合 ・その他市民の人命に関わるおそれのある場合 ・その他、事件・事故・犯罪等を発見し、通報の必要がある場合

（ 2 ） 消防

手 段	電話通報	119番
	直接通報	石狩消防署（石狩市花川北 1 条 1 丁目 2 番地 3） 石狩湾新港支署（志美65番地 2） 厚田支署（石狩市厚田区厚田106番地） 浜益支署（石狩市浜益区浜益 2 番地 3 市役所浜益支所内） 近隣消防職員・消防団員
通報が必要な場面		・災害等により火災が発生した場合 ・災害等により人命に関わるおそれのある場合 ・その他、救助・救出の必要がある場合

（ 3 ） 海上保安庁

手 段	電話通報	118番
	直接通報	小樽海上保安部（小樽市港町 5 番 2 号） 近隣海上保安官
通報が必要な場面		・海難人身事故に遭遇又は目撃した場合 ・油の排出等を発見した場合 ・不審船を発見した場合 ・その他、海上での事件・事故・犯罪等を発見し、通報の必要がある場合

【 2 】 安全の確保

災害時の異常現象を発見し、身の危険を感じた場合は、安全な場所まで退避する（自主避難）などにより、自らの安全を確保しなければならない。

また、その場合において、周辺にいる市民に対して声を掛けることによって、危険な状況を周知し、助け合って避難するものとする。

【 3 】警察、消防等の通報

警察署（警察官）、消防機関等（消防職員、消防団員）ならびに海上保安部（海上保安官）は、異常現象を発見した場合又は市民等から通報を受けた場合は、直ちに市（災害時にあっては、災対本部）に通報する。

【 4 】各関係機関への通報

通報を受けた場合、市長（災害時にあっては本部長）は災害の規模内容等により、必要と認める関係各機関及び市民等に対して周知するものとする。

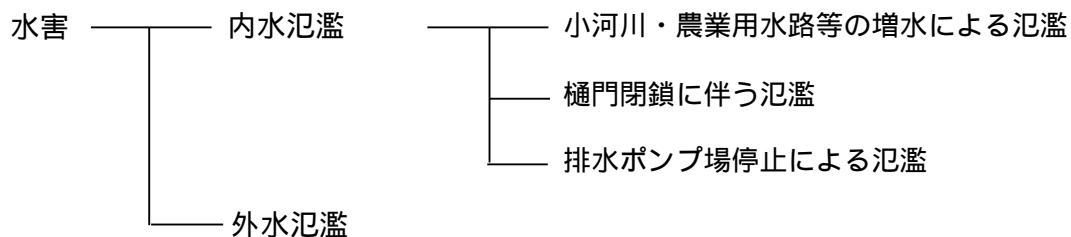
【 5 】連絡系統

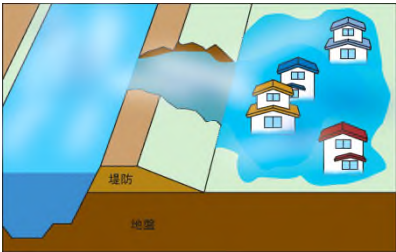
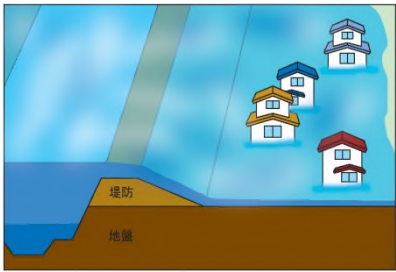
連絡系統は、第 3 節 第 1 項 災害情報等の共有による。

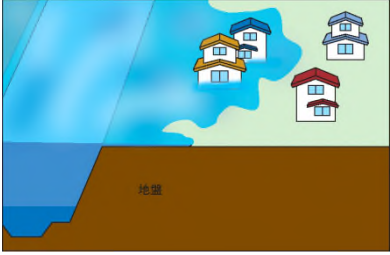
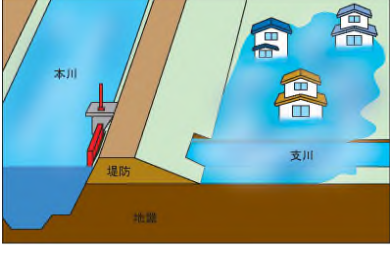
2 異常現象の種類

通報の必要がある自然災害又は自然災害のおそれの例を以下に示す。

【 1 】洪水（氾濫）

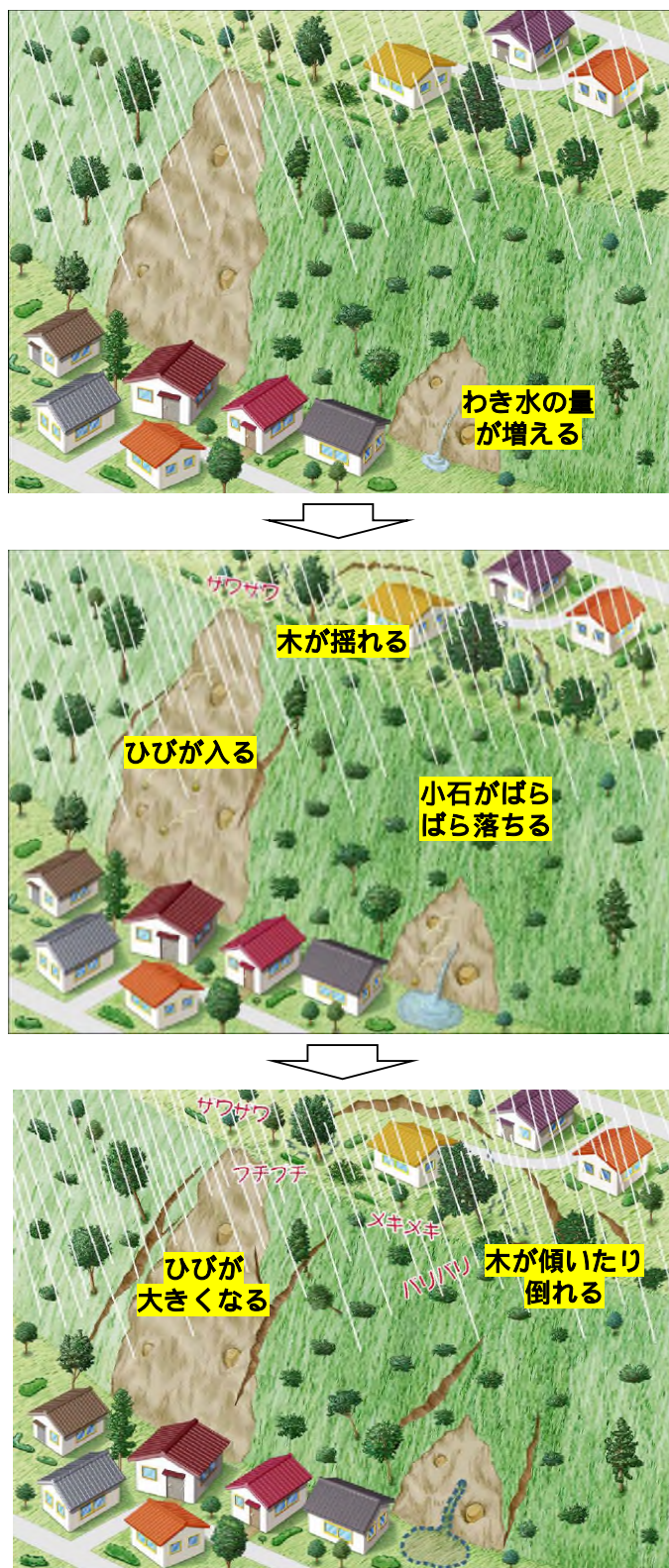


形 態	イメージ図	特 徴
外水氾濫（堤防決壊・越水）		外水氾濫とは、河川の堤防の決壊や、河川の増水により堤防から水が溢れる等により、家屋や田畑が浸水すること。
		堤防の決壊 堤防のある河川では、氾濫危険水位に達したり、河川水位が上昇した場合に流速が早まり、堤防斜面の崩れ等が生じ、堤防が決壊し、大量の河川水が居住地側に一気に流れ出すため、大きな災害が発生する危険性がある。 【前兆現象】 ・堤防の亀裂 ・堤防からの水漏れ 越水 大雨により河川水位が堤防を越えて、居住地側へ溢れる。 築堤河川の場合、彫り込み河川に比べて長時間浸水が続く。 【前兆現象】 ・川の水位が河川敷以上に上がる

外水氾濫 (掘込河川)		掘り込み構造の河川では、水位上昇に伴い河川が溢れ、徐々に浸水域、浸水深が拡大する。居住地側の地盤が崩れることはないが、川側の斜面は川の流れにより崩れることがある。 【前兆現象】 ・ 河川水位の上昇
内水氾濫		内水氾濫は、降雨量が小河川や下水道等の流下能力を超える場合に発生する。 また、中小河川からの浸水は、流れ込む先の本川の水位が高くなると徐々に始まり、本川の水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位は一気に上昇する。 【前兆現象】 ・ マンホールから水が噴き出す ・ 道路側溝があふれている ・ 支流河川から本川に流れない

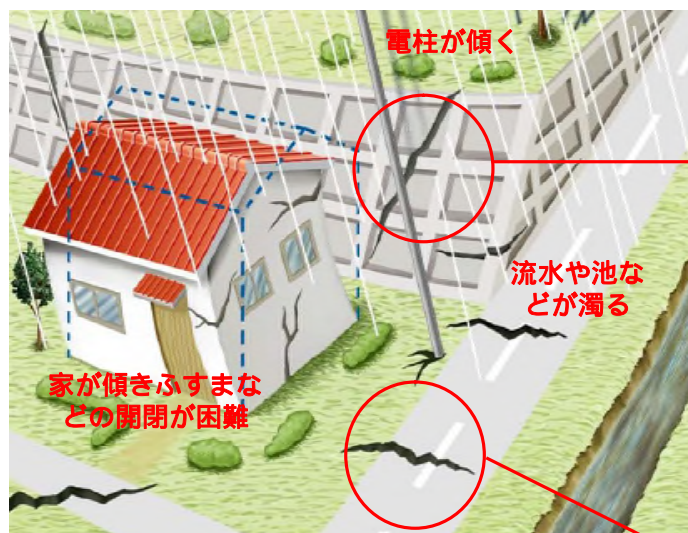
【 2 】土砂災害

(1) 崖崩れの前兆現象のイメージ



【 「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報検討会資料」 から抜粋 】

(2) 地すべりの前兆現象のイメージ



擁壁のひび



舗装道路のひび



斜面のひびが進行してできた段差



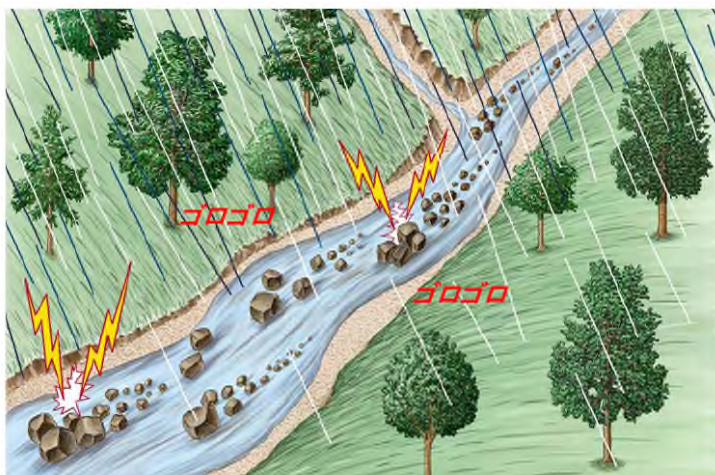
立木のさけ



山道のひび

【「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報検討会資料」から抜粋】

(3) 土石流の前兆現象のイメージ



転石がぶつかり合い火花



川が異常に濁り、流木が混じる



雨が降り続けているのに川の流量が減る

【「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報検討会資料」から抜粋】

3 被害状況等の調査・把握

被害状況の把握及び応急対策等に関する情報の調査収集は、以下により迅速に行う。

【 1 】報告責任者

被害等の情報収集責任者は、総務対策部長とする。

【 2 】本部長への報告

各対策部長は、所管に係る災害及び被害状況を収集し、総務対策部を経て本部長及び副本部長に報告する。

ただし、重要事項については、各対策部長等が直接本部長及び副本部長に報告する。この場合、必ず総務対策部長が同行しなければならない。

【 3 】防災関係機関との情報交換

総務対策部長は、防災関係機関と相互に情報交換を行い、情報の把握に努める。

【 4 】航空写真や被災者撮影の写真等の活用

市は、住家等の被害の程度を調査する際等、必要に応じて航空写真・被災者が撮影した写真を活用して適切な被害状況等の調査・把握を実施する。

4 被害状況の北海道・国等への報告

【 1 】北海道知事（石狩振興局）への報告

市は、北海道地域防災計画で定める災害情報等報告取扱要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づく報告の対象及び消防庁が定める火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）の直接即報基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）が発生した場合は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料編 - 9）ならびに次の要領により、速やかに石狩振興局を通じ知事に報告する。

【 2 】国への報告

市は、消防庁が定める火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）の直接即報基準に該当する災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、第1報を道に伝えた上、直接消防庁にも報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

情報の種類	報告の時期
災害情報	災害の経過に応じ、逐次報告
被害状況報告（速報）	被害発生後、直ちに報告
被害状況報告（中間報告）	被害状況が判明次第、その都度報告
被害状況報告（最終報告）	被害状況確定後に報告

第 5 節 避難指示等

1 避難を指示することができる者

災害時で、市民に避難のための立退きを勧告又は指示できるのは、以下の場合である。

避難指示等の発令者	根拠法令	避難指示等の方法
(1) 本部長	災対法第60条	・災害の危険がある場合必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し避難のための立退きを指示をする。 ・また、避難指示等を発令した場合であって、必要と認めるときはあわせて立退き先を指示する。
	水防法第29条	・洪水、雨水出水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示する。
(2) 警察官及び海上保安官	災対法第61条	・本部長が(1)に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は本部長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。
	警察官職務執行法第 4 条	・警察官にあつては天災事変等の危険な事態が生じた場合で、特に急を要するときは、危害を受けるおそれのある者を避難させる。
(3) 知事(その命を受けた職員等)	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	・洪水、雨水出水、高潮の氾濫、地すべり等により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立退くべきことを指示する。
(4) 災害派遣を命ぜられた自衛官	自衛隊法第94条	・(3)の場合であつて、警察官がその場にはいないときは、危険を受けるおそれのある者を避難させる。
(5) 消防吏員及び消防団員	消防法第28条	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めたときは、緊急安全確保措置を指示することができる。

2 避難指示等

【 1 】避難指示等の発令区分

避難指示等が発令される場合の想定される状況は、以下のとおりである。

また、避難指示等の発令に関し、市は必要に応じて気象台等の専門家の助言を活用して適切な判断を行う

避難情報の区分	発令時の状況
高齢者等避難	1．人的被害の発生する可能性が高まった状況 2．要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階
避難指示	1．人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 2．通常の避難行動をできる者が行動を開始しなければならない段階
緊急安全確保	1．前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2．堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 3．人的被害の発生した状況

各災害等における避難指示等の発令基準については「各災害対策編」並びに資料編 - 6「避難指示の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）」及び資料編 - 7「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」、資料編 - 8「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）」に示す。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示などの意味と内容の説明について日頃から周知することに努める。

3 避難指示の伝達方法等

【 1 】避難指示等の内容

避難指示等が発令する場合、次の内容を伝達するものとする。

- 1．避難先名
- 2．避難経路
- 3．避難指示等の理由
- 4．その他注意事項

【 2 】避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達方法は、次節に示す。

【 3 】知事に対する報告

避難指示等を本部長が発令したときは、市は、速やかに石狩振興局を経由し、知事に報告する。解除の場合も同様とする。報告事項は次のとおりである。

- 1．発令者
- 2．発令の理由
- 3．発令日時
- 4．避難の対象区域
- 5．避難先

【 4 】関係機関への通報

市は、以下により速やかに関係機関に協力を求め、避難指示等が市民に伝達されるよう努める。

- 1．関係機関
- 2．指定緊急避難場所・指定避難所の施設管理者等
- 3．避難が必要な要配慮者利用施設の施設管理者等

4 自主避難

市民は、近隣住民、町内会・自治会又は自主防災組織等と情報を共有した上で、避難の必要性があると判断した場合は、町内会・自治会又は自主防災組織等から、市に自主避難をすることについて通報を行った上で、市が指示する指定緊急避難場所等に避難することができる。

第 6 節 災害情報の収集と災害広報

1 災害情報等の収集

災害情報等の収集には、本章 第 4 節「災害情報等の通報」によるほか、次の方法によって最新情報の収集に努める。

1. テレビ・ラジオ等の報道からの情報収集
2. 各対策部による災害現場等の取材
3. 各避難場所等からの情報収集
4. その他災害の状況に応じ、市職員の派遣による資料等の収集
5. 防災関係機関の災害情報発信ホームページ
6. SNS を利用した情報収集

2 災害情報等の発表及び広報の方法

災害情報等の発表及び広報の方法については、次の要領による。

【1】発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長の承認を得て行う。

【2】報道機関に対する情報発表等の方法

収集した被害情報・災害情報等は、報道機関に対して次の事項を発表する。

1. 災害の種別（名称）及び発生日時
2. 災害発生地域（場所）及び被害激甚地域（場所）
3. 被害調査及び発表の時限
4. 被害状況
5. 応急対策状況
6. 災対本部の設置及び廃止
7. その他必要な事項

【3】広聴活動

災害時における広聴活動は、必要に応じ、現地に被災者相談所を開設し、市民からの災害に関する要望事項を直ちに各所属又は関係機関に連絡し、迅速適切な処理がされるよう努める。

【4】その他

災害の状況によって必要がある場合は、災害記録動画及び記録画像等により保存する。

3 市民による災害情報の収集

【 1 】市から市民に対する広報

市は、日頃から災害情報や避難指示等の伝達手段を整備点検し、災害時は、速やかに市民に伝達できるよう準備する。

市民に提供する情報内容は以下を基本とし、状況により必要な情報を提供するものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、音声情報が取得できない方には文字情報で伝達したり、在宅医療で電源を必要とされる方への伝達を優先する等、要配慮者の状況を勘案した情報伝達に十分注意する。

- 1．災害情報及び被害状況
- 2．避難誘導その他災害に関する注意事項
- 3．被災者に対する救護活動状況
- 4．災害応急対策及び復旧・復興事業の実施情報
- 5．火災状況（発生箇所、避難指示等）
- 6．交通通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
- 7．医療救護所の開設状況
- 8．給食・給水、生活物資等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- 9．被災者に対する生活支援の実施情報
- 10．避難指示等の発令・解除に関する情報
- 11．生活に関する情報（スーパーマーケット、ガソリンスタンド等）

【 2 】市民の情報収集

市民は、日頃から気象予警報やその他の災害情報に注意し、市の発表する情報提供手段を把握し、災害情報や避難指示等の情報を取得できるよう準備しておかなければならない。市民が防災情報等を取得する手段として、以下のようなものがある。

（ 1 ）広く周知される災害情報

【 1 】新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力

NHK、民間放送局に対し、避難指示等を行った旨を連絡して、関係市民に伝達すべき事項を提示し、放送するよう協力を依頼するとともに、また、電話等を通じ、伝達する。

【 2 】消防車、広報車及び放送設備を有する車両の利用

市の広報車及び消防車等により関係地域を巡回し伝達する。なお、必要がある場合は、警察の広報車等の出動を要請し伝達する。

【 3 】同報系防災行政無線の利用

市が設置する同報系防災行政無線（広報スピーカー、戸別受信機等）を利用し、伝達する。

【 4 】避難場所に設置する移動系防災行政無線の利用

市が指定避難所への設置や市の公用車に搭載する移動系防災行政無線（トランシーバータイプ、車載型無線機等）を利用し伝達する。

【 5 】町内会・自治会、自主防災組織等の協力

市から町内会・自治会、自主防災組織等へ連絡し、これら団体等の連絡網等を利用し伝達する。

【 6 】広報紙、チラシ類の印刷物の利用

広報「いしかり」の定刊号又は臨時号あるいは、必要によりチラシ等を利用し伝達する。

(2) パソコン・携帯電話等を利用した災害情報

[1] 石狩市メール配信サービス

石狩市メール配信サービスは、本配信サービスの利用登録（無料）をされた市民の携帯電話やパソコンへ行政情報等を配信する電子メールサービスである。

情報メニュー名	緊急・災害情報
情報内容	災害等による避難指示等に関する情報。ただし、緊急・災害情報がない場合は配信しない
登録方法	石狩市ホームページ (https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/dx/3226.html) から登録 

[2] 携帯電話事業者が提供するエリアメール・緊急速報メール

エリアメール・緊急速報メールは、気象庁が発信する緊急地震速報や津波警報等を自動的に携帯電話事業者各社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）が、当該エリアの携帯電話端末に配信するサービスである。

また、市は、上記 4 社のサービスを運用し、災害・避難情報等を提供する。

ただし、利用には、あらかじめ携帯電話端末での受信設定が必要な機種があり、このサービスに対応していない機種では、受信することができない。

[3] 石狩市公式X、LINE

市は、災害時に、情報提供の手段の一つとして、X及びLINEを活用した情報発信を実施している。Xとは、X社が提供するミニブログサービスで、誰でも閲覧できるWebサービスであり、LINEとは、LINEヤフー株式会社が提供するモバイルメッセージングアプリケーションで、スマートフォンなどで誰でも利用できるサービスである。

X等のSNSは災害時に特に有効な情報提供手段になることから、積極的に活用を図るものとする。

・X

「アカウント（ユーザー名）」	北海道石狩市災害情報（@bousai_ishikari）
「アカウントURL」	http://twitter.com/bousai_ishikari

・LINE

「アカウント名」	石狩市
「LINE ID」	@ishikari_city

[4] 防災関係機関が提供するホームページ等

ホームページタイトル	情報の概要（URL）	提供元
石狩市ホームページ	市公式ホームページ 各種防災情報等を提供 http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/ 	石狩市
気象庁ホームページ	気象や津波などの特別警報・警報・注意報、雨量等 https://www.jma.go.jp/ 	気象庁
川の防災情報	国、道が管理する雨量水位並びに洪水予報 https://www.river.go.jp/index 	北海道 開発局
北海道士砂災害警戒情報システム	道内の土砂災害警戒情報 https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/ 	北海道
北海道防災ポータル	防災情報、避難情報等 https://www.bousai-hokkaido.jp/ 	北海道
北海道地区道路情報	道内の国道、道道の交通情報等 https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/ 	北海道 開発局

第6章 避難

自 助 共 助	・身の回りで災害発生のおそれがあるとき又は避難指示等が発令されたときは、相互に声を掛け合い、助け合って自発的に避難する。 ・地域の要支援者やけが人などに対して、避難や避難所生活での支援を行う。 ・町内会や自治会、自主防災組織の活動に積極的に参加・協力して、可能な範囲で、防火・初期消火や救助救出等を行う。 ・避難所運営に積極的に関わり、食料品の配付や給水活動に際して、協力する。
公 助	・日頃から避難所等の整備につとめ、避難指示等が発令したときや、自主避難があったときは、安全な避難所等を市民に提供する。

第1節 避難準備と避難行動

1 平常時からの避難所等の環境整備

【1】避難所等の情報収集・伝達体制の確立

市は、災対本部と指定避難所との情報伝達体制の確立を図るため、市内の指定避難所に防災無線設備を計画的に設置し、維持管理に努める。

【2】防災備蓄品の指定避難所への配置

市は、各災害の被害想定に基づき、各指定避難所に非常食や応急生活物資の備蓄を計画的に進める。

【3】避難所運営訓練の推進

災害時の避難所等の円滑な運営を図るため、市は「指定避難所運営マニュアル」を整備し、市民、町内会・自治会、自主防災組織、市職員及び施設管理者等が一体となった避難所運営訓練の実施を推進するとともに、定期的に指定避難所運営マニュアルの見直しを行う。

「指定避難所運営マニュアル」については、資料編 - 1 に示す。

2 避難の準備及び携帯品

【1】平常時からの準備

市民は、災害の発生ならびに避難に備え、日頃から以下の準備をしておくものとする。

1. 災害の発生を想定し、市が指定する避難場所の他、避難可能な場所を確認しておく
(資料編 - 4「指定緊急避難場所、指定避難所等一覧及び箇所図」及び地区防災ガイド参照)
2. 日頃から安全な避難路を確認し、徒歩での避難所要時間を把握しておく。
(地区防災ガイド参照)
3. テレビ、ラジオ等の報道の他、市の発表する防災情報、避難指示等を取得する手段を確保しておく。
(本編 第5章 第6節 第3項「市民による災害情報の収集」参照)
4. 毎日の天気予報や気象予警報等を取得し、台風や大雨、竜巻等の悪天候に事前に注意を払う。
5. 避難後に家族が連絡を取り合う手段や集合する場所を決めておく。
(地区防災ガイドを参照のうえ、集合場所等を所定の欄に記入しておく)
6. 災害時において家族が最低3日、できれば1週間程度生活できる食料・飲料水等を備蓄しておく。
(本編 第3章 第2節 第5項「物資等の備蓄・調達・確保」参照)
7. 避難時にすぐに持ち出し可能な『非常持ち出し品』を準備しておく。
(本編 第3章 第2節 第5項「物資等の備蓄・調達・確保」参照)

【2】避難前の準備（被害拡大の防止）

避難をしようとするときには、以下の事項に留意して、被害の拡大防止に努めること。

- 1．災害情報や避難情報に注意を払い、早めの避難の準備、避難開始を心がけること
（本編 第5章 第2節「特別警報、警報、注意報等の種類及び発表基準」、本編 第5章 第5節 第2項「避難指示等」参照）
- 2．避難場所を確認し、できるだけ安全に避難できる経路を選択すること。
（地区防災ガイド参照）
- 3．テレビ、ラジオ、インターネット等で最新の情報を確認し、危険を感じたら市の避難指示等の発令を待たず、自主的に避難すること。
（本編 第5章 第5節 第4項「自主避難」、本編 第5章 第6節 第3項「市民による災害情報の収集」参照）
- 4．避難に際しては、ガスの元栓を閉め、電気製品のスイッチ、電気ブレーカーを切り、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- 5．会社、工場では、浸水その他の被害による油脂類の流出防止措置及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
（地震・津波災害対策編 第3章 第2節「危険物等の災害予防」参照）
- 6．非常時持出品袋の内容を確認し、必要な常備薬等を準備すること。
（本編 第3章 第2節 第5項「物資等の備蓄・調達・確保」参照）

【3】避難時の心構え

避難時には、以下の事項に留意して、できるだけ安全に避難すること。

- 1．できるだけ車での避難を避け、徒歩で避難すること。
（地区防災ガイド参照）
- 2．避難途中に高齢者や障がい者などの要配慮者、けが人が避難しているのを見かけたら、協力して避難すること。
（本編 第3章 第6節「災害時要配慮者対策」参照）
- 3．市や消防からの避難の呼びかけ（避難指示等の発令）があった場合は、速やかに避難を開始すること。
- 4．避難するときは動きやすく、気温等の気象状況に応じた服装を心がけること。
- 5．避難する場合は、近隣にも声をかけ、できるだけ複数人での行動を心がけること。
- 6．道路上に車両等を放置しない。やむを得ず道路上に車両を置く場合は、道路の端に止め鍵をつけておくこと。
- 7．非常時持出品以外の荷物は持ち出さないこと。
（本編 第3章 第2節 第5項「物資等の備蓄・調達・確保」参照）

【4】避難時の注意点

災害種別ごとの避難時の注意点を以下に示す。

（1）水害時・土砂災害時

- 1．河川沿いの道路、堤防上を歩くことは避けて、できるだけ高い道路を選び、側溝や水路に転落しないよう注意すること。
- 2．崖や急傾斜地沿いの道路は通らないように避難すること。
- 3．万が一、避難が遅れて危険が迫った場合は「近隣の安全な場所」への避難や少しでも命が助かる可能性の高い行動として「緊急安全確保」を行うこと。

（2）地震時

- 1．落下物に注意し、高いビル沿いから離れて道の中央付近を歩いて避難すること。
- 2．倒壊した建物・電柱等、ガラスの散乱物等を避け、安全な経路を選択して避難すること。
- 3．火災等に留意し、火災の延焼の危険がある場所を避けて避難すること。
- 4．地震による道路のひびや段差、液状化による道路の歪みに注意し避難すること。

(3) 津波時

1. 津波の想定や津波予測高にとらわれず、ただちに海岸や川から離れて、できるだけ高い場所へ避難すること。（資料編 - 3「津波浸水想定図」参照）
2. 車での避難は、渋滞等の発生を招くためできるだけ避け、やむを得ず車で避難した場合でも、渋滞に巻き込まれた場合は車両を放棄して、可能な限り高い場所へ避難すること。
3. 万が一、避難が遅れて危険が迫った場合は「近隣の安全な場所」への避難や少しでも命が助かる可能性の高い行動として「緊急安全確保」を行うこと。（地区防災ガイド参照）

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設**【1】指定緊急避難場所**

市は、災害時、避難指示等を発令した場合又は身の安全を確保する必要がある場合に備え、あらかじめ安全を確保できる指定緊急避難場所を指定するものとする。

また「道の駅石狩あいりーど厚田」は、災害時における物資の供給拠点、さらには防災関係機関等の活動拠点として、広域的な防災拠点化を推進する指定緊急避難場所とする。

指定緊急避難場所については、資料編 - 4 に示す。

【2】指定避難所

本部長は、市民が災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ屋内の公共施設等を指定避難所として指定し、開設するものとする。

ただし、災害の程度や収容状況等によっては、他の公共施設を指定避難所として指定のうえ利用することができる。

また、避難所を開設した場合は関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告することに努める。

指定避難所については、資料編 - 4 に示す。

なお、指定避難所における停電時の対策を図るとともに、特に高齢者等への配慮が必要となる指定避難所(福祉避難所を兼ねる場合等)については、施設のバリアフリー化や非常用自家発電設備の設置等の機能向上を図るものとする。

4 避難及び避難誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行う。

【1】避難の方法

避難場所等への避難は、発生した災害の種類に応じて市が開設する指定緊急避難場所に避難するものとする。

避難は、避難者が自ら行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、船舶等により行う。

【2】避難する場合に市民がとるべき行動

避難指示等が発令された場合や避難を要する危険が迫っている場合等において、市民は、自分と家族の安全を確保するため、速やかに避難行動をとらなくてはならない。

なお、避難指示等の発令中は、危険な状況が継続していることを意味し、発令が解除されるまで市民は、安全が確保された場所から移動してはならない。

警戒 レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒 レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 必ず発令される情報ではない
警戒 レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒 レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難

なお、各地区の地勢に則した市民がとるべき行動については、地区防災ガイドで定める。

【3】避難誘導

（1）避難時の安全確保

避難誘導は、警察官、消防職員及び市職員が行うことを原則とするが、町内会及び自治会や自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求める。

また、誘導に当たっては極力安全と統制を図る。

（2）避難経路

避難誘導をする場合の避難経路については、事前に検討し、その安全を確認する等、事故防止に努める。

なお、各地区の基本的な避難経路については、地区防災ガイドで定める。

【4】優先避難

高齢者、障がい者、児童、妊産婦等の要配慮者を優先的に避難させるよう努める。

【5】大規模避難時の協力要請

市は、被災地が広域で大規模な移送を要し、市において処置できないときは、石狩振興局長に対して応援要請を行う。

第2節 指定避難所運営

市は、市民等が災害により自宅等での生活が困難となった場合や、市民の安全を確保する必要があると判断した場合、下記により指定避難所を開設する。

なお、緊急を要する避難の場合にあっては、指定避難所の開設は原則として、避難者や町内会・自治会及び自主防災組織等が施設管理者等の協力を得て開設する。

避難者は、その運営に協力しなければならない。

1 指定避難所の開設

【1】指定避難所の開設

市は、市民等が災害により自宅等での生活が困難となった場合や、市民の安全を確保する必要があると判断した場合に指定避難所を開設し、下記により運営する。

2 指定避難所の運営

大規模災害時、多くの避難者が押し寄せる指定避難所では混乱が予想される。

指定避難所では、集団生活を基本とし、市職員及び施設管理者等と協力して、避難者自らが避難所運営を行わなければならない。また、外部からボランティア等、多くの支援者が集まることから、指定避難所でのルール等を定めた「指定避難所運営マニュアル」に基づき運営しなければならない。

なお、「指定避難所運営マニュアル」については、資料編 - 1 に示す。

3 指定避難所の良好な生活環境の確保

市及び避難所運営本部は、避難所運営における女性の参画を推進するとともに「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月内閣府)に基づき、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。それに当たり、専門家等との定期的な情報交換に努め、食事の提供やトイレの設置状況の把握など必要な対策を講じる。

4 指定避難所内における要配慮者への配慮と支援

指定避難所内における要配慮者への配慮及び支援等については「指定避難所運営マニュアル」及び「避難行動要支援者支援マニュアル」によるものとする。ただし、指定避難所内で支援等が困難な方に対しては、資料編 - 4 に示す福祉避難所へ移送する。

なお、「避難行動要支援者支援マニュアル」については資料編 - 3 に示す。

5 避難者名簿の作成

【1】開設当初の避難者名簿作成

指定避難所では、避難者やその数等を把握した後、災対本部に報告し、市や関係機関から適切な支援を受けなければならない。そのため、指定避難所では、避難者名簿を作成し、全ての避難者の把握を行う。

なお、避難者名簿の作成は、各指定避難所の避難所運営本部が行う。

【2】指定避難所での名簿管理

指定避難所生活が長期化することが予想される場合、避難所運営本部が避難者の増加・減少に伴う名簿の管理を行い、災対本部に連絡する。

第7章 災害時の応急対策

自 助 共 助	・防災関係機関が実施する応急対策について理解を深め、市民や地域として可能な範囲で協力する。
公 助	・市民の生命・身体及び財産を守るため、関係機関で連携して応急対策に当たる。 ・被災市民に対して、迅速に医療、食料・飲料水、住居を応急的に提供し、市民生活の安定を図る。 ・日頃から相互の応援等の協定を結び、大規模災害時には、迅速な広域応援や自衛隊の災害派遣要請により、応急対応の体制を確保する。 ・被害を最小限に抑制するため、防災施設等の応急措置、復旧対策を行う。

第1節 救出・救助

災害において避難に立ち遅れ、現に生命・身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する必要があるときは、以下により実施する。

1 実施責任者

【1】石狩市・石狩消防署

市及び石狩消防署等は、災害により生命・身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助・救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は医療救護所に収容する。消防力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、道等への応援を求める。

【2】札幌方面北警察署

被災地域において生命・身体が危険な状態にある者の救助・救出を実施する。

【3】小樽海上保安部

海における遭難者の救助・救出を実施する。

【4】北海道（石狩振興局）

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助・救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、市町村のみでは実施できない場合の救助・救出を実施する。

2 実施方法

【1】救助隊の出動

石狩消防署等は「石狩北部地区消防事務組合消防計画」に基づき、速やかに救助隊を編成し、救助に当たるものとする。

【2】救出の方法

（1）被災者の救出

被災者の救出は、市及び石狩消防署等が主体となり、関係機関、民間団体等の協力を得て迅速に実施する。

また、救出作業は直接人命に係わるものであるから、他の全ての応急作業に優先して応援を求めることができる。

(2) 応援要請

災害被害の規模が甚大である場合又は特殊作業を必要とする場合は、次の機関に対して、災害被害の状況、作業内容及びその他必要事項を明らかにした上で、速やかに次に掲げる事項を要請し、その協力を得て救出に当たる。

また、市は要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

[1] 札幌方面北警察署

緊急車両による救急搬送、交通規制、被災地における群衆の整理及びその他必要事項

[2] 陸上自衛隊第11旅団第10即応機動連隊

本編 第4章 第3節 第2項「自衛隊に対する災害派遣要請」の定めるところにより、知事（石狩振興局長）に自衛隊の派遣を依頼するものとする。

[3] 医療機関

本章 第3節 第5項「救援活動の協力要請」の定めるところにより、石狩振興局（江別保健所）及び一般社団法人石狩医師会に対し、被災地における緊急医療活動の協力を要請するものとする。

第2節 災害時輸送

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離並びに応急作業員の輸送、応急対策用資材及び生活必需物資の輸送を迅速円滑に行うための輸送能力確保については、以下により実施する。

また市は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握し、協定の締結などにより、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

1 実施責任者

災害時の輸送は、本部長の指示により各対策部が実施する。ただし、災対本部が設置されない場合においても、市長が必要と認めたときは実施することができる。

また、輸送に係る関係機関は、災対本部と連携を図り、その確保に努めるものとする。

2 輸送の範囲

被災者の避難	被災者の輸送とそれに伴う副次的な物資の輸送
医療及び助産	市では処置できない重病患者又は緊急に医療措置を講じなければならない患者の輸送
被災者の救出	救出された被災者の輸送と救出のための必要な人員、資材等の輸送
飲料水・食料の供給	飲料水・食料の輸送と飲料水に適する水を確保するための輸送
遺体の捜索	遺体捜索のため必要な人員及び資材等の輸送
遺体の処理	遺体の処置検案のため必要な人員及び遺体の処理のための衛生材料等の輸送並びに遺体の移送及び遺体を移送するための人員の輸送
救済用物資の輸送	被災者の応急救助の目的のために直接使用される救済用物資の輸送
被災応急措置	市職員、応急復旧作業員等の輸送
その他特に必要な輸送	本部長が必要と認めた場合

3 輸送の方法

災害時の輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送目的物の内容等を考慮して、最も迅速、確実に輸送できる適切な方法をもって実施する。

4 車両による輸送

【1】市所有車両

市は、原則として市が所有する公用車等を使用する。

【2】市所有車両以外の車両の確保

災害の状況により市が所有する公用車等のみでは輸送が困難なときは、次により輸送の確保を図るとともに車両の借り上げを行う。なお、各機関への要請は市が行う。

（1）災害時応援協定締結団体への要請

市と「災害時における応援協定」等を締結している民間事業者等の内、車両の提供、物資・人員の輸送等の協定を締結している民間事業者等に対し、輸送目的に適合する車両の提供又はその輸送の協力を要請する。

市の「災害時応援協定締結事業者等」については、資料編 - 1 に示す。

（2）車両の借上げ

公共団体又はレンタカー等の車両を確保する。

【3】緊急輸送道路

災害時において、道路の耐震性の確保等、輸送機能の維持を計画的に推進するため、北海道開発局や道及びその他防災関係機関等で構成される協議会にて策定された「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、緊急輸送を円滑かつ確実に実施する。

なお、緊急輸送道路ネットワークの利用特性は以下のとおりとし、市の緊急輸送道路の路線名等は、資料編 - 5 の「緊急輸送道路一覧及び箇所図」に示す。

（1）第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

（2）第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域一時避難場所等）を連絡する道路

（3）第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

5 航空機による輸送

緊急物資の輸送や山間部等における被災者の救出搬送及び救急患者の緊急輸送等、空中輸送の必要が生じた場合には、下記により道に対し、航空機による輸送を要請するものとし、資料編 - 6 に示すヘリポートを開設するものとする。

また、必要に応じて札幌市消防局ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター（本編 第4章 第3節 第2項「自衛隊に対する災害派遣要請」による）の出動を要請する。

【1】北海道ヘリコプターの緊急運航

(1) 運航体制

消防防災ヘリコプターは「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」（資料編 - 10 参照）及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」（資料編 - 11参照）の定めるところにより運航する。

(2) 応援要請の要件

本部長は、災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」（資料編 - 5 参照）に基づき、知事に対して応援を要請するものとする。

- 1．災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2．市の消防力等では、災害応急対策が著しく困難な場合
- 3．その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(3) 要請方法

知事に対する応援要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにFAX等により「消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出するものとする。

なお「消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」については、資料編 - 4 に示す。

- 1．災害の種類
- 2．災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- 3．災害現場の気象状況
- 4．災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- 5．消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 6．応援に要する資機材の品目及び数量
- 7．その他必要な事項

(4) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室（札幌市東区丘珠町755番地11）

TEL 011-782-3233 / FAX 011-782-3234

(5) 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

災 害 応 急 対 策 活 動	1．被災状況の偵察及び情報収集活動 2．救援物資、人員、資機材等の搬送
救 急 活 動	1．交通不便地からの緊急患者の搬送、傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など
救 助 活 動	1．水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の捜索ならびに救助、救出など
火 災 防 御 活 動	1．空中消火 2．消防隊員、資機材等の搬送
広域航空消防防災応援活動	1．広域航空消防防災応援協定に基づく活動

【1】救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

本部長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のための消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」（資料

編 - 12参照)に基づき行う。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

本部長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためのヘリコプターの出動要請を受けた場合又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後石狩振興局及び道警本部・札幌方面北警察署にその旨を連絡するものとする。

1. 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、FAXにより「救急患者の緊急搬送情報伝達票」を提出する。
2. 本部長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。
3. 本部長は、知事から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

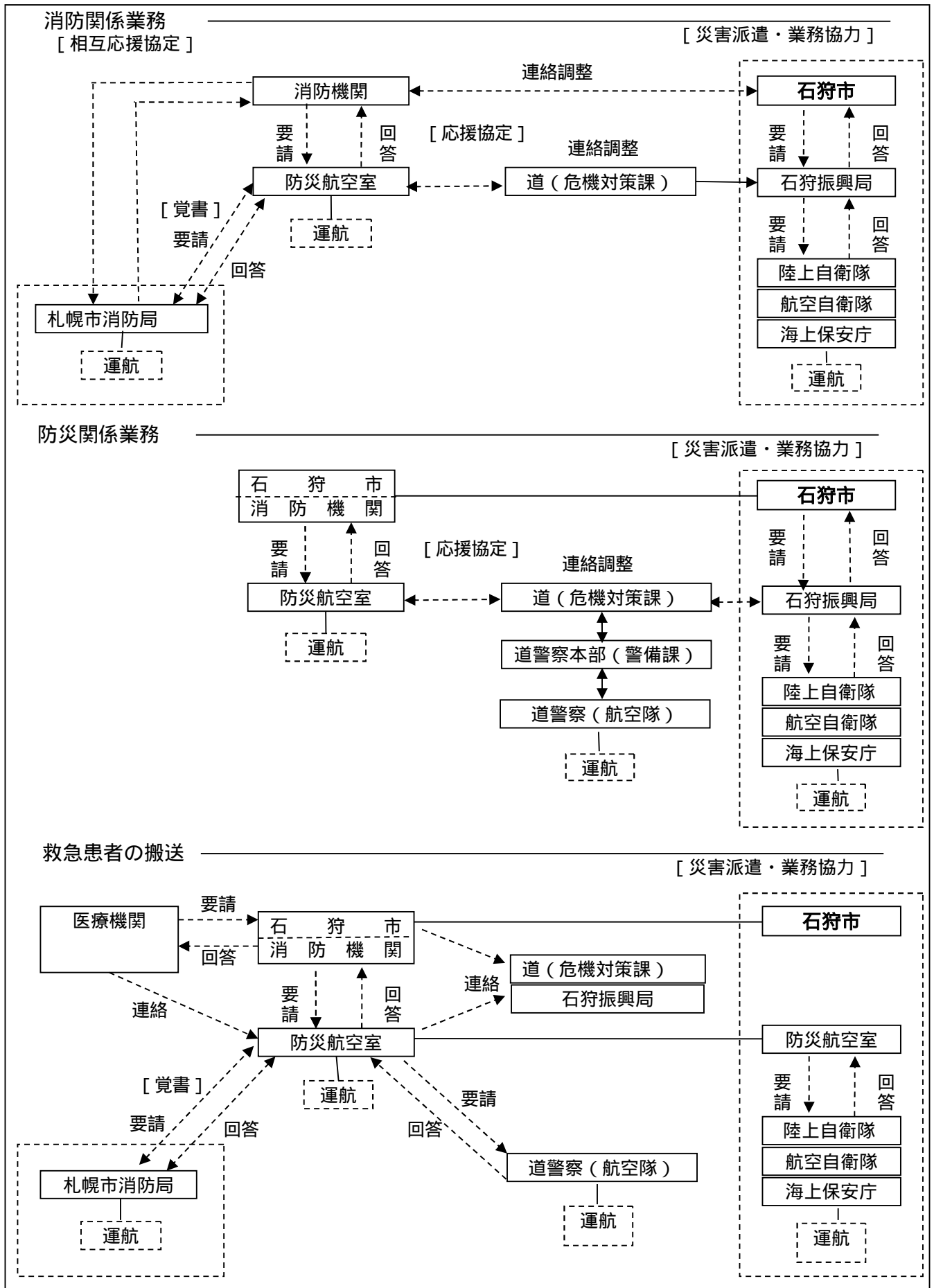
なお、「救急患者の緊急搬送情報伝達票」については資料編 - 5 に、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書」については資料編 - 6 に示す。

【1】ヘリコプターの離着陸可能地

ヘリコプターの離着陸可能地（危機対策局危機対策課防災航空室で選定）は、資料編 - 6 のとおりである。

【2】消防防災ヘリコプター運航系統図

消防防災ヘリコプターの緊急運行要請に係る運行系統図は、次に示す。



6 船舶等による輸送

緊急物資、資材等の輸送において、車両による陸上輸送、航空機等による空輸が困難になったとき又は輸送物資の量、規格、規模等からして船舶による輸送が容易なときは、次の機関に対し石狩湾新港、その他漁港等を搬入口として海上輸送を要請するものとする。

海上保安庁の巡視船（艇）の出動を要請するときは、小樽海上保安部長に対し要請するものとする。

海上自衛隊の護衛艦の出動を要請するときは、本編 第4章 第3節 第2項「自衛隊に対する災害派遣要請」に定めるところにより、要請するものとする。

市と「災害時における応援協定」等を締結している民間事業者等の内、船舶による輸送等の協定を締結している民間事業者等に対し、輸送目的に適合する船舶の提供又はその輸送の協力を要請する。市の「災害時応援協定締結事業者等」については、資料編 - 1 に示す。

本部長は、海上輸送の要請を行った場合は速やかに石狩湾新港管理組合管理者、その他漁港管理者に対しその内容を報告するとともに、石狩湾新港管理組合管理者、その他漁港管理者はその要請について、積極的に協力するものとする。

7 人力輸送

災害時の状況により、車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を、また積雪時には雪上車等による輸送を行う。

なお、労務者の雇上げについては本章 第17節「災害時における労働者の確保」に基づき行う。

第3節 医療救護

災害のため応急的に医療を必要とする者が多数ある場合で、最寄りの診療機関等では対応できないときにおける医療、助産等の救護活動は、以下により実施する。

1 実施責任者

被災地の医療及び助産の応急対策は、本部長の指示により市が実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長はこれを補助する。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、本部長が実施するほか、知事の委任を受けた日赤北海道支部が実施する。

2 医療及び助産の対象者

医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療又は助産を受けられない者とする。

3 医療救護所の設置

医療救護所は、原則として救護を必要とする地域の指定避難所に設置するものとするが、災害の状況等によっては、他の公共施設等を使用するものとする。

医療救護所を設置したときは、直ちに当該地域の市民に周知するものとする。

医療救護所の管理は、市が行う。

4 医療及び助産の実施

【1】救護班の編成

本部長は医療救護所を設置したときは、救護班を派遣する。

救護班の編成は、市がその都度決定するが、おおむね1班につき医師、看護師、保健師、その他補助員をもって組織するものとする。

【2】救護班の業務内容

救護班の業務内容は、次のとおりとする。

1. トリアージ（患者の重傷度、緊急度により治療の優先順位を決めること。）
2. 傷病者に対する応急処置及び医療
3. 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
4. 助産救護
5. 被災者の死亡の確認及び遺体の検案
6. 保健師等による保健指導及び栄養指導

5 救護活動の協力要請

市の能力では十分な救護活動ができない場合においては、次の機関に医師等の派遣、出動及び協力を要請するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れ体制を整備するなど、救護活動に万全を期するものとする。

1. 一般社団法人石狩医師会
2. 石狩振興局保健環境部保健行政室（江別保健所）
3. 近隣市町村
4. 自衛隊（石狩振興局長に要請依頼する）
5. 日本赤十字社、北海道医師会、道立病院、国立医療機関等（石狩振興局長を通じ道知事に要請依頼する）

6 輸送体制の確保

重症患者が発生し、市内の医療機関では医療が困難な場合には、消防署の救急車により搬送する。

なお、救急車が確保できない場合は、市所有の公用車又は民間運送業者等の協力により搬送する。道路の損壊等により搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道・自衛隊等の所有するヘリコプター等の出動を要請し搬送する。

7 医療機関の状況

「石狩市の医療機関」については、資料編 - 8 に示す。

第4節 応急給水

災害発生に伴う水道施設の損壊により、飲料水の供給が困難となった場合、市民に必要最低限度の飲料水を供給し、生活の保護を図るために行う応急給水は、以下により実施する。

1 実施責任者

被災地への飲料水の応急給水は、本部長の指示により市が実施する。

ただし、災対本部が設置されない場合においても、市長が必要と認めたときは実施することができる。

2 飲料水の供給対象者

応急給水の対象者は、災害のため飲料水を得ることができない者とする。

3 飲料水の供給源

応急給水の供給源は、市営の各水道施設とする。

4 給水方法

【1】輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な浄配水施設がある場合は、給水車や給水用資機材（給水タンク等）により取水し、被災地域内へ輸送の上、市民に給水するものとする。

【2】応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に被害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し給水するものとする。

【3】受水槽設置者などの利用協力

災害時における飲料水の供給源として、市内の受水槽設置者に利用協力を要請するものとする。

【4】浄水装置による給水

浄配水施設の被災が大きい場合や輸送その他の方法による給水が困難な場合等には、付近の利用可能な水源（公共施設の受水槽、プール、井戸等）を活用し、浄水装置その他必要な資材を用いて浄化しつつ、飲料水として市民に給水するものとする。

【5】給水の拠点

応急給水の拠点は、次のとおりである。

- 1．災対本部が指定する避難場所
- 2．災対本部が指定する医療機関
- 3．その他災対本部が指定する場所

【6】給水量

1人1日あたりの給水量は、おおむね3ℓとする。

【7】市民への周知

給水にあたっては、広報車の巡回などにより、給水時間、その場所等を事前に周知するものとする。

5 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧については、市民生活の確保を図る観点から、緊急を要するものより優先的に行うこととする。

6 給水施設の整備

災害時の応急給水を速やかに行うため、緊急貯水槽や緊急時連絡管等の整備・維持に努めるものとする。

7 応援の要請

本部長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合には、他市町村、道、自衛隊への飲料水供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、市と災害時における応援協定等を締結している民間事業者等の内、飲料水の供給等の協定を締結している民間事業者等に対して、飲料水の供給を要請する。

市の「災害時応援協定締結事業者等」については、資料編 - 1 に示す。

8 給水などの記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- 1．飲料水の給水簿
- 2．給水関係物資受払簿

9 個人備蓄の推進

市は、飲料水（1人1日おおむね3ℓ）をはじめとする生活用水を災害発生後、最低3日分、できれば1週間分程度、個人において日頃から準備しておくよう、市民に広報していくものとする。

第5節 食料の供給

災害時における被災者及び応急措置従事者に対する食料の供給は、以下により実施する。

1 実施責任者

被災者と災害応急対策に従事している者等に対する食料等の供給は、本部長の指示により市が実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事が行い本部長はこれを補助する。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、本部長が行う。

2 供給品

市が供給する食料等は、以下のものとする。

- 1．市が備蓄するもの
- 2．その他必要と認められるもの

3 配給対象者

配給対象者は以下の者を基本とする。

- 1．避難所等に避難している者
- 2．住宅が被災して炊事のできない者（在宅避難者）
- 3．災害地において応急作業に従事している者

4 炊き出しの方法

炊き出しは、食料を供給すべき期間がある程度長期にわたることが予想される場合に実施することとし、食物アレルギー等に配慮し、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう努め、その方法は次による。

【1】炊き出し施設

原則として、学校給食センター及び調理施設のある公共施設において実施する。

【2】炊き出し従事者

炊き出し及びその供与は市が行い、管理栄養士等の協力を得ながら、必要に応じ赤十字奉仕団、自主防災組織、石狩市連合町内会及び自治会協議会、各町内会・自治会、自治会婦人部、ボランティア等の協力を得て実施する。

【3】炊き出しが困難な場合の措置

市において直接炊き出しすることが困難な状態で、食料供給可能な民間事業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、内容及び炊き出しの基準を明示して注文し、これを購入して供給することができる。

5 食料品の調達

災害時における食料品の調達は以下の方法によって行う。

1. 市の備蓄食料の払出しをするものとする。
2. 市と「災害時における応援協定」等を締結している民間事業者等の内、食料の供給等の協定を締結している民間事業者等のほか、大規模店舗等から食料を購入する。
市の「災害時応援協定締結事業者等」については、資料編 - 1 に示す。

6 食料の輸送

食料の輸送については、本編 第7章 第2節「災害時輸送」に定める。

第6節 生活必需物資の供給

災害により生活必需品を喪失・毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する生活必需品の供給は、以下により実施する。

また、供給する物資の選定にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。

1 実施責任者

生活必需品の供給は、本部長の指示により、市が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長はこれを補助する。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、本部長が行う。

2 供給品目

市が供給する生活必需物資は、おおむね次の物とする。

1. 市が備蓄するもの
2. その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの。

3 給付又は貸与の対象者

生活必需物資供給の対象者は、以下の者とする。

1. 住宅が全壊（焼） 流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
2. 被服、寝具、その他の生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

4 生活必需物資の調達

災害時における生活必需物資の調達は、以下の方法によって行う。

(1) 日本赤十字社からの配給・貸与

日赤北海道支部長に対し、毛布及び日用品セットの配給・貸与を申請する。

(2) 相互応援協定締結事業者からの調達

生活必要物資の調達は、市内業者や、市と「災害時における応援協定」等を締結している民間事業者等の内、生活物資の供給等の協定を締結している民間事業者等とする。

市の「災害時応援協定締結事業者等」については、資料編 - 1 に示す。

(3) 北海道及び近隣市町村への応援要請

その他必要とする生活必需物資の調達が困難な場合には、近隣市町村又は道に要請し、調達するものとする。

5 給付又は貸与の方法

【1】給付又は貸与の方法

市が衣料、生活必需物資の給付又は貸与を行うものとする。ただし、状況により町内会・自治会や自主防災組織、地区の民生委員等に委嘱して行うことがある。

なお、物資の給付又は貸与を行った場合は、後日「生活必需物資給付（貸与）簿」により整理するものとする。

「生活必需物資給付（貸与）簿」については、資料編 - 7 に示す。

【2】貸与期間

生活必需物資の給付又は貸与は、原則として、災害発生の日から10日以内に行うものとする。

第7節 住宅対策

建設型応急住宅の建設、若しくは住宅の補修等、被災者の住居の安定を図る住宅対策は、以下により実施する。

1 実施責任者

被災地の住宅対策は、本部長の指示により市が実施する。

ただし、災対本部が設置されない場合においても、市長が必要と認めたときは実施することができる。

なお、災害救助法が適用された場合、避難所等の設置及び住宅の応急処置は知事が行う。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、本部長が行う。

2 対象者

住宅対策の対象者は、以下の者を基本とする。

1. 災害により住宅を滅失した被災者が自らの資力で住宅を確保することができない者
2. 住宅の半焼又は半壊により日常生活に支障を来している被災者で、自ら応急修理を行う資力がない者。

3 応急仮設住宅

【1】応急仮設住宅に収容する者

住宅の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者を対象とする。

【2】建設型応急住宅の建設及び管理

建設型応急住宅の建設及び管理は、市が実施し、建設場所は、原則として市有地とする。ただし、建設にあたり適当な場所がない場合は、未利用国有地等の公有地又は私有地とする。

国有財産（国有地等）の問合せは、北海道財務局管財部管財総括第一課

（ ：011-709-2311 内線4421 ）

【3】入居者の選考

入居者の選考に当たっては、被災者の資力、その他の生活条件を充分調査の上、決定する。

【4】入居期間

入居期間は、建築基準法第85条第4項により、完成の日から最高2年以内とする。

4 住宅の応急修理

【1】対象者

住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。

大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

【2】応急修理対象者の選考

応急修理の対象者の選考に当たっては、応急仮設住宅に収容する者の基準に準じて、被災者の資力その他の生活条件を充分調査の上、決定する。

5 資材の斡旋、調達

市は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に建築資材等の調達を行うものとし、調達が困難な場合は、知事にあっせんを依頼するものとする。

第8節 応急土木対策

災害時における公共土木施設及びその他土木施設の災害応急土木対策は、以下により実施する。

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、市が管理するものについては本部長の指示により市が実施する。市以外の者が管理するものについては当該施設の管理者が実施し、必要に応じ本部長の指示により市が実施する。

ただし、災対本部が設置されない場合においても、市長が必要と認めたときは実施することができる。

2 災害の原因及び被害種別

災 害 の 原 因	1．地震 2．津波 3．土砂災害 4．融雪や異常気象等による出水 5．高潮 6．その他	被 害 の 種 別	1．路面及び路床の流失埋没 2．橋梁の流失 3．河岸の浸食及び河道の閉塞 4．堤防の決壊 5．海岸線の浸食 6．港湾施設、土地改良施設等の損壊など 7．土石流被害 8．急傾斜地崩壊
-----------------------	--	-----------------------	---

3 応急土木復旧対策

【1】応急措置の準備

（1）資機材の備蓄及び調達

市の施設管理者は、所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材を備蓄するとともに、緊急時における調達方法等を定めておくものとする。

【2】応急措置の実施

（1）施設の巡回監視

市の施設管理者は、災害の発生が予想されるとき及び災害が発生したときは、逐次所管の施設を巡回・監視し、周囲の状況、推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

（2）応急措置の実施

施設管理者は、所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずる。

また、状況により施設管理者のみでは、応急措置を実施することが困難と認められる場合若しくは、当該施設の被災が他の施設に重大な影響を与え、又は市民の生命に重大な危機を与えると認めた場合は、関係機関の協力を要請するものとする。

【3】応急復旧

災害が終局したときは、現地の状況に即した方法により、速やかに応急復旧を実施するものとする。

4 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び業務計画並びに本計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施し、当該施設の管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう努力する。

「発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会）に、基づき実施する。

第9節 上下水道施設の応急対策

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、以下により実施する。

1 実施責任者

災害時における上下水道施設の応急対策等は、市が管理するものについては本部長の指示により市が実施する。市以外の者が管理するものについては当該施設の管理者が実施し、必要に応じ本部長の指示により市が実施する。

ただし、災対本部が設置されない場合においても、市長が必要と認めたときは実施することができる。

2 上水道

【1】応急復旧対策

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じる。

このため、水道管理者は、施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくとともに災害に際しては、下記の対策を講じて速やかに応急復旧し、市民に対する水道水の供給に努める。

また、市と災害時における応援協定等を締結している民間事業者等の内、水道施設の応急復旧等の協定を締結している民間事業者等に対して、応援を要請する。

市の「災害時応援協定締結事業者等」については、資料編 - 1 に示す。

- 1．施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定
- 2．要員及び資材等の確保等復旧体制の確立
- 3．被害状況に応じた他市町村等への支援要請

【2】広 報

水道管理者は、水道施設に被害を生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

3 下水道

【1】応急復旧対策

市街地の雨水管破損等が原因による内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものである。

また、汚水処理施設の損傷時は、公衆衛生の確保を第一に考えなければならない。

このため、下水道管理者は、施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておく。

また、災害に際しては下記の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- 1．施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定
- 2．要員及び資材等の確保等復旧体制の確立
- 3．被害状況に応じた他市町村等への支援要請
- 4．管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等による排水機能の回復
- 5．緊急的措置をとる場合の速やかな関係機関等への連絡

【2】広 報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

なお、汚水処理機能が復旧できないまま、水道施設の復旧が先行する場合には、処理水を増やさないためにも節水と呼び掛けるなど、市民に協力を願う。

第10節 行方不明者の搜索並びに遺体の収容及び埋葬

災害により行方不明になった者の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬の実施については、以下により実施する。

1 行方不明者の搜索

【1】実施責任

災害により行方不明になった者の搜索は、本部長の指示により市及び警察署、海上保安部が実施する。ただし、災対本部が設置されない場合においても、市長が必要と認めたときは実施することができる。

なお、災害救助法が適用された場合、災害により行方不明になった者の搜索は知事が行う。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、本部長が行う。

【2】搜索の対象

搜索の対象は、災害により行方不明の状態にある者とする。

【3】応援要請

市のみでは搜索の実施が困難である場合、若しくは遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、隣接市町村又は遺体漂着が予想される市町村に対し、搜索の応援を要請する。

2 遺体の収容・埋葬等の方法

【1】実施責任者

災害による遺体の収容・埋葬等は、本部長の指示により市が行うとともに、警察署及び海上保安部が実施する。

ただし、災対本部が設置されない場合においても、市長が必要と認めたときは実施することができる。

なお、災害救助法が適用された場合、災害による遺体の収容・埋葬等は知事が行う。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、本部長が行う。

【2】対象者

災害により死亡した者で、災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の埋葬等を行うことができない者とする。

【3】収容・埋葬等の方法

（1）変死体の届出

変死体を発見したときは、直ちに警察署又は海上保安部に届け出るものとし、検視後に遺体の埋葬等に当たる。

（2）関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、警察官及び海上保安官が死体取扱規則等により見分調書を作成し、遺族等に引き渡す。

（3）遺体の埋葬

災害により死亡した者で遺族が埋葬を行うのが困難な場合又は遺族のいない場合のみ、次により市が埋葬する。

1. 埋葬は、原則として火葬とする。
2. 埋葬は、災害時における一時点な混乱期に行うので応急的なものとする。
3. 身元不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により埋葬する。

3 他市町村における被災遺体の漂着処理

他市町村から漂着した遺体の処理は、関係市町村と緊密な連絡をとって、以後の処理に当たるものとする。

他市町村に漂着した遺体については、移送し得るものについては直ちに移送のうえ、処理を行うものとし、移送できないものについては、漂着市町村に処理を依頼するものとする。

第11節 災害時の警備

災害時における警備活動について、以下により実施する。

なお、石狩消防署等は、石狩北部地区消防事務組合消防計画に定める方法により行うものとする。

1 警察の任務

警察は、災害時において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害の予警報等の伝達

警察官は、災対法第54条第1項の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象に関する通報を受けた場合は、災対法第54条第3項の規定に基づき速やかに本部長に通報するものとする。

警察から伝達される災害の予警報の伝達及び異常気象等の通報は、次により行うものとする。



3 事前措置に関する事項

【1】警察官の出動要請

本部長は、災対法第58条の規定に基づき警察官の出動を求めるときは、札幌方面北警察署長を経て道警本部長に対して要請するものとする。

【2】事前措置

警察署長は、本部長からの要求により、災対法第59条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちにその旨を本部長に通知するものとする。

【3】事後処理

上記により警察署長からの通知を受けたときは、本部長が当該措置の事後処理を行う。

4 情報の収集

【1】関係機関との連携

警察署長は、本部長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

【2】情報収集報告責任者の指定

警察署長は、所属職員の中から災害情報の収集報告責任者を指定した場合は、本部長に対して通知するものとする。

5 避難に関する事項

警察官が災対法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示・警告又は強制を行った場合は、本部長に連絡するものとする。

本部長は、警察署長又は警察官から避難の必要について連絡を受けた場合は、本編第6章第1節第3項「指定緊急避難場所及び指定避難所の開設」の定めるところにより、避難所等を指定して関係者に連絡するものとする。

ただし、災害の種別・規模・現場状況により、本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、当該避難先の借上げその他の必要な措置は、本部長が行うものとする。

6 広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合には、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制及びその他の警察活動について、警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

7 応急措置に関する事項

【1】警戒区域の設定

警察署長は、警察官が災対法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を本部長に通知するものとする。

この場合における当該措置の事後処理は、本部長が行うものとする。

【2】応急公用負担

警察署長は、警察官が災対法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を本部長に通知するものとする。

この場合における損失の補償等の事後処理については、本部長が行うものとする。

8 救助に関する事項

警察署長は本部長と協力し、被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護に努めるとともに、必要であると認められる場合は、災害現場にある消防、水防機関等と協力して、危険地域の監視、警ら等を行い、被災者等の発見に努めて、これを救出する。

また、状況に応じて本部長の行う遺体の搜索等の災害活動に協力する。

9 通信に関する事項

警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図る。特に、孤立が予想される地域、災害発生のおそれがある地域、その他必要と認める地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の活用について計画し、通信途絶時における通信の確保を図る。また、その運用については、本部長と打合せを行うものとする。

10 交通規制に関する事項

【1】道路管理者及び警察署長の行う交通規制

道路管理者及び警察署長は、その管轄区域内の道路が災害による決壊等危険な状態が発生し、又はその状況により必要があると認めるときは、道路法第46条及び道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

【2】警察官の行う交通規制

警察官は、災害時において緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

【3】広報の協力

本部長は、交通規制に関する広報活動について、警察署長に協力するものとする。

11 その他の警備に関する事項

本節に定める以外の警備については、北海道地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

第12節 防疫

災害時における被災地の防疫は、以下により実施する。

1 実施責任者

被災地の防疫は、本部長が知事の指導及び指示に基づき実施する。

災害による被害が甚大で、本部長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事に応援を求め、実施する。

2 防疫の種別及び方法

【1】検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は、道の編成する検病調査班により実施されるが、市は関係機関と緊密な連携のもとに防疫情報の早期把握に努める。また、市は被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫班を編成する（1班をおおむね、衛生技術者1名・事務職員1名・作業員2～3名とする）。

なお、この場合の実施要領は、次のとおりである。

（1）検病調査

滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、少なくとも1日に1回以上検病調査を行う。

（2）健康診断

検病調査の結果、必要があるときは、健康診断を実施する。

【2】臨時予防接種

本部長は、被災地の感染症予防のため必要があるときは、知事の指示を受け予防接種を実施する。

【3】防疫班の消毒活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

(1) 飲料水

飲料水に使用される井戸水等の消毒は、井戸水 1 m³当り 20ml の次亜塩素酸ソーダ溶液 (10%) を投入し、十分かくはんした後 2 時間以上放置する。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又は病毒に汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸がえを施さないと使用させない。

(2) 家屋内

汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心にクレゾール水などを用いて拭淨し、床下には湿潤の程度に応じた所要の石灰を散布する。

(3) トイレ

トイレは、石灰酸水、クレゾール水又はホルマリン水をもって拭淨し、便槽にはか性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を次の割合で投入し、十分かくはんし、できるだけ 1 週間以上放置した後処理する。

か性石灰末	し尿貯留量の 30 分の 1 以上
石灰乳・クロール石灰水	し尿貯留量の 5 分の 1 以上

【4】ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

【5】生活用水の供給

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によるろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は、衛生的処理に留意して実施する。

【6】患者に対する措置

知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条の規定に基づき感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、入院の勧告又は措置を行うものとする。

本部長は、知事が行う入院の勧告又は措置について、必要に応じて協力するものとする。

【7】指定避難場所等の防疫指導

本部長は、指定避難場等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

検 病 調 査 等	1. 避難者に対しては、検病調査を実施するものとし、調査の結果必要が生じたときは保健所に連絡するものとする。 2. 知事は必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条の規定による健康診断の勧告又は措置を実施するものとする。
消 毒	1. 避難者に衣服等の日光消毒等を行うよう指導するとともに、必要があるときは、クレゾール等による消毒を行い、トイレ・炊事場及び洗濯場の消毒のほか、クレゾール石けん液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底するものとする。
集 団 給 食	1. 給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。
飲 料 水 等 の 管 理	1. 飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒するものとする。

3 防疫活動に必要な資機材の在庫場所等

「防疫活動に必要な資機材の在庫場所等」については、資料編 - 7 に示す。

4 重症急性呼吸器症候群（SARS）対策

重症急性呼吸器症候群（SARS）症例（疑い例、可能性例、確定例）の患者が発生した場合は、「石狩市重症急性呼吸器症候群（SARS）対策マニュアル」に基づき対処する。

「石狩市重症急性呼吸器症候群（SARS）対策マニュアル」については、資料編 - 4 に示す。

5 新型インフルエンザ等感染症対策

市は、新型インフルエンザ等の感染症が発生し、流行した場合又は流行するおそれがある場合は「石狩市新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成28年3月策定）により対処する。

また、当該感染症の予防及び感染した場合の対処方法等について、市民に啓発するものとする。

「新型インフルエンザ等対策本部条例」について、資料編 - 13 に示す。

第13節 廃棄物の処理等

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取りについては「石狩市災害廃棄物処理計画」による。また、死亡獣畜の処理、家庭動物の取扱い等の業務は、以下により実施する。

ただし、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章 第14節「障害物の除去」による。

1 実施責任者

【1】被災地における清掃

被災地における清掃は、地域住民の協力を得て、本部長の指示により市が実施する。

被害が甚大で市のみで処理することが困難な場合は、札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定に基づき支援を要請する。

「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」について、資料編 - 2 に示す。

【2】死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行う。

所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、市が実施する。

【3】逸走犬等の管理

逸走犬等の管理は、市が実施するものとする。

2 廃棄物処理方法

【1】廃棄物の収集及び処分

（1）収集

廃棄物の収集は、市の委託業者により実施する。ただし、災害の状況により委託業者の現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、市所有の車両の出動又は民間事業者からの車両借り上げ等により実施する。

なお収集は、効果的な人員・車両・機材等を確保し、重点的に被災地域の収集を行うほか、多くの被災者が収容されている避難所等について、生ごみ及び感染症の源となる汚物を優先的に収集し、一般的な生ごみは、その後に収集するものとする。

(2) 処分

廃棄物の処分は、北石狩衛生センターにおいて実施する。ただし、災害の状況により北石狩衛生センターで処理能力が不足する場合は、市内に一時保管し、後日処理場にて処分する。

なお、リサイクル等の再利用・再資源化にも配慮を行う。

(3) 石綿飛散防止対策

市及び事業者等は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」等に基づき、専門家等の協力を得ながら石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

[1] 石狩市

市は、道と連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

[2] 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

[3] 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

[4] 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

【2】し尿の処理

(1) 収集

し尿の収集は、市の委託業者により実施する。ただし、災害状況により被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内の一部収集にとどめ、早急にトイレの使用を可能にする。

(2) 処分

し尿の処理は、北石狩衛生センターのし尿処理場で完全処理に努める。ただし、災害の状況により完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日処理場で処理する。

【3】死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死んだもの等）の処理は、所有者が行うものとする。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、市が実施する。

なお、処理の方法について、死亡獣畜を運搬することができる場合は、死亡獣畜取扱場で行い、運搬することが困難な場合は、保健所の指導を受け、次により処理するものとする。

- 1．環境衛生上他に影響を及ぼさないように配慮して、埋却及び焼却の方法で処理する。
- 2．移動できないものについては、保健所長の指導を受けて臨機の措置を講ずる。
- 3．前1．及び2．において埋却する場合にあっては、1 m以上覆土する。

3 家庭動物の取扱い

【1】動物の愛護及び適切な管理

動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害時においても動物の愛護及び適切な管理を行う。

【2】家庭動物と避難する場合の管理者責任

災害時における動物の避難は、同行避難を原則とし、動物の管理者が自己責任において行う。

なお、避難所等におけるペットの取り扱いについては「指定避難所運営マニュアル」（資料編 - 1 参照）に定めるところによる。

【3】逸走犬等の保護・収容

逸走犬等を発見した場合は、保護・収容し、市民に対して、その旨を周知する。

第14節 障害物の除去

被災者の保護等を図るため、道路・河川・港湾・居住地又はその周辺の生活に著しい障害を及ぼしている土砂等を緊急に除去する場合は、以下により実施する。

1 実施責任者

【1】住居地又はその周辺の障害物の除去

住居地又はその周辺の障害物の除去は、本部長の指示により市が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事が行い本部長はこれを補助する。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、本部長の指示により市が行う。

【2】道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し、交通の確保を図る。

【3】海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、事故災害対策編 第1章「港湾等防災対策」の定めるところによる。

2 除去の対象

災害時における障害物の除去は、市民に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予測される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行う。

その概要は、次のとおりである。

- 1．市民の生命財産等を保護するため、速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- 2．障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3．河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4．その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 除去の方法

【1】実施方法

市は、自らの応急対策器具を用い、若しくは状況に応じ自衛隊又は土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

【2】実施内容

障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

4 必要な機械・器具の調達

市所有の機械等のみでは障害物の除去を実施することができないと認めるときは、消防署及び建設業者から調達するものとする。

5 障害物の集積及び保管場所

障害物の集積及び保管は、次の事項に留意してできる限り被災地周辺の遊休地を利用して行う。

- 1．人命及び財産に被害を与えない安全な場所を選定すること。
- 2．交通の障害とならない場所を選定すること。

6 工作物の保管場所

応急措置実施のため除去した工作物等は、災対法第64条の規定によりその保管を行う。

7 障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は「障害物除去の状況」により記録する。

「障害物除去の状況」については、資料編 - 8 に示す。

第15節 教育対策

災害時における被災教育施設の応急復旧、被災した児童・生徒等に学用品を支給する等の応急教育及び文化財の保全等の対策については、以下により実施する。

1 実施責任者

災害時の教育対策は、本部長の指示により教育対策部が実施する。

ただし、災对本部が設置されない場合においても、市長が必要と認めたときは実施することができる。

2 防災上必要な体制の整備

【1】防災上必要な体制の整備

校長、教頭等の学校管理者（以下「学校管理者」という。）は、災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え、教職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等についての体制を整備する。

【2】児童・生徒等の防災教育及び安全確保

（1）在校中の安全確保

在校中の児童・生徒等の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

（2）登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童・生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

【3】施設の整備

市ならびに学校管理者は、文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

3 児童・生徒等の安全確保と被害状況の把握

教育対策部は、災害時の児童・生徒等の安全を確保するため、災害の種別に応じて適切な避難等を実施するとともに、次の事項について被害状況を速やかに把握し、災対本部との連絡報告を緊密にする。

なお、学校等の閉校時に災害が発生した場合は、迅速に児童・生徒等及び教員等の安否を確認し、災対本部に報告しなければならない。

- 1．学校施設の被害状況
- 2．教職員の被災状況
- 3．児童・生徒等の被災状況
- 4．応急措置を必要とすること

4 休校措置

学校管理者は、学校施設の被害状況等を確認した後、休校及び児童・生徒等を帰宅させる必要がある場合は、災対本部及び教育対策部と緊密な連携のもと、以下により実施する。

【1】休校措置

災害時は、各学校管理者は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。
なお、帰宅させる場合は、直接保護者に引き渡す等の措置をとる。

【2】周知方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちに電話又はその他の方法で周知徹底を図る。

5 応急復旧対策

【1】学校及び市立文教施設の応急復旧

災対本部及び教育対策部は、学校及び市立文教施設の被害状況を確認し、応急復旧対策が必要であると判断した場合は、速やかに応急復旧対策を講じる。

【2】学校施設の応急復旧

各学校の応急復旧対策は、災対本部及び教育対策部と緊密な連携のもと、教育対策部又は各学校管理者が具体的な応急復旧対策を講じる。

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をして施設の確保に努めるほか、校舎の一部又は全部が使用不能となった場合は、以下により代替の教室を確保する。

【3】学校施設の確保

（1）体育施設の使用

校舎の一部が使用できない場合は、屋内体育施設を利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法をとる。

（2）公共施設及び隣接学校の利用

被害のあった学校が一校で、全部又は大部分が使用不能の場合は、公共施設を利用する外、隣接学校を借用する。特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、公共施設を利用する外、隣接地区の学校を借用する。

(3) 学校が指定避難所となった場合の措置

指定避難所として校舎を使用しているため、校舎の一部又は全部が使用できない場合は、上記に準じて確保する。

(4) 応急仮校舎の建設

その他施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を市に要請する。

6 緊急教育計画

学校管理者は、被害の状況に応じ、緊急教育計画を立て、可能なかぎり授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっても、家庭学習の方法について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

【1】緊急教育における留意点

学校管理者は、緊急教育計画による教育の実施に当たっては、次の点に留意する。

1. 学校施設の被害状況
2. 教職員の被災状況
3. 児童・生徒等の被災状況
4. 教科書、学用品等の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容程度が児童・生徒等の過度の負担にならないようにする
5. 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化と児童・生徒等の安全確保に留意する
6. 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。なお、集団登下校の際には、保護者や地域住民の協力を得るようにする
7. 学校が指定避難所にあてられた場合には、特に児童・生徒等の管理に注意するとともに、授業の効率低下にならないよう留意する

【1】通学方法の応急措置

災対本部及び教育対策部は、スクールバスを利用できなくなった場合は、代替車両等を用意するなどの応急措置を講じる。

【2】教職員の確保

学校管理者は、災害時における当該学校の教職員の被災状況を把握し、教職員が不足するときは、市内の他の学校の教職員又は北海道教育委員会等の協力を得て、その確保に万全を期する。

7 教科書、学用品等の調達及び支給

【1】支給対象者

住宅が全焼（全壊）、流失、半焼（半壊）又は床上浸水するなどの被害を受けた児童・生徒等で、教科書・文房具等の学用品を滅失し、又は毀損した者に対して支給する。

【2】支給の方法

教育対策部は、学校管理者と綿密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒等を調査把握し、必要とする学用品の確保を図り、学校管理者を通じて対象者に配付する。

【3】支給品目

支給品目については、次のとおりとする。

1. 教科書
2. 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷等）
3. 通学用品（運動靴、体育用ジャージ、雨具、カバン、ゴム長靴等）
4. その他例示以外の品目についても、災害の程度等実情に応じて支給する。

【4】学用品の調達

支給する文房具及び通学用品については、市内文房具取扱店等から調達するものとするが、不足の場合には、近隣市町村又は道に依頼し、調達する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、知事が行い本部長はこれを補助する。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、本部長が行う。

8 学校給食対策

給食施設が被災したときは、できるかぎり応急措置を行い、給食の継続を図るものとする。

給食物資が被災したときは、パン及び牛乳等について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については、応急調達に努めるものとする。

衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

9 避難所管理体制

学校が指定避難所として利用される場合は、次の点に留意する。

【1】施設管理者

学校が指定避難所となる場合、学校管理者は「指定避難所運営マニュアル」に基づき、市職員や町内会及び自治会役員と協力して、円滑な避難所運営に努める。

【2】衛生管理対策

学校が指定避難所となる場合、学校管理者は次の点に留意し、保健管理を行う。

- 1．校舎内、特に炊事場・トイレは、常に清潔にして消毒等を怠らないこと。
- 2．校舎の一部に被災者が避難して授業を断続する場合は、避難所との間をできるだけ隔絶すること。
- 3．避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを行うこと。
- 4．必要に応じて、避難市民の健康診断を実施する。

10 文化財の保全対策

文化財の所在地域に災害の発生が予想される場合又は文化財等が被害を受けた場合は、当該文化財管理者及び文化財保護関係団体等に協力を求め、保全に必要な措置を講ずるものとする。

なお、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年条例第83号）及び石狩市文化財保護条例（昭和45年条例第13号）による「文化財一覧」は、資料編 - 8に示す。

第16節 飼料の供給

災害における家畜飼料の応急的な供給対策は、以下により実施する。

1 実施責任者

災害時の応急飼料対策は、本部長の指示により市が実施する。ただし、災対本部が設置されない場合においても、市長が必要と認めたときは実施することができる。

2 実施の方法

市は、被災農家の家畜飼料等の確保のため、関係機関、関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん及び調達を行うものとする。

ただし、確保が困難な場合は、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、道に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

【1】飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- 1．家畜の種類及び頭羽数
- 2．飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類・品類・数量）
- 3．購入予算額
- 4．農家戸数等の参考となる事項

【2】転飼

- 1．家畜の種類及び頭数
- 2．転飼希望期間
- 3．管理方法（預託・附添等）
- 4．転飼予算額
- 5．農家戸数等の参考となる事項

第17節 災害時における労働者の確保

災害時における応急対策に必要な労働者の確保は、以下により実施する。

1 実施責任者

災害時の労働者確保は、本部長の指示により市が実施する。ただし、災対本部が設置されない場合においても、市長が必要と認めたときは実施することができる。

2 作業内容

災害応急対策の実施のため確保する労働者は、次の作業等に従事するものとする。

- 1．被災者の避難、救助及び救出に関する作業
- 2．被災者の医療及び助産に関する作業
- 3．被災地への食料及び飲料水の供給に関する作業
- 4．被災地の防疫及び清掃に関する作業
- 5．被災地における土砂等の除去に関する作業
- 6．救援物資の整理、輸送及び配分に関する作業
- 7．行方不明者の搜索及び遺体の収容処理に関する作業
- 8．避難所等及び仮設住宅の設置に関する作業
- 9．その他必要な作業

3 確保方法

災害応急対策の実施に労働者を必要とするときは、ボランティアの協力や、市民の雇用及び市内の企業等に対する労働力の提供を依頼するとともに、道に労働者の確保を要請するものとする。

また、札幌公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の内容を明らかにして、求人申込みをするものとする。

- 1．職業別所要労務者数
- 2．作業場所及び作業内容
- 3．期間及び賃金等の労働条件
- 4．宿泊施設等の状況
- 5．その他必要な事項

4 賃金及びその他の費用負担

【1】費用負担

労働者の雇用に必要な費用は、市が負担するものとする。

【2】賃金

労働者に対する賃金は、市における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金の水準によるものとする。

Ⅱ 地震・津波災害 対策編

地震・津波災害対策編 目次

第1章	地震・津波等の想定	- 3
第1節	地震被害想定	- 3
第2節	津波浸水想定	- 6
第2章	地震・津波に強いまちづくり	- 8
第1節	地震に強いまちづくりの推進	- 8
第2節	津波に強いまちづくりの推進	- 11
第3章	地震・津波による被害拡大の予防	- 18
第1節	火災予防	- 18
第2節	危険物等の災害予防	- 19
第3節	建築物等の災害予防	- 21
第4節	液状化現象の予防	- 22
第4章	地震・津波災害時の応急対策	- 23
第1節	市民の応急活動	- 23
第2節	市等の応急対策	- 25

第1章 地震・津波等の想定

第1節 地震被害想定

1 基本的な考え方

市の地震被害想定は、道が24地震54断層モデルを選定し調査を行い、平成29年度に公表した地震被害想定調査結果（全道版）による。

市で過去に発生した地震としては、1834年に石狩地域に大地震が発生し、石狩川河口付近を中心に大被害を受けた記録がある。「北海道の地震・津波災害史」について、資料編 - 4 に示す。

2 想定地震

【1】北海道による地震被害想定の対象地震

道が想定した地震は、千島海溝や日本海溝から陸域へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく分けられる。

この内、市に被害を及ぼす地震は、以下が考えられる。

【海溝型地震】

領域又は地震名	規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
北海道北西沖の地震	7.8程度	0.002% ~ 0.04%	0.006% ~ 0.1%	0.01% ~ 0.2%
北海道留萌沖の地震	7.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
北海道南西沖の地震	7.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

【内陸型地震 - 活断層帯】

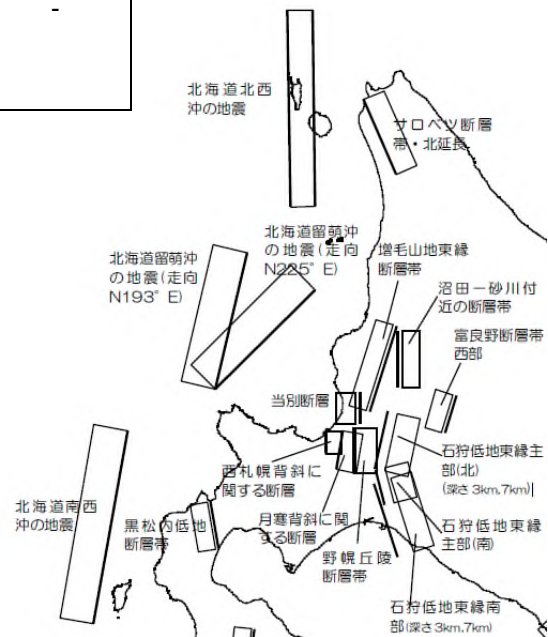
主要断層帯名	規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
石狩低地東縁断層帯（主部）	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0 ~ 0.002%
石狩低地東縁断層帯（南部）	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下
当別断層	7.0程度	ほぼ0 ~ 2%	ほぼ0 ~ 4%	ほぼ0 ~ 8%
増毛山地東縁断層帯	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下

沼田 - 砂川付近の断層帯	7.5程度	不明	不明	不明
---------------	-------	----	----	----

【内陸型地震 - 伏在断層】

札幌市地震被害想定委員会

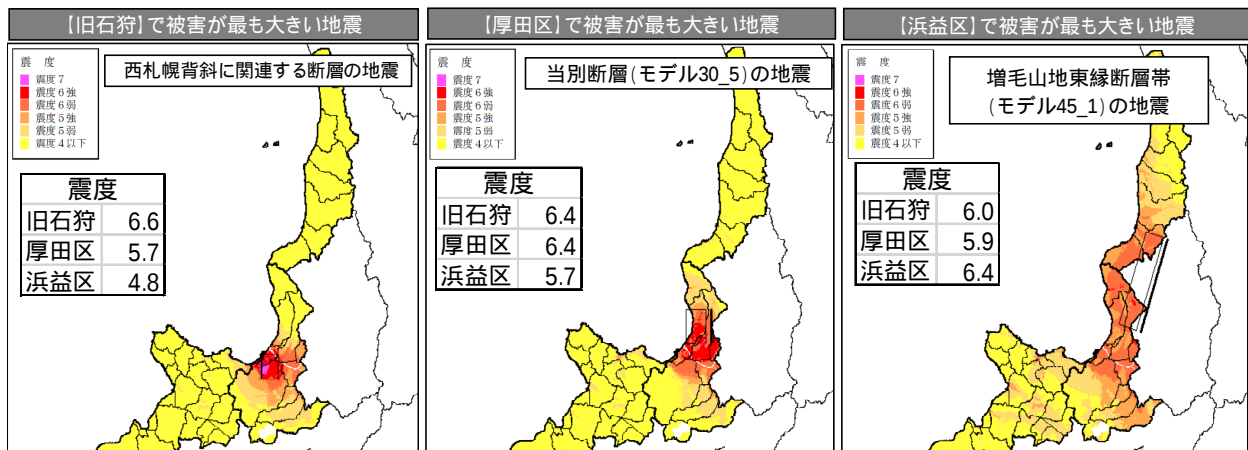
主要断層帯名	規模 (マグニチュード)	地震発生 確率
野幌丘陵断層帯	7.5	-
月寒背斜に関する断層	7.3	
西札幌背斜に関する断層	6.7	



3 被害想定結果

【1】北海道による地震被害想定の対象地震

旧石狩市域・厚田区・浜益区、それぞれで被害が最も大きくなる地震は、以下のとおりである。



市内の主な被害状況は、次のとおりである。また、「想定地震による被害状況の詳細」については、資料編 - 5 に示す。

[1] 西札幌背斜に関する断層の地震（旧石狩市域で被害が最も大きい地震）

被害想定項目		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
最大震度		旧石狩市域 7 / 厚田区 6弱 / 浜益区 5弱		
建物被害	全壊	946 棟	415 棟	946 棟
	(内、液状化の被害)	11 棟	11 棟	11 棟
	半壊	2,281 棟	1,225 棟	2,281 棟
	(内、液状化の被害)	20 棟	20 棟	20 棟
出火件数		5 件	1 件未満	42 件
避難者数		14,393 人	12,100 人	14,611 人
人的被害	死者数	20 人	2 人	16 人
	重傷者数	53 人	15 人	41 人
	軽傷者数	559 人	147 人	404 人
道路被害	箇所	109 箇所	109 箇所	109 箇所
上水道被害	箇所	447 箇所	447 箇所	447 箇所
下水道被害	k m	31.6 k m	31.6 k m	31.6 k m

[2] 当別断層帯（モデル30_5）の地震（厚田区で被害が最も大きい地震）

被害想定項目		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
最大震度		旧石狩市域 6強 / 厚田区 6強 / 浜益区 6弱		
建物被害	全壊	78 棟	41 棟	78 棟
	(内、液状化の被害)	2 棟	2 棟	2 棟
	半壊	378 棟	201 棟	378 棟
	(内、液状化の被害)	4 棟	4 棟	4 棟
出火件数		1 件未満	1 件未満	1 件未満
避難者数		7,109 人	6,852 人	7,116 人
人的被害	死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	重傷者数	5 人	2 人	4 人
	軽傷者数	42 人	15 人	32 人
道路被害	箇所	112 箇所	112 箇所	112 箇所
上水道被害	箇所	193 箇所	193 箇所	193 箇所
下水道被害	k m	11.0 k m	11.0 k m	11.0 k m

[3] 増毛山地東縁断層帯（モデル45_1）の地震（浜益区で被害が最も大きい地震）

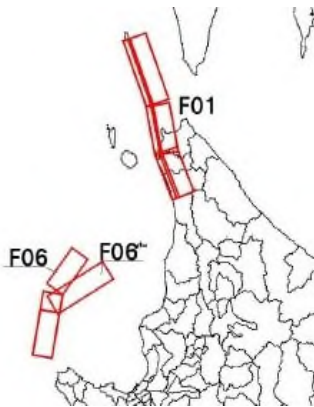
被害想定項目		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
最大震度		旧石狩市域 6強 / 厚田区 6弱 / 浜益区 6強		
建物被害	全壊	38 棟	20 棟	38 棟
	(内、液状化の被害)	2 棟	2 棟	2 棟
	半壊	257 棟	132 棟	257 棟
	(内、液状化の被害)	3 棟	3 棟	3 棟
出火件数		1 件未満	1 件未満	3 件
避難者数		5,189 人	5,007 人	5,193 人
人的被害	死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	重傷者数	4 人	1 人	3 人
	軽傷者数	32 人	11 人	24 人
道路被害	箇所	105 箇所	105 箇所	105 箇所
上水道被害	箇所	126 箇所	126 箇所	126 箇所
下水道被害	k m	9.8 k m	9.8 k m	9.8 k m

第2節 津波浸水想定

1 基本的な考え方

津波浸水想定は、道が地震防災対策特別措置法第14条第1項及び津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定に基づき設定した「日本海沿岸の津波浸水想定（設定年月日：平成29年2月9日）」による。

2 津波を発生する想定地震



津波浸水想定は、おおむね数百年から千年に1回程度の頻度で発生し、影響が甚大な最大クラスの津波としている。市に影響が大きい津波断層は、図及び表のとおり、3つの津波断層モデルである。

津波断層モデル	マグニチュード
F01	7.9
F06	7.6
F06'	7.6

3 津波浸水想定の結果

下表は、市に影響が大きい津波断層モデルF01、F06、F06'の代表地点における津波浸水シミュレーションの結果である。

代表地点の内、津波第一波到達時間が最短で、かつ津波水位が最大となるのは、浜益区幌地区の24分、8.9mとなっている。これは、津波断層モデルF06'で発生する津波である。

またこの結果から、市内に影響が大きい津波断層モデルはF06'であるといえるが、石狩湾新港における津波水位が最大となるのは、津波断層モデルF01であることに留意する必要がある。

なお、津波浸水想定の詳細については、地区防災ガイド及び資料編 - 3の「津波浸水想定図」に示す。

代表地点名	津波影響開始時間 (±20cm)	津波第一波到達 時間(分)	津波水位 (T.P.m)	最大遡上高 (T.P.m)	断層モデル
浜益(幌)	18	24	8.9	11.0	F06'
浜益(群別)	21	27	7.5	10.3	F06'
浜益(浜益)	24	29	7.9	10.2	F06'
	26	31	7.9	9.5	F06
浜益川河口	25	32	8.0	10.2	F06'
毘砂別	26	31	8.9	11.2	F06'
厚田漁港	39	44	7.9	10.5	F06'
古潭	41	45	6.7	11.4	F06'
正利冠川河口	43	47	5.5	7.4	F06'
石狩川河口	44	49	3.0	4.4	F06
	44	49	4.4	6.8	F06'
親船町	43	47	4.1	5.4	F06
	43	48	5.5	6.6	F06'
石狩湾新港	45	45	1.9	4.4	F06
	45	46	2.8	6.0	F06'
	112	128	3.9	5.7	F01

【参考】用語の定義

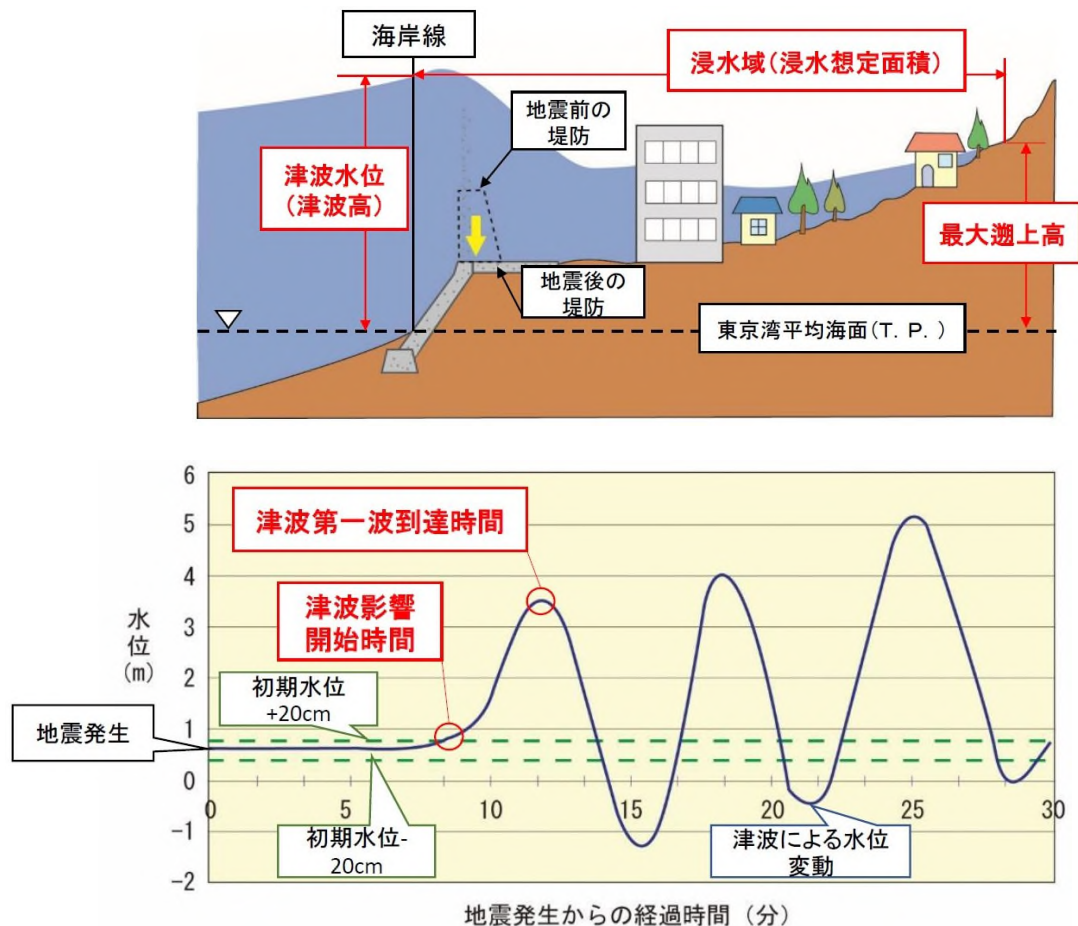
浸水域(浸水想定面積)：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域(面積)

津波水位(津波高)：津波来襲時の海岸線での海面の高さ(標高で表示)

最大遡上高：浸水域の外縁における地盤高の内、最大の高さ(標高で表示)

津波影響開始時間：海域を伝播してきた津波により、海岸線において初期水位から $\pm 20\text{cm}$ の変化が生じるまでの時間

津波第一波到達時間：海岸線において第一波の津波水位が最大となるまでの時間



4 被害想定結果

「日本海沿岸の津波浸水想定(設定年月日：平成29年2月9日)」において、被害想定結果は示されていない。しかし、石狩市内の浸水想定面積は1,020ヘクタールとされ、沿岸部においては、広く浸水する結果となっていることから、人的被害や建物被害の発生が想定される。

5 津波災害警戒区域の指定

道は、平成30年6月19日に津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項の規定に基づき、平成29年度に設定した日本海沿岸の津波浸水想定と同じ区域を「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」に指定した。

なお、警戒区域となる津波浸水想定は、地区防災ガイド及び資料編 - 3の「津波浸水想定図」に示す。

また、区域指定に伴い、本計画に定めるべき事項等(津波防災地域づくりに関する法律第54条)については、本計画に第2章第2節「津波に強いまちづくりの推進」に示す。

第2章 地震・津波に強いまちづくり

第1節 地震に強いまちづくりの推進

地震災害の発生及び被害の拡大の防止を図るため、次の災害予防対策を積極的に推進する。

1 地震に強い都市構造の形成

地震災害時に有効に機能するために、建築物・土木構造物・ライフライン施設などの構造物、施設等の耐震性を確保するため、地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

【1】地震に強い都市構造の形成

市は、避難路、指定緊急避難場所としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強い都市構造の形成を図る。

【2】建築物の安全化

市は、地震による被害を最小限にとどめるため、市役所をはじめ防災上重要な拠点施設や災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要な建築物について、精密診断、補強工事を行う。

また、建築基準法の遵守の指導等にも努めるとともに、耐震診断やリフォームの助成等を行い、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を推進する。

【3】道路ネットワークの強化

地震災害時において道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難、緊急物資の輸送ルートとしての機能も有しており、防災関係機関の活動に欠くことのできない施設である。

市は、災害時において道路及び橋梁がその機能を十分に発揮できるよう配慮し、都市計画道路等の整備など、道路ネットワークの充実に努める。

【4】公園及び緑地等の整備

公園及び緑地は、地震災害時における指定緊急避難場所あるいは、防火帯としての機能を有するとともに、応急救急活動、物資集積等の基地又はヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

市は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど、都市の安全性の向上と環境整備に努める。

【5】水道施設及び下水施設の整備

市は、水道施設である老朽管の布設替えを推進するとともに、耐震化対策についても併せて実施する。また、浄水場、配水場、ポンプ場の施設についても、その対策を図る。

また、下水道施設である市内3箇所の処理場（八幡・厚田・望来）については、すでに耐震化されている。今後はポンプ場や管路について、その対策を図る。

なお、市街地の汚水の処理委託先である札幌市の施設についても優先順位を考慮しつつ、耐震対策が進められている。

【6】液状化対策

公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等について、パンフレット等による普及を図る。

2 地震に関する情報と伝達

【1】地震に関する注意報及び警報等

(1) 地震動警報等の種類

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合は、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて市民等へ周知する。

札幌管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の揺れが推定されたときに、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの（なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4以上ものを「特別警報」に位置づける）
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表するもの

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報。

解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 地震に関する情報等

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 1. 震度1以上 2. 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された場合 3. 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等 1. マグニチュード7.0以上 2. 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データ等を基に、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

【2】地震による避難指示の発令基準

避難情報の種類	地震災害
避難指示	1. 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが高まったとき 2. 地震被害により家屋の損壊やライフラインが被災し、その地域に居住することが困難なとき 3. 大規模地震後の地震活動により被害拡大のおそれがあるとき 4. 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが切迫しているとき 5. 地震被害により家屋の損壊が発生するとともに、ライフライン、道路の被災等により孤立し、復旧に時間を要することが見込まれる地域に発令する

【3】地震に関する情報の収集・伝達

地震に関する情報の収集及び伝達については、共通編 第5章「情報通信・伝達」に定めるところによるものとする。

3 地震に関する防災知識の普及、啓発

市及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育・研修・訓練を行うとともに、市民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する知識の普及推進を図るものとする。

第2節 津波に強いまちづくりの推進

津波による災害の発生及び拡大の防止を図るため、次の災害予防対策を積極的に推進する。

1 基本的な考え方

過去の災害の教訓から、津波発生時の被害を構造物等で完全に防御することは不可能である。そのため、津波発生時はより早く、より遠くに、より高いところへ避難することが原則である。

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、市民の避難する意識の醸成を図り、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう、津波に強いまちづくりを目指す。

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

1. 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
2. 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、臨海部の産業・物流機能への被害軽減、また沿岸部への海拔表示など、総合的な対策を講じるものとする。

2 津波に関する情報と伝達

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、過去の被害状況や道公表の「津波浸水想定区域図」などを参考として、市は避難場所・経路や防災行政無線など市民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、市民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、地区防災ガイドによる津波避難の周知に努めるほか、津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進する。

また、津波警報等が発表された場合は、石狩北部地区消防事務組合石狩消防署、石狩湾新港管理組合、札幌方面北警察署、小樽海上保安部等の機関と密接に連絡を取り、警戒体制に入るものとする。

【1】津波注意報及び警報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。

1. 予想する津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する
2. 地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。このとき、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表する
3. 予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

なお、津波予報区については、次に示す。

津波予報の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値的表現	巨大地震 の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが 高いところで3 mを超える 場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10m (5 m < 予想高さ 10m)	
		5 m (3 m < 予想高さ 5 m)	
津波警報	予想される津波の高さが 高いところで1 mを超え、 3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想高さ 3 m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが 高いところで0.2m以上、 1 m以下の場合であって、 津波による災害のおそれ がある場合	1 m (0.2m 予想高さ 1 m)	(表記しない)

大津波警報を「特別警報」と位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。



津波予報区域図

【2】津波情報

津波情報は、津波警報等の発表中に津波の到達予想時刻等の情報を発表するものであり、津波警報等を補足するものである。

津波情報の種類と内容については、次に示す。

種 類	内 容
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、第2の2の(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で津波を観測した場合の時刻及び高さを発表(1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合いで観測した津波の時刻や高さ、及び沖合いの観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警 報 ・ 注 意 報 の 発 表 状 況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報の留意事項等

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

【3】避難指示の発令判断基準

区分	基準	避難対象区域	取るべき行動
避難指示	1. 大津波警報の発表	津波浸水予測図による浸水区域	沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難場所など安全な場所へ避難
	2. 津波警報の発表		
	3. 津波注意報の発表	平地の海岸線 海岸堤防等より海側の区域	海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる

基準に該当しない場合であっても現地の状況を総合的に勘案し、避難指示を発令する。

津波の高さは、地形等の影響により予想される高さより、局所的に高くなる場合も想定されることから、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを考慮する。

遠地震の場合の避難指示については、気象庁が発表する「遠地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難指示等の段階的な発令を検討する。

津波避難場所については、資料編 - 4「指定緊急避難場所、指定避難所等一覧及び箇所図」に、避難指示の詳細については、資料編 - 6「避難指示の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）」に示す。

【4】津波予報等の受伝達系統

気象庁の発表する津波警報等及び津波情報の伝達を受けたときは、共通編 第5章 第1節 第1項「気象情報等の伝達方法」に定める「気象予警報等伝達系統図」に従い、迅速かつ確実に伝達を行う。

また、津波警報等が発表された場合は、上記【3】に定める避難指示の基準及び「避難指示の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）」に従い、あわせて情報伝達を行う。

「避難指示の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）」については、資料編 - 6 に示す。

【5】津波予報、津波情報等の収集

共通編 第5章 第1節 第1項「気象情報等の伝達方法」に定める「気象予警報等伝達系統図」によるほか、次により津波に関する情報の収集を行う。

1. 市及び防災関係機関は、地震を感じたときは、直ちにテレビ・ラジオからの情報に注意し、的確な情報収集に努める。
2. 港湾施設管理者等は、津波警報等が発表されたときは、関係者及び関係機関等に対して情報伝達を行うとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。
3. 市は、津波警報等が発表されたときは、避難指示を発令する。

【6】津波警報等、避難指示等の伝達手段の整備

（1）伝達手段の確保

市は、市民等に対する津波警報等の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、津波フラッグ、SNS等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

なお、防災行政無線屋外拡声機の設置場所については、資料編 - 3 に示す。

〔1〕サイレン・防災行政無線設置場所

地区	サイレン・防災行政無線設置場所
旧 石 狩 市	1. デジタル防災行政無線屋外拡声機（各地区） 2. 消防サイレン（石狩消防署・第3分団・第4分団・第6分団）
厚 田 区	1. デジタル防災行政無線屋外拡声機（各地区） 2. アナログ防災行政無線（個別受信機） 3. 消防サイレン（聚富・発足分団）
浜 益 区	1. デジタル防災行政無線屋外拡声機（各地区）

〔2〕在来船舶等への伝達

1. 小樽海上保安部は、津波警報等が発表された場合で津波到達までの時間的余裕が十分あるときは、港内及びその周辺海域の在泊船舶等に対し、巡視船艇を巡回させ情報伝達を行う。
2. 小樽海上保安部は、必要に応じて船舶の入港を制限し、又は港内からの移動を命じる等所要の規制を行う。

（2）伝達協力体制の確保

市は、沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者及び自主防災組織との協力体制の確保に努める。

【7】沿岸地域住民への伝達

津波警報等が発表された場合の地域住民への伝達は、共通編 第5章 第6節「災害情報の収集と災害広報」によるほか、次により行うものとする。

（1）大津波警報・津波警報

1. 市及び石狩消防署等は、大津波警報・津波警報が発表されたとき又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、直ちに沿岸住民、海浜利用者等に対して、本節 第2項 第3号「津波予報等の受伝達系統」及び同項 第5号「津波予報、避難指示等の伝達手段の整備」、「避難指示の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）」に示す方法により、避難指示を発令する。
2. 市及び石狩消防署等は、津波警報等の内容、海面状態、地震による護岸等の損壊状況等から総合的に判断し、避難指示を発令する。
3. 前号の実施に当たっては、地元町内会及び自治会、自主防災組織、石狩湾新港管理組合、石狩湾漁業協同組合等の協力を得て、組織的に実施する。
4. 札幌方面北警察署は、大津波警報・津波警報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、若しくは危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。又、この場合において、本部長からの要請があったときは、避難指示を発令する。

（2）津波注意報

1. 市及び石狩消防署等は、津波予報、海面監視情報等を早期に把握し、防災行政無線、広報車により、沿岸住民、河川流域周辺住民等に津波警報等の周知を行い、海岸から離れた場所又は指定緊急避難場所への避難指示を広報する。
2. 石狩消防署等は、津波警報等が発表されたときは、気象業務法に定める標識により情報の伝達を行うとともに、消防隊を沿岸地域及び河川流域周辺に派遣し、迅速な情報伝達の活動を実施する。

3 津波に関する防災知識の普及、啓発

市及び防災関係機関は、津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して、津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、市民に対して、津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する知識の普及推進を図るものとする。

【1】津波警戒の周知徹底

市は、津波警戒に関する次の事項について、津波防災地域づくりに関する法律第54条に基づき、地区防災ガイドやホームページ、広報誌（紙）等で周知に努める。

（1）市民へ周知する事項

【1】高台等の安全な場所への避難

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、身の安全確保のあと、直ちに海浜等から離れ、高台等の安全な場所に避難する。

また、地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、高台等の安全な場所に避難する。

[2] 避難方法

避難をするときは、徒歩での避難を原則とする。ただし、要配慮者等、徒歩での避難が困難な方を避難させるため、やむを得ず車両等を使用した避難をする場合であっても、渋滞等の場合は、車両を道路脇等に鍵を付けたまま放棄し、周辺の避難者と協力し要配慮者とともに避難する。

[3] 情報の入手

正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線、SNS、広報車などで入手する。

[4] 警報・注意報解除までの警戒

津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒をゆるめず、安全な場所から離れたり、海浜等に近づくななどのことをしない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

[1] 自らの判断に基づく避難

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、また、地震を感じなくても津波警報等が発表された場合は、自らの判断に基づき避難する。

[2] 情報の入手

正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

[3] 津波警報等の解除までの警戒

津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒をゆるめず、港湾等に近づかない。

【2】津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、市は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

また、市は、市民等に対し、防災講習会などの普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、市民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難支援等の実践的な津波防災訓練を実施する。

さらに、学校等教育機関は、児童・生徒等が津波の特性を正しく理解するため、防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

【3】避難確保計画の作成が必要な要配慮者利用施設

津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる「要配慮者利用施設」は、津波災害警戒区域の内側に設置されている施設とし、その施設の名称と所在地は、資料編 - 13「避難確保計画の作成等が必要な要配慮者利用施設」に記載する。

なお、記載のある施設の所有者又は管理者は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第71条の規定に基づき、単独で又は共同して、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

なお、津波に関する情報の伝達については、共通編 第5章「情報通信・伝達」に定めるところによるものとする。

第3章 地震・津波による被害拡大の予防

第1節 火災予防

過去の事例では、地震や津波災害時に同時多発的に発生した火災が被害を拡大させたことから、被害を最小限にとどめるため、火災の未然防止、初期消火の徹底など防火に対する意識の普及啓発及び消防力の整備について、次により実施する。

【1】地震・津波による火災の防止

地震・津波災害時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、道及び石狩消防署等は、地震・津波災害時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、石狩北部地区消防事務組合火災予防条例（昭和45年条例第26号）に基づく、火気の取り扱い及び地震等による対策を講じるよう指導を強化する。

（1）防火防災意識の啓発

地震・津波発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、春・秋の火災予防運動をはじめとする各種火災予防広報等を通じ、地震・津波発生時の出火防止に関する知識の普及啓発を図る。

なお、一般家庭等における出火防止の普及啓発内容は下記のとおりとする。

- 1．地震が発生した場合は、自分、家族の安全対策を速やかに行い、家庭の出火防止措置を行う。
- 2．地震等による対策が講じられていないストーブ等の火元を確認し、大規模地震後の地震活動等のおそれがある場合は、確実に消火しておく。
- 3．通電火災を防ぐため、避難等で自宅を離れる場合は、電気のブレーカーを落とし、電化製品のコンセントを抜く。
- 4．家庭内で出火した場合は、速やかに消火器等によって消火を開始する。また、近隣の市民へ消火の協力と避難を呼びかけるとともに、消防署へ通報する。
- 5．火災の拡大のおそれがある場合は、速やかに屋外へ退避する。

（2）住宅防火対策の推進

地震・津波発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具や感震ブレーカー等の普及・啓発に努めるとともに、火災予防広報等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

（3）予防査察の指導強化

石狩消防署等は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1．消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2．消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。
- 3．ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

【2】初期消火体制の推進

火災による被害を最小限に食い止めるためには、自身の安全を確保した上で、下記に示す初期消火の基本的な行動と初期消火体制が重要となる。

道及び石狩消防署等は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な初期消火体制の確立を図る。

1. 地震が発生した場合は、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じたのち、屋外で近隣に出火している家屋等がないか確認する。
2. 地域内に火災が発生した場合は、自宅の消火器、バケツ等の消火器具を持って出火元に集合する。
3. 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
4. 火災が灯油タンク、ガスボンベ等の周辺に及んだときは、消火活動を中止し避難する。
5. 消防機関が到着したら、その指示に従う。

(1) 一般家庭の初期消火体制

一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消火用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震・津波災害時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

(2) 自主防災組織等の初期消火体制

防災思想の啓発や災害時の火災の未然防止に着実な成果を上げるため、地域の自主防災組織、防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

【3】消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、石狩消防署等は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第2節 危険物等の災害予防

地震・津波災害時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害を未然に防止するため、次により実施する。

【1】事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、市及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

1. 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
2. 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
3. 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
4. 事業所等における自主保安体制の確立強化
5. 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
6. 事業所等における防災についての協力体制の確立強化
7. 危険物施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

【2】危険物の保安対策

危険物による災害の予防を推進するため、石狩消防署等は、危険物施設に対し随時立入検査を実施し、事業者の指導に努める。

(1) 事業者

[1] 消防法の遵守と自主保安体制の確立

消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

[2] 応急措置の実施と通報

危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去、その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

(2) 石狩消防署

[1] 検査の実施

消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に基づく適正な維持管理について指導する。

[2] 保安教育の実施及び指導

事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

【 3 】 火薬類の保安対策

火災予防上の観点から火薬類取扱事業所の実態を把握し、道は、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(1) 事業者

[1] 火薬取締法の遵守と自主保安体制の確立

火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

[2] 応急措置の実施と届け出

火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出る。

(2) 石狩消防署

火災予防上の観点から事業所の実態の把握を行う。

【 4 】 高圧ガスの保安対策

火災予防上の観点から高圧ガス取扱事業所の実態を把握し、道は、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(1) 事業者

[1] 高圧ガス保安法の遵守と自主保安体制の確立

高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

[2] 応急措置の実施と届け出

高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官、消防職員、消防団員若しくは海上保安官に届け出る。

(2) 石狩消防署

火災予防上の観点から事業所の実態の把握を行う。

【 5 】 毒物・劇物の保安対策

火災予防上の観点から高圧ガス取扱事業所の実態を把握し、道は、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(1) 事業者

[1] 毒物及び劇物取締法の遵守と自主保安体制の確立

毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

[2] 応急措置の実施と届け出

毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を道（江別保健所）、札幌方面北警察署又は石狩消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

(2) 石狩消防署

火災予防上の観点から事業所の実態の把握を行う。

第3節 建築物等の災害予防

地震・津波災害から建築物等を防御するため、次により実施する。

【1】木造建築物の防火対策の推進

市は、木造建築物について、延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

【2】既存建築物の耐震化の促進

市は、現行の建築基準法の耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した情報提供の充実など、所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。

また、市は、市民や所有者にパンフレット等により制度の普及啓発を図るとともに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会への受講を奨励し、耐震診断・改修の専門技術者登録への啓発に努めるものとする。

さらに、市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導・助言・指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

(1) 一般建築物の耐震化の促進

一般建築物の維持保全及び耐震化について、広く市民の認識を深めるため、耐震工法、補強等について周知を図る。

(2) 公共施設の耐震化の促進

地震・津波災害時において、災害応急活動の拠点となる市役所、石狩消防署、指定緊急避難場所や指定避難所となる学校等の公共施設が使用不能となる可能性もあることから、施設の新設に当たっては、耐震・免震構造に配慮するとともに、既存施設にあったては耐震診断及び耐震改修の実施を促進する。

【3】建築物等の転倒・落下物対策の推進

(1) ブロック塀等の倒壊防止

市は、地震によるブロック塀・石塀・自動販売機等の倒壊を防止するため、都市計画により塀の高さを制限するほか、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等で地震による倒壊のおそれがあるものにあつては、所有者に点検、補修、補強等の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合も、法並びに設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(2) 窓ガラス等の落下物対策

市は、多数の人が通行する道路に面する建物等の窓ガラスの落下・飛散を防止するための安全対策の実施を指導するとともに、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(3) 家具等の転倒防止

市は、タンス・食器棚・本棚・テレビ・冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、講習会等を通じて、市民に家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

第4節 液状化現象の予防

地震に起因する地盤の液状化現象による被害を最小限にとどめるための予防は、次のとおりである。

【1】液状化現象に関する資料収集

市は、液状化現象による被害を最小限に食い止めるため、大学、各種研究機関等の液状化現象に関する研究成果等についての資料等の収集に努める。

【2】液状化現象対策

液状化現象の対策としては、大別して以下の3つが考えられる。

1. 地盤自体の改良等により、液状化現象の発生を防ぐ対策（地盤改良）
2. 発生した液状化現象に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策（構造的対応）
3. 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策（施設のネットワーク化）

【3】液状化現象予防の推進

市及び防災関係機関は、液状化現象による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化現象対策を推進する。

【4】液状化対策の普及・啓発

市及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、市民・事業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

なお、北海道が平成28年度に実施した地震被害想定調査による「液状化危険度分布」は、資料編 - 6 に示すとおりである。

第4章 地震・津波災害時の応急対策

第1節 市民の応急活動

地震・津波災害時の市民等が行う応急活動は、共通編 第3章「災害に強いまちづくり・人づくり」によるものとするほか、下記に示すとおりとする。

1 市民による救出救護活動

市民は、建物の倒壊、崖崩れなどにより下敷きになった者を発見したときは、消防又は警察に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする場合は、救護所等へ搬送する。

1. 大規模地震が発生した場合は、地震の揺れがおさまったあと、自分及び家族の安否と自宅の損壊状態を確認したあと、屋外に出て近隣家屋の状況を確認する。
2. 家屋の倒壊、崖崩れ等の発生を発見した場合、大声で呼びかけるなど、市民の安否、生き埋め者の有無の確認に努める。
3. 生き埋め者を発見した場合、場所・時刻、発見してから救出するまでの時間、人数、発見時の様態等を把握しておき、消防や警察等の機関に報告できるよう記録する。
4. 大規模な救出作業が必要な場合には、速やかに消防機関等の出動を要請するとともに、資機材を有効に活用して救出活動を行う。
5. 状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害発生の防止に努める。
6. 倒壊物の下敷になった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、消火活動を行いながら救出活動に当たる。
7. 大規模地震後の地震活動等により、二次災害のおそれがある場合は、作業を中止し避難する。

2 地震・津波災害時の身の安全の確保と避難

地震・津波災害時の身の安全の確保については、下表及び地区防災ガイドに示すとおりとする。

また、地震・津波災害時に、市から避難指示等が発令されたことを覚知した場合は、周辺住民に対して周知を図るとともに、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に指定緊急避難場所等へ避難・誘導する。また、自力で避難することが困難な要配慮者に対しては、次項に示すところにより、地域で協力し、避難支援を行う。

ただし、あくまでも避難誘導者自身が安全に退避するための時間を確保した上で、避難支援等を実施しなければならない。

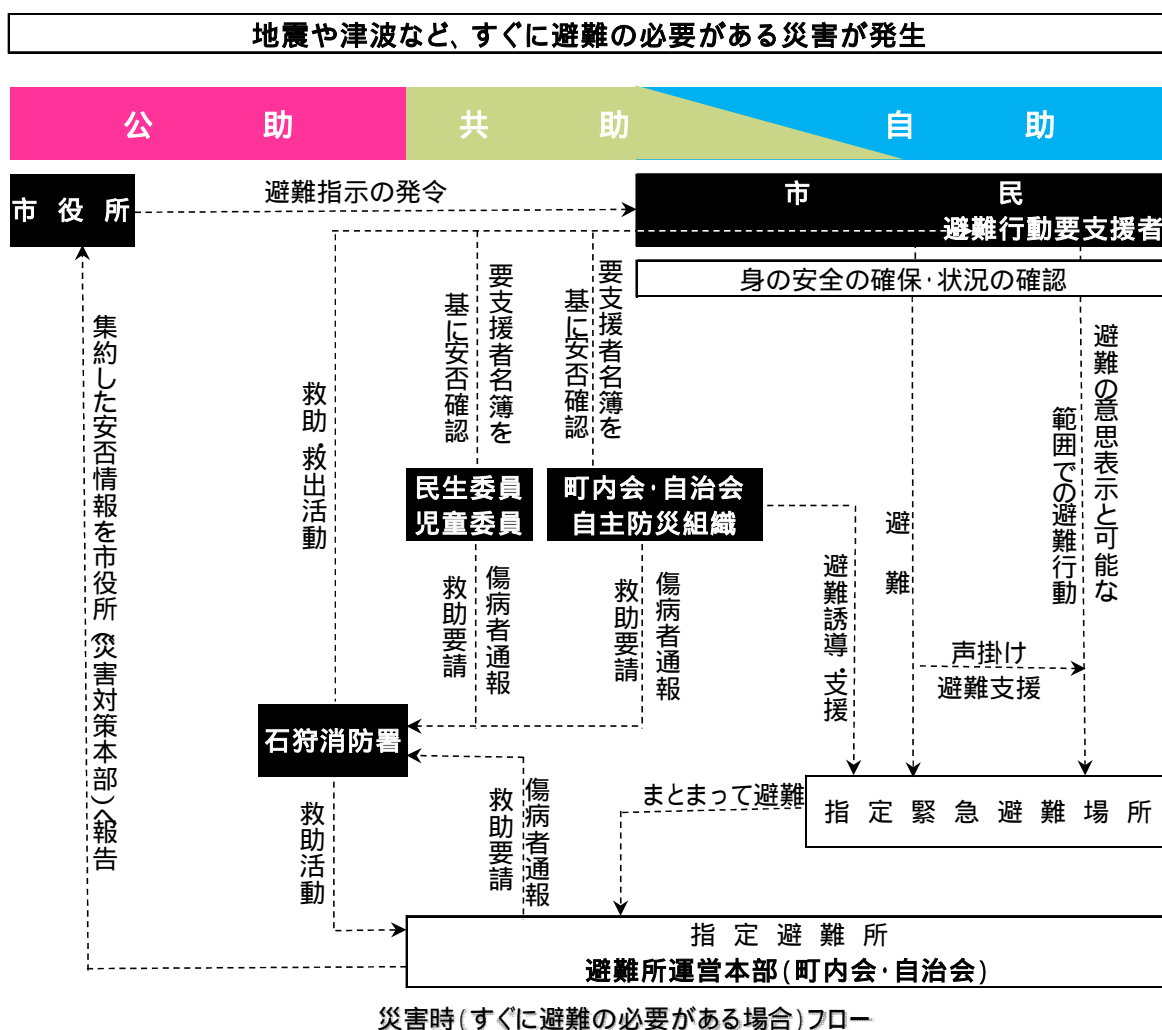
なお、指定避難所の運営方法は、共通編 第6章 第2節「指定避難所運営」及び「指定避難所運営マニュアル」（資料編 - 1 参照）による。

時間経過	各自がとる行動	
	地震の場合	津波の場合
地震発生 0分～1分	1. 落ち着いて自分の身の安全を確保 2. 身を守ることを優先 3. ドアを開け、避難路を確保	
揺れが収まった 1分～5分	1. 火災が発生したら初期消火 2. 家族の安全確認 3. ガスコンロ等の火の元スイッチを切る 4. ラジオなどで情報確認	1. 沿岸付近にいる場合、周辺の人に声を掛けながら、直ちに安全な高い場所に避難 2. ラジオなどで津波情報の確認

5 分 ~	1 . 隣近所の安全確認 2 . 非常持出品を身近に用意 3 . 家屋倒壊のおそれがあれば避難 4 . 避難時にはガスの元栓・電気のブレーカーを落とすなどの防火対策	1 . 大津波警報が発表されている場合、さらに遠くの、さらに高い場所に避難 2 . 他の人の救助のために沿岸部に戻ってはいけない 3 . 貴重品や備蓄品を取りに行くなど、安全な場所から移動してはいけない
火災・倒壊家屋 負傷者等発見 ~ 数時間後	1 . 自主防災活動に参加 ・ 消火活動 ・ 救出活動 ・ 応急救護活動等	1 . 津波襲来中は、安全な場所でラジオ等による情報収集 2 . 津波警報等が解除されるまで指定緊急避難場所・指定避難所で避難
数時間後 ~ 指定避難所生活	1 . 最低 3 日分、できれば 1 週間分程度の生活必需品は、各自備蓄で賄う。 2 . 指定避難所等では協力し、秩序ある生活に努める	

3 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援

地震・津波災害時における要配慮者の安否確認及び避難支援の実施は、共通編 第 3 章 第 6 節「災害時要配慮者対策」及び「避難行動要支援者支援マニュアル」（資料編 - 3 参照）によるほか、下図のとおりとする。



第2節 市等の応急対策

1 市等の応急対策

市や関係機関等の地震・津波災害時の応急対策については、共通編 第7章「災害時の応急対策」によるものとする。

2 市職員の非常配備体制

地震・津波発生時の市職員の非常配備体制については、下記に示すほか、水道部水道営業課・水道施設課にあつては、資料編 - 5の「石狩市水道部上水道災害対策要綱」に示す通りとする。

なお「災害時における初動配備体制と参集基準」については、資料編 - 7に示す。

体制名	災害規模	活動内容
情報収集体制	1. 震度3の地震が発生	1. 災害情報の収集及び伝達 2. 被災地又は被災予想地区への警戒巡視 3. 防災関係機関との連絡調整 4. 初期の災害対策活動 5. その他市長が必要と認めたときは災対本部を設置
第1配備	1. 震度4の地震が発生	1. 災害警戒体制 2. 災害情報の収集及び伝達 3. 被災地又は被災予想地区への警戒巡視 4. 防災関係機関との連絡調整 5. 初期の災害対策活動
第2配備	1. 震度5弱から5強の地震が発生 2. 津波警報等の発表 3. 避難情報を発令するとき	1. 災対本部設置 2. 災害情報の収集及び伝達 3. 被災地又は被災予想地区への警戒巡視 4. 防災関係機関との連絡調整 5. 災害対策活動 6. 被災状況に応じた避難所の開設・運営
第3配備	1. 震度6弱以上の地震が発生 2. 広域にわたる災害並びに被害が甚大であると予想される場合	1. 第2配備と同様 2. 避難所の開設/運営の準備 3. 登庁できない場合は、最寄の市行政機関や指定緊急避難場所等に直接参集

災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難しいと認められる場合は、市長の指示により、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

III 水害・土砂災害 対策編

水害・土砂災害対策編 目次

第1章	水害等の想定	- 3
第1節	重要水防区域等	- 3
第2節	土砂災害警戒区域等	- 3
第2章	水害等に強いまちづくり	- 7
第1節	水害等につよいまちづくりの推進	- 7
第2節	水防用資機材等	- 7
第3節	水防に関する気象警報及び注意報	- 7
第3章	水害時等の応急対策	- 13
第1節	避難行動	- 13
第2節	水防活動	- 14
第3節	警戒区域の設定	- 15
第4節	水防作業及び工法	- 16
第5節	避難及び立退き	- 16
第6節	市職員の非常配備体制	- 16
第4章	河川管理者の協力	- 18
第1節	河川管理者の協力	- 18
第5章	公用負担等	- 19
第1節	公用負担	- 19
第2節	公務災害補償	- 19
第6章	水防報告	- 20
第1節	水防報告	- 20

第1章 水害等の想定

第1節 重要水防区域等

1 重要水防区域の指定

災害対策の究極の目的は、災害を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の根幹をなすもので、市その他の公共的機関又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、災害予防に必要な施設の整備をするものとする。

災害が予想される重要警戒区域は、次のとおりである。

【1】重要水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川水の溢流、堤防の決壊等により災害が予想される区域を資料編 - 7の「重要水防箇所一覧及び箇所図等」に示す。

【2】洪水浸水想定区域図

水防法第14条の規定に基づき、石狩川、豊平川及び当別川が氾濫した場合の浸水想定区域が北海道開発局札幌開発建設部より公表されている。また、新川が氾濫した場合の浸水想定区域が道札幌建設管理部より公表されている。

石狩川、豊平川及び当別川が氾濫した場合の「石狩川水系石狩川洪水浸水想定区域図」及び新川が氾濫した場合の「新川水系洪水浸水想定区域図」を資料編 - 8に示す。

【3】洪水氾濫危険区域図等

市内の道管理河川の内、氾濫など災害の発生が予想される河川の「洪水氾濫危険区域図」を資料編 - 8で示す。

2 高波、高潮、津波等警戒危険区域

海岸の状況から、高波、高潮、津波で災害のおそれがある区域を危険予想区域とする。現況については、資料編 - 9に示す。

3 農業用ため池等の決壊による浸水区域

農業用のため池等が、大雨による増水や地震等により決壊した場合の浸水想定区域を資料編 - 10の「農業用のため池等浸水想定区域」に示す。

第2節 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法に基づき指定されている。山地災害危険地区は、道が、山地における調査等により把握したものである。

市は、市民に対して土砂災害警戒区域等の周知に努めるとともに、土砂災害の予防ならびに災害のおそれがある場合の避難情報等の迅速な伝達を行い、人的被害の防止に努める。

なお、避難指示等の発令基準については、資料編 - 7「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に示す。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

【1】土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）（土砂災害防止法施行令第2条）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害警戒区域は、以下の基準により指定される。

(1) 急傾斜地の崩壊

1. 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
2. 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
3. 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

(2) 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

(3) 地すべり

1. 地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域)
2. 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域

【2】土砂災害特別警戒区域(通称：レッドゾーン)(土砂災害防止法施行令第3条)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、次の基準により指定される。

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により、建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して、市民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

ただし、地すべりについては、地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等により、力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において、建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況については、資料編 - 12の「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧及び箇所図」に示す。

【3】避難確保計画の作成が必要な要配慮者利用施設

土砂災害の発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる「要配慮者利用施設」は、土砂災害警戒区域の内側に設置されている施設とし、その施設の名称と所在地は、資料編 - 13「避難確保計画の作成が必要な要配慮者施設」に記載する。

なお、記載のある施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、施設利用者の土砂災害発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告しなければならない。

なお、土砂災害に関する情報の伝達については、共通編 第5章「情報通信・伝達」に定めるところによるものとする。

2 山地災害危険地区

山地災害危険地区は、山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などによって、官公署、学校、病院、道路等の公共施設等や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質等が一定の基準以上の地区を調査把握したものである。

【1】山腹崩壊危険地区

山腹崩壊による災害(落石による災害を含む)が発生するおそれがある地区で、次のような特徴がある。

1. 山の斜面に亀裂や湧き水がある。
2. 岩石がもろく崩れやすい地質である。
3. 過去に山崩れがあった場所である。

- 4．山崩れがあった場所に隣接している。
- 5．急斜面で、軟弱な地盤がある。
- 6．水の集まりやすい斜面地形である。
- 7．ときどき落石がある。

【2】崩壊土砂流出危険地区

山腹土砂又は地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区で、次のような特徴がある。

- 1．溪流の勾配が急である。
- 2．溪流に大きな石がごろごろ堆積している。
- 3．たくさんの土砂が堆積している。
- 4．上流が山崩れなどで荒れている。
- 5．過去に土石流があった。

【3】地すべり危険地区

地すべりによる災害が発生するおそれがある地区で、次のような特徴がある。

- 1．過去に地すべりがあったところで、今も少しずつ動いている。
- 2．湧き水や地下水が豊富である。
- 3．断層があるところやもろく崩れやすい岩石がある。
- 4．火山作用あるいは、温泉の作用で粘土化した土がある。

「山地災害危険地区一覧」については、資料編 - 13に示す。

第2章 水害等に強いまちづくり

第1節 水害等につよいまちづくりの推進

市内には、大小多数の河川及びため池があり、農地のかんがい用水源となるダムも2箇所ある。市や関係機関は、大規模な地震によるダムの決壊や大雨による河川等の増水、土砂災害等、水害や地盤災害の発生を未然に防止するための予防策に努める。

【1】河川施設の災害予防

各河川管理者は、堆積土砂の除去や河道内の伐採等により流下能力を向上するとともに、堤防や護岸整備等の河川改修に努める。また、山間部の小河川については、土石流災害を防止するための整備に努める。

【2】貯水池施設の災害予防

貯水池の破損、決壊による災害を防止するため、定期的に洪水吐、堤体等に異常がないか調査し、災害の未然防止に努める。特に地震の発生時や大雨が予想される時期においては、堤体等の点検や樋門・樋管及び洪水吐の管理を強化する。

【3】ダム施設の災害予防

市には、北海道開発局により建設された望来ダム及び土地改良区の高富ダムがあり、農地のかんがい用水源として大切な役割を果たしている。これらの農業用ダムは、豪雨時に洪水調節の役割を果たす重要な施設でもあるが、決壊すると下流地域に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理に努める。

第2節 水防用資機材等

【1】水防用資機材の備蓄及び調達

市の水防用資機材の備蓄及び緊急時の資機材は、市が保有する資機材のほか、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所との災害時応援協定に基づき「石狩地区地域防災施設（川の博物館）等」から調達するものとする。なお、不足する場合は、必要に応じて発注調達するものとする。「水防用資機材の備蓄一覧及び緊急時の資機材の調達先、調達可能量」については資料編 - 9 に示すとおりである。

【2】水防用土砂採取場

市は、緊急時に備え水防用土砂採取場を調査し、石狩消防署長へ通報しておくものとする。なお「土砂採取場所一覧」については、資料編 - 10 に示す。

第3節 水防に関する気象警報及び注意報

1 水防活動用気象警報

札幌管区气象台、北海道開発局、道は、次の水防活動用の各種予報及び警報の発表を行う。

なお、札幌管区气象台長は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる（水防法第10条第1項及び第2項、第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項、第2項及び第3項）。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

なお、水防活動用気象警報の伝達は、共通編 第5章 第1節「気象情報等の伝達」に定めるところによる。

区 分	種 類	発表機関	摘 要
水防警報	待機・準備・出動 指示・解除	北海道開発局 又は北海道	指定河川地域の水防管理団体に水 防活動を行う必要があることを発 表
洪水予報	氾濫発生情報 氾濫危険情報 氾濫警戒情報 氾濫注意情報	札幌管区气象台と 北海道開発局又は 北海道との共同発表	指定河川について、水位を示して 行う予報
気象予報 警報	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	札幌管区气象台	一般向け注意報及び警報の発表を もって代える

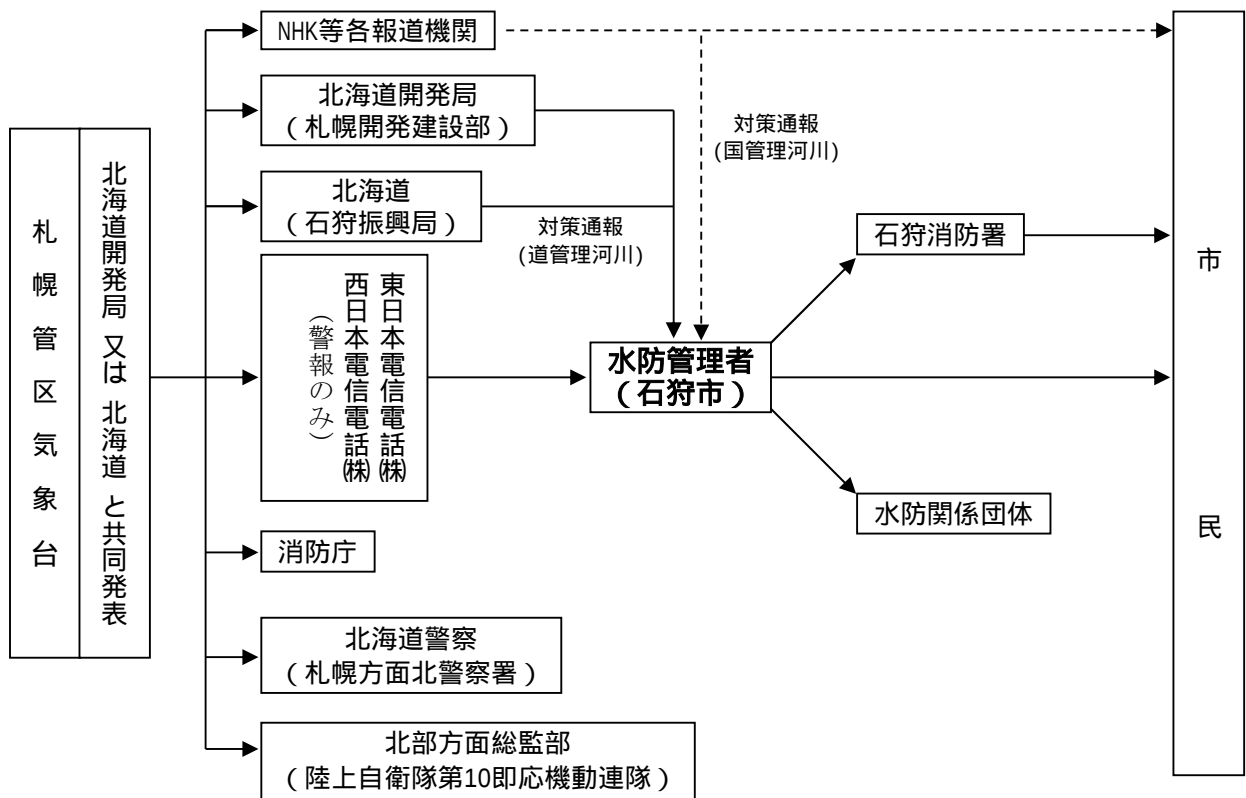
2 洪水予報河川における洪水予報

【1】洪水予報河川の通知と伝達

知事は、市に関連する下記洪水予報指定河川について洪水予報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関に協力を求め、これを一般に周知するものとする。

なお、指定河川洪水予報の伝達については、下記に示すものによる。

種類	河川名	実施機関
洪水予報指定河川 (国土交通大臣指定)	石狩川(下流)、豊平川	札幌管区气象台・札幌開発建設部
洪水予報指定河川 (知事指定)	新川	札幌管区气象台・札幌建設管理部



【2】洪水予報の種類、危険レベル及び水位名称等

洪水予報の種類、危険レベル及び水位名称等については、下記に示す。

なお、市に影響のある河川の水位観測所の所在地及び各水位の値は、資料編 - 11に示す。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

	水位の危険度	水位の名称	発表する洪水予報	市民に求める行動
洪水警報	LEVEL 5	氾濫発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
	LEVEL 4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
	LEVEL 3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から要支援者は避難
洪水注意報	LEVEL 2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
	LEVEL 1	水防団待機水位	(発表無し)	水防団待機

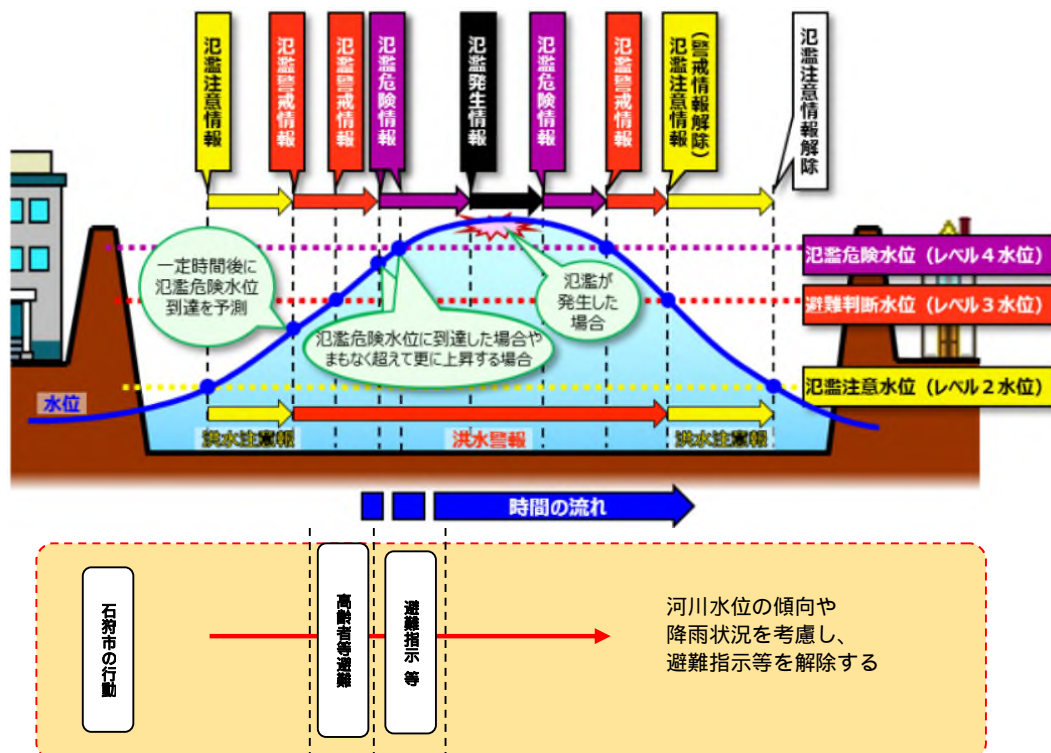


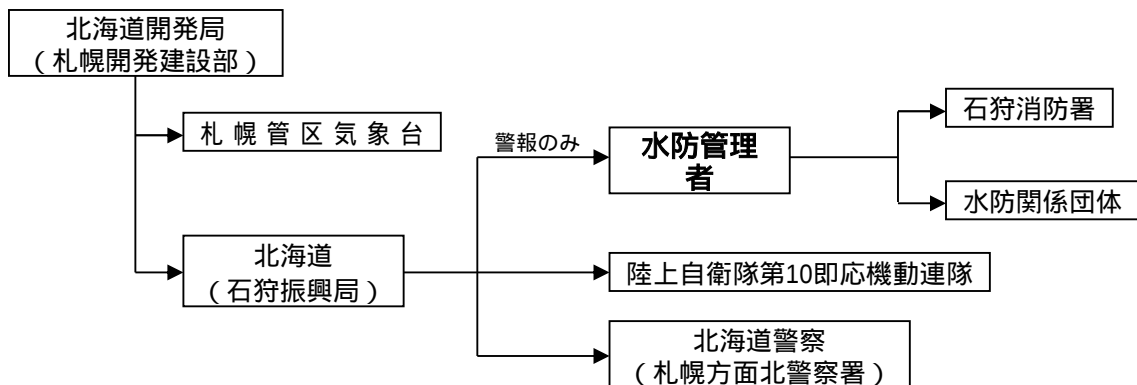
図 III-1 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

3 水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

なお、水防警報の伝達については、下記に示すものによる。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況等により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	河川氾濫注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超える上昇のおそれがあるとき
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告とともに越水（堤防から水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等その他河川の状況を示しその対応策を指示するもの	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき



4 水位周知河川における水位到達情報

知事は、洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、下記に示す。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

5 警戒雨量

河川管理者は、常に正確な雨量の把握に努め、次に定める通報要領により水防管理者及び関係水防機関に通報するものとする。

なお、雨量観測値の通報については、下図による。

【1】警戒雨量

- 1．降り始めからの雨量が30mm以上
- 2．積雪期における降り始めからの雨量が10mm以上

【2】通報要領

（1）通報の開始

雨量が警戒雨量に達したとき又は水防管理者から通報開始の指示を受けたときから開始する。

（2）通報の終了又は中止

降雨がなくなったとき又は水防管理者から通報中止の指示を受けたとき終了し、又は中止する。

（3）定時通報

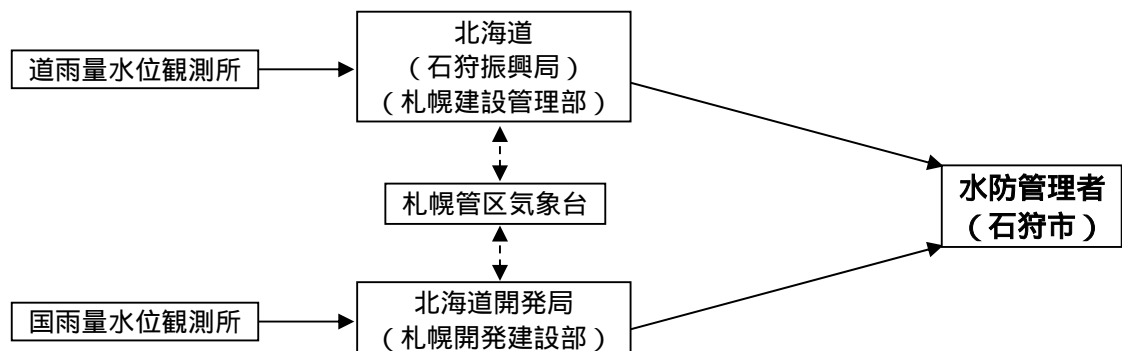
通報開始から終了までの間、連続雨量が60mmに達したとき、1時間ごとにその時刻の雨量及び変動状況、天候その他を通報すること。

（4）随時通報

定時通報発信後20mm以上の降雨があったとき、その都度、その時刻の雨量及び降雨状況を通報すること。

（5）通報方式

通報は、電話又は無線により行うものとする。



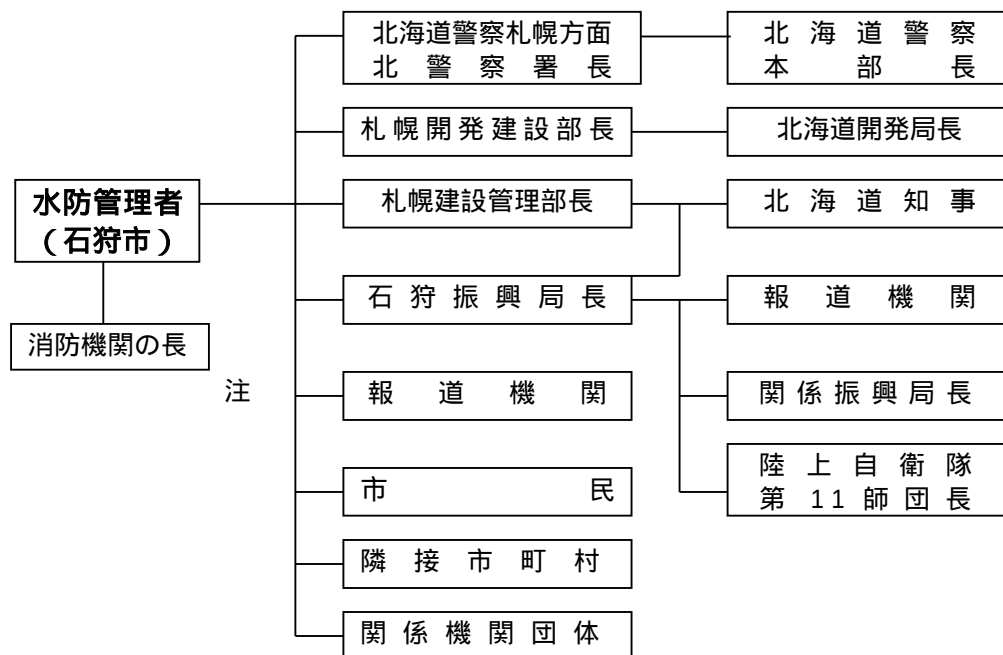
6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、道（空知総合振興局）と札幌管区気象台は、共同で土砂災害警戒情報を発表する。

なお、土砂災害警戒情報の伝達は、共通編 第5章 第1節「気象情報等の伝達」に定めるところによる。

7 決壊・越水等の通報

堤防等が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生した場合は、水防管理者又は石狩消防署長は、直ちに次により通報するものとする。



（注） 消防機関の長は、水防管理者が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第3章 水害時等の応急対策

第1節 避難行動

水害時等は、事前の情報収集や付近の状況を把握し、早めに避難行動を行うことにより、被害を最小限にとどめることができる。

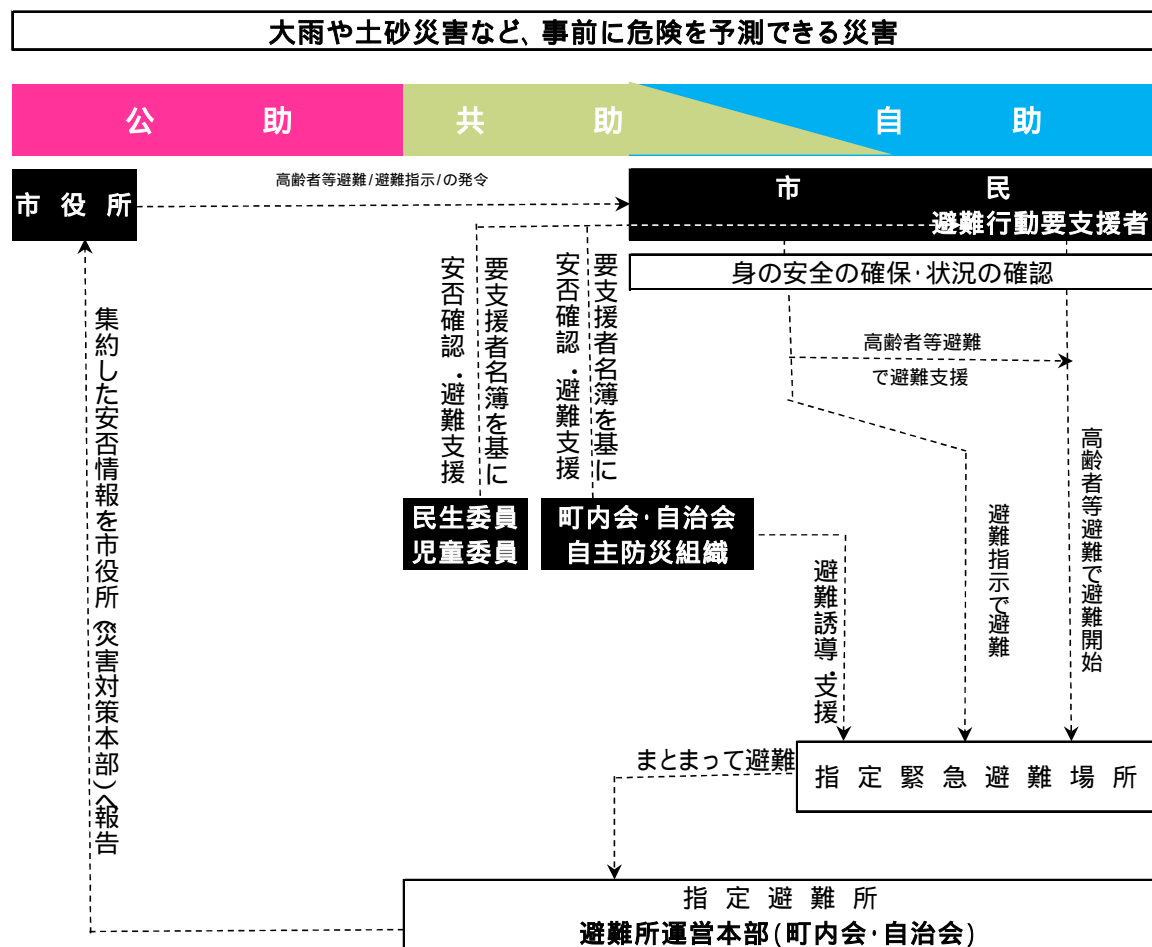
水害時の市民等が行う避難行動は、共通編 第6章「避難」及び地区防災ガイドによるものとするほか、下記に示すものとする。

1 水害時等における避難指示等の発令基準

土砂災害及び水害に関する避難指示等の発令基準、情報収集・伝達及び対象区域等については、資料編 - 7「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」、資料編 - 8「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）」に示す。

2 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援

水害時等における、要配慮者の安否確認及び避難支援の実施は、共通編 第3章 第6節「災害時要配慮者対策」及び「避難行動要支援者支援マニュアル」（資料編 - 3 参照）によるほか、下図のとおりとする。



災害時(事前に危険を予測できる場合)フロー

3 避難確保計画の作成が必要な要配慮者利用施設

水害の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる「要配慮者利用施設」は、浸水の深さが50cmを超える洪水浸水想定区域等の内側に設置されている施設とし、その施設の名称及び所在地は、資料編 - 13「避難確保計画の作成等が必要な要配慮者施設」に記載する。

なお、記載のある施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3の規定に基づき、施設利用者の洪水発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告しなければならない。

なお、水害時に関する情報の伝達については、共通編 第5章「情報通信・伝達」に定めるところによるものとする。

第2節 水防活動

1 平常時

水防管理者は、巡視責任者を定めて担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

なお、地区巡視責任者については、資料編 - 8の「常時巡視」に示す。

2 出水時

【1】洪水

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内の監視警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心として順次するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、速やかに当該河川等の管理者に連絡するものとする。

- 1．堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- 2．堤防の上端の亀裂又は沈下
- 3．川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- 4．居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- 5．排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6．橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

【2】高潮

巡視責任者は、道から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して担当する水防区域内の監視警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、当該海岸等の管理者に連絡するものとする。

- 1．堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- 2．堤防の上端の亀裂又は沈下
- 3．海側又川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- 4．居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- 5．排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6．橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

【3】水門等の操作

水門等の管理者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行うものとする。なお、水門等の管理者はあらかじめ水門等の操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り門扉の操作等について支障のないようにするものとする。

「水門等の設置場所及び構造等」は、資料編 - 12のとおりとする。

- 1．目的
- 2．門扉の維持管理
- 3．門扉の開閉取扱者
- 4．門扉の閉鎖の時期
- 5．閉鎖の通報
- 6．閉鎖作業
- 7．門扉の開く時期
- 8．開放作業
- 9．作業完了の報告
- 10．その他

3 消防機関の水防分担区域

「石狩消防団各分団の水防分担区域及び担当河川等」については、資料編 - 6 に示す。

4 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、石狩消防団長、石狩消防団員及び石狩消防署員並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行をすることができる。また、水防管理者は、緊急通行の権限を行使することにより、損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第3節 警戒区域の設定

1 警戒区域

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる者とする。

2 警戒区域設定の報告

消防機関に属する者及び警察官は、警戒区域を設定したときは、直ちに水防管理者、石狩消防署長及び札幌方面北警察署長に報告するものとする。

第4節 水防作業及び工法

1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、流水域及び近接地帯の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。

第5節 避難及び立退き

1 避難及び立退きの指示

水防管理者は、洪水、内水又は高潮の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、Ⅰ共通編 第5章 第5節「避難指示等」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示するものとする。

なお、水防管理者が立退きを指示する場合においては、速やかに知事（石狩振興局長）及び札幌方面北警察署長に通知するものとする。

解除の公示をした場合も同様とする。

2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。なお、警察官が立退きを指示する場合においては、水防管理者に通知するものとする。

3 避難及び立退きの指示の報告

水防管理者は、本節 第1項「避難及び立退きの指示」及び前項による避難及び立退きの指示をした場合には、速やかに知事（石狩振興局長）に報告するものとする。

4 指定避難所等の指定及び避難者の輸送

避難場所ならびに避難の方法及び避難者の輸送は、Ⅱ共通編 第6章「避難」、Ⅱ共通編 第7章 第2節「災害時輸送」に定めるところによるものとする。

第6節 市職員の非常配備体制

市の水防法第10条に規定する洪水予報及び同法第16条に規定する水防警報を受けたとき又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間の非常配備体制は、下記に示すとおりとする。

なお「災害時における初動配備体制と参集基準」については、資料編 - 7に示す。また、建設水道部（水道担当）にあっては、資料編 - 5に示す。

体制名	災害規模	活動内容
情報収集体制	1. 札幌管区気象台から気象の解説資料が提供されたとき 2. 大雨・洪水注意報等の気象業務法に基づく注意報が発令されたとき	1. 気象情報等の収集 2. 防災関係機関への情報提供
第1配備	1. 札幌管区気象台から気象の解説資料が提供され、警報発令の可能性が高いとき 2. 大雨・洪水警報等の気象業務法に基づく警報が発令されたとき	1. 災害警戒体制 2. 気象情報及び災害情報の収集及び伝達 3. 被災予想地区への警戒巡視 4. 防災関係機関との連絡調整 5. 避難情報発令の準備 6. 避難所開設/運営の準備 7. 初期の災害対策活動
第2配備	1. 避難情報の発令基準に達し、避難情報を発令するとき 2. その他の事象により、避難情報を発令するとき	1. 災害対策本部設置 2. 気象情報及び災害情報の収集及び伝達 3. 被災地又は被災予想地区への警戒巡視 4. 防災関係機関との連絡調整 5. 避難情報の発令 6. 避難所の開設/運営 7. 災害対策活動
第3配備	1. 広域にわたる災害並びに被害が甚大であると予想される場合	1. 第2配備と同様

災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難しいと認められる場合は、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

第4章 河川管理者の協力及び援助

第1節 河川管理者の協力及び援助

1 河川管理者の協力及び援助

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所及び道札幌建設管理部は、河川管理者として、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

【1】河川管理者の協力

1. 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の映像）の提供
2. 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
3. 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）河川管理者による関係者及び一般への周知
4. 水防重要箇所の合同点検の実施
5. 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講演会への参加
6. 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
7. 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

【2】河川管理者の援助

1. 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
2. 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
3. 水防管理者に対して、過去の浸水情報の提供や、水防管理者が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することへの妥当性についての助言
4. 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

2 河川に関する情報の提供

河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の映像）の伝達方法を定めるものとする。

第5章 公用負担等

第1節 公用負担

1 公用負担

【1】公用負担の権限

水防管理者又は石狩消防署長が、水防のため緊急の必要があるときの公用負担に係る権限は、次のとおりである。また、水防管理者から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。

- 1．必要な土地の一時使用
- 2．土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- 3．車両その他運搬用機器、若しくは排水用機器の使用
- 4．工作物その他障害物の処分

【2】公用負担命令書

公用負担命令をするときは、資料編 - 9「公用負担命令書等」の別記様式1に定める公用負担命令書を交付して行うものとする。

公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、資料編 - 9「公用負担命令書等」の別記様式2に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

公用負担の権限を行使する者は、当該権限を行使する場合、別記様式2に定める証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

2 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第2節 公務災害補償

1 公務災害補償

水防法第24条の規定により居住者等が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防法第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところにより補償するものとする。

第6章 水防報告等

第1節 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

1. 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
2. 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
3. 警戒出動及び解散命令の時刻
4. 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
5. 水防作業の状況
6. 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
7. 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
8. 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
9. 応援の状況
10. 居住者出勤の状況
11. 警察関係の援助の状況
12. 現場指導の官公署氏名
13. 立退きの状況及びそれを指示した理由
14. 水防関係者の死傷
15. 殊勲者及びその功績
16. 殊勲消防団とその功績
17. 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体

2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに石狩振興局長に報告するものとする。

「水防活動実施報告書」については、資料編 - 10に示す。

IV 雪害対策編

雪害対策編 目次

第1章	雪に強いまちづくり	- 3
第1節	雪につよいまちづくりの推進	- 3
第2節	吹雪につよいまちづくりの推進	- 4
第3節	融雪災害予防	- 5
第2章	雪害応急対策	- 6
第1節	雪害応急対策	- 6

第1章 雪に強いまちづくり

豪雪や吹雪、融雪等による雪害に対応するため、防災関係機関の相互の関係のもとに、次に定めるところにより、予防対策を実施する。

第1節 雪につよいまちづくりの推進

1 除排雪路線実施区分

積雪寒冷地域における道路交通確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）に基づく指定路線及び非指定路線で、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分より除排雪を実施する。

一 般 国 道	北海道開発局札幌開発建設部（札幌道路事務所・滝川道路事務所）
道	北海道石狩振興局札幌建設管理部（当別出張所）
市	石狩市

2 市道の除排雪

市は、雪対策を円滑かつ効果的に推進するために必要な事項について、市、町内会・自治会及び除排雪事業者が一体となって取り組み、除排雪システムの構築を図るため、「いい冬いしかり検討委員会」を設置している。その委員会で検討し策定された「雪対策基本方針」に基づき除排雪を実施している。

3 警戒体制

気象庁の発表する予警報及び現地情報を勘案し、必要と認める場合は、警戒体制に入るものとする。

【1】市民生活に重大な支障を及ぼすおそれがある大雪の場合

市民生活に重大な支障を及ぼすおそれがある大雪の場合、「石狩市大雪対策マニュアル」により対応するものとする。

「大雪対策マニュアル」については、資料編 - 5 に示す。

【2】大規模雪害、交通障害のおそれがあるとき

市長は、次の状況を勘案し、必要と認めたときは、次の設置基準に基づき災対本部を設置するものとする。

1. 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
2. 雪害による交通障害、交通渋滞等によって人命に関わる事態が発生し、その規模等から応急措置を要するとき。

4 雪崩災害の予防

【1】雪崩に関する知識の普及

市は、市民に対し、雪崩に関する正しい知識の普及に努める。

【2】雪崩被害の防止策

市は、雪崩危険箇所記載した地図等を作成し、周知を図り、雪崩被害の防止に努める。

【3】雪崩情報の提供

市は、気象台の情報等、気象状況からみて雪崩発生の危険がある場合には、市民に周知を図り、雪崩被害の防止に努める。

5 航空輸送の確保

市は、吹雪による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地で孤立する集落が発生した場合で、天候回復後においても道路の寸断等により、孤立が解消しない場合は、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

6 雪崩危険地域

雪崩危険地域については、資料編 - 14の「雪崩危険地域一覧及び箇所図」に示すとおりである。

第2節 吹雪につよいまちづくりの推進

吹雪による災害に対応するため、防災関係機関の相互の連携及び地域住民の生活・道路交通の確保を最重点とした吹雪災害対策等を行うものとする。

1 吹雪に強いまちづくり

地域の特性に配慮しつつ、吹雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立等の雪害に強い安全なまちづくりを行う。

2 道路の吹雪対策施設の整備

冬期間における市民の安全な生活・交通の確保を図るため、道路管理者は、必要に応じて次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- 1．視線誘導標識等の吹雪対策施設
- 2．積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- 3．防雪柵の整備

3 吹雪災害防止予防策

道路管理者は、吹雪多発地域において、気象警報、注意報並びに情報を基に道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。また、吹雪による事故を未然に防止するため、市民やドライバーに吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

4 避難所の確保

市は、吹雪における指定緊急避難場所、避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料、ガソリン缶のほか、積雪期を想定した防寒用品等の資機材を確保できる体制の整備に努める。

5 情報収集・連絡体制の整備

市は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

6 警戒体制

気象庁の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、警戒体制に入るものとする。また、降雪、吹雪等のため交通の確保が困難又は危険になり、交通閉鎖した場合、降雪等のため、長時間にわたり通行車両が本線上に滞留したまま交通閉鎖を生じた場合、大規模な雪崩が発生した場合等には、警戒体制をとるものとする。また市は、各道路管理者と連携し、被災者の支援を行う。

なお、交通閉鎖の要件は、次のとおりとする。

- 1．著しく視界が悪化し、交通障害が発生した場合
- 2．なだれ等により交通障害が発生する危険性が認められる場合
- 3．交通事故が発生し、さらに事故を誘発するおそれがある場合
- 4．道路上に渋滞車両が発生し、さらに通行車が増えるとますます状況が悪化し、交通障害が発生するおそれがある場合

第3節 融雪災害予防

融雪による河川等の出水災害に対処するための予防は、以下により実施する。

1 気象情報の把握

市は、融雪期においては、札幌管区气象台と密接な連絡をとり、地域内の積雪状況を的確に把握し、低気圧等の経路の状況又は降雨、気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

市は、融雪出水期における重要水防区域を中心として、被害の拡大を防止するため、消防機関、市民等の協力を得て、出水等による災害発生が予想される河川等を調査するとともに、警戒を行うものとする。

3 対策期間

融雪対策の期間は、3月から5月とする。

第2章 雪害応急対策

第1節 雪害応急対策

市は、豪雪、吹雪等による災害時、迅速的確な除雪体制を確保し、道路交通の確保に努めるとともに、降雪により予想される消防活動への支障、孤立地域の発生等に対し、迅速に応急対策活動を行う。

1 活動体制

市は、豪雪、吹雪等により、雪崩や吹雪等による道路交通の遮断による孤立地域の発生等、雪害の発生又は発生するおそれがあるときは、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、共通編 第4章「防災組織」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

2 情報通信

雪害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集および通信等は、共通編 第5章「情報通信・伝達」により実施する。

市は、情報連絡のための通信手段を確保するとともに、札幌管区气象台等関係機関と密接に連絡をとり、市内の降雪および積雪の状況を的確に把握する。把握した情報については、迅速に他の関係機関に連絡し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 災害広報

雪害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市民等に対して行う災害広報は、共通編 第5章 第6節「災害情報の収集と災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

【1】市民等への広報

報道機関、広報車、掲示板等により、次の事項についての広報を実施する。

- 1．雪害の情報（孤立区域、雪崩発生区域等）
- 2．避難の必要性等、地域に与える影響
（避難場所、交通通信状況、火災発生の状況等）
- 3．医療機関等の情報
- 4．関係機関の応急対策に関する情報
- 5．電気等ライフラインの状況
- 6．学校、幼稚園、保育園等の休校・休園等の状況
- 7．ごみの収集遅延・中止等の状況
- 8．その他必要な事項

【2】交通規制

警察署は、雪害による交通の混乱を避けるため、交通規制を実施するとともに、各道路管理者は、必要に応じて交通規制を実施する。

【3】避難措置

市は、雪害発生時において、市民の生命・身体に危険がおよぶことが予想されるときは、「共通編 第6章 避難」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

警察署は、雪害により市民の生命身体に危険がおよぶことが予想されるときは、自主避難を進めるとともに、急を要するときで、市長が避難の指示ができないと認めるとき又は市長から要請があったときは、市民に対し避難を指示し、誘導する。

4 積雪時における消防対策

市は、異常降雪又は吹雪等により、消防車両の通行が不能又はそのおそれがある場合、除雪車を緊急出動させ、緊急車両の通行を助ける。

【1】積雪状況の確認

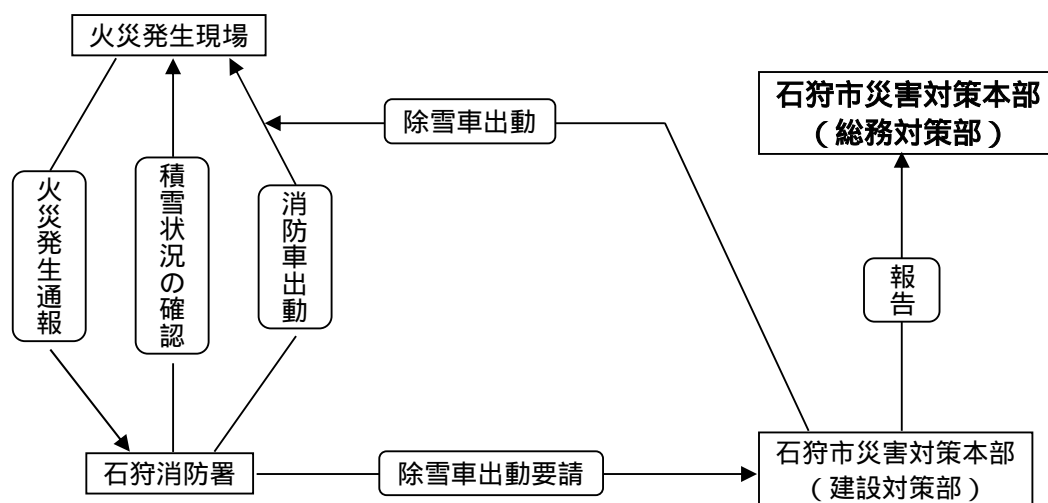
市は、積雪期においては、市内の積雪状況を常に把握しておく。

石狩消防署は、火災発生又は救急搬送の通報を受理した場合、通報者から積雪状況を聴取し、除雪車出動の必要性を判断する。

【2】除雪車出動要請

石狩消防署は、緊急車両の出動にあたり、除雪車の出動が必要と判断した場合には、市に除雪車の出動要請を行う。

市は、石狩消防署から除雪車の出動要請があった場合、直ちに出勤可能な除雪車を手配し、出動させるとともに、その旨を市長に報告する。



5 ライフライン施設の応急対策

【1】石狩市

市は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視するとともに、復旧用資機材の点検、整備および対策要員を確保する。

【2】北海道電力ネットワーク（株）

北海道電力ネットワーク(株)札幌北ネットワークセンターは、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検や安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、通信を確保する。

【3】東日本電信電話（株）北海道事業部

東日本電信電話（株）北海道事業部は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、臨時巡視するとともに、復旧用資機材の点検、整備及び対策要員を確保する。

6 道路交通の確保

【1】国道・道道の除雪

札幌開発建設部及び札幌建設管理部は、それぞれ国道および道道の道路管理者として、異常降雪や吹雪により雪害が発生又は発生するおそれがある場合、除雪体制を強化して各所管道路の除排雪を実施し、道路交通の確保に努める。

(1) 国道の除雪基準

札幌開発建設部は、国道の除雪を以下の基準により実施し、交通の確保を行う。

市内対象路線	除 雪 目 標
国道231号 国道337号 国道451号	北海道開発局が管理する道路で、冬期間24時間体制で除雪作業を行い、交通の確保を保つ

(2) 道道の除雪基準

札幌建設管理部は、道道の除雪を以下の基準により実施し、交通の確保を行う。

区分	交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	異常な降雪時以外は、2車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても極力2車線の確保を図る
第2種	300～1,000台/日	2車線以上の幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力1車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない
第3種	300台/日以下	2車線の幅員確保を原則に、状況により1車線幅員で待避所を設け、異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ない。夜間除雪は実施しない

(3) 市道の除雪**[1] 除雪体制の確立**

市は、市道の降雪、積雪状況を把握するとともに、速やかに除雪体制を確立し、道路交通の確保に努める。

市道の除雪は、次の要領で実施するものとする。

1. 除雪路線は、交通量、消防対策等を検討して決定する。
2. 常時1車線の確保に努める。
3. 常に気象予報に注意して、配車に万全を期する。

目 標	期 間	実 施 目 標
第1次目標	10月	除雪機械車両等の整備点検
第2次目標	11月～3月	除雪・排雪の推進

[2] 除雪基準

市は、市道の除雪を以下に示す基準により実施し、交通の確保を行う。

除 雪 基 準
降雪が10cmに達し、なおも降り続くことが予想される場合に出動

[3] 排雪基準

市は、緊急車両や公共交通機関及び一般車両が円滑に通行するために必要となる道路復員の確保や維持を目的に排雪を行うものとする。

なお、排雪に伴う雪堆積場の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

1. 雪堆積場は、交通の支障のない場所を選定すること。
2. 河川等を利用して雪堆積場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、設定する。

【1】国道・道道等の雪害対応

（1）国道・道道等の通行止対応

市は、市内の国道や道道が大雪、吹雪等により通行止となった場合、その状況等を把握するとともに、必要に応じて周辺町内会・自治会長へ連絡する。

また、ドライバーの防寒対策として、通行止区間外の公共施設等を一時退避所として提供するほか、積雪や吹雪で通行止区間内で立ち往生した車両のドライバーの安全確保のため、当該地域付近の会館等の公共施設を臨時の避難所として提供するように努める。

（2）自衛隊に対する災害派遣要請

市は、大雪による積雪等により、市内の主要な幹線の通行が不能となり、又はそのおそれがある場合で、市民の生活に影響を与えると判断した場合、もしくは、吹雪等により立ち往生した車両が多数で、ドライバー、その他同乗者等の生命を脅かすと判断した場合、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

自衛隊に対する災害派遣要請については、共通編 第4章 第3節 第2項「自衛隊に対する災害派遣要請」に定めるところによるものとする。

7 積雪による建築物等の倒壊防止

市は、積雪による倒壊など、保安上危険な建築物に対しては、所有者等に保安上必要な措置を取るよう指導・助言を行う。

8 雪崩警戒対策

【1】道路斜面の雪崩対策

市および道路管理者は、積雪期においては常に積雪状態を把握し、雪崩による災害発生の防止対策を実施する。また、必要に応じて通行禁止等の通行規制を実施し、道路利用者の安全確保に努める。

また、雪崩による災害が発生した場合は、応急対策体制を確立し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

【2】山岳斜面等の雪崩対策

市は、山岳斜面等で雪崩の発生が予想される場合、関係機関と連携して、危険地区のパトロール強化、雪崩発生危険地域への立ち入り禁止の措置を講じるとともに、広報活動を行い市民等に周知する。

9 孤立地域に対する対策

【1】食料の供給

市は、豪雪、吹雪等により、雪崩や吹雪等による道路交通の途絶により孤立地域が発生し、孤立地域の食料、生活必需品等が極度に不足する事態となった場合は、共通編 第7章「災害時の応急対策」に基づき、関係機関と協力して、食料および生活必需物資等の供給を行う。

【2】輸送対策

市は、孤立地域が発生し、食料および生活必需品等の供給を実施するときは、関係機関の協力を求め、雪上車等により輸送を行うほか、道消防防災ヘリコプターの要請等により空中輸送を実施する。

V 事故災害対策編

事故災害対策編 目次

第 1 章	港湾等防災対策	- 3
第 1 節	目的	- 3
第 2 節	港湾等防災対策の区域	- 3
第 3 節	予防計画	- 3
第 4 節	災害応急対策	- 5
第 5 節	災害に対処する体制	- 9
第 6 節	相互応援	- 10
第 7 節	防災訓練	- 10
第 8 節	整備計画等	- 10
第 2 章	事故災害対策	- 11
第 1 節	海上災害対策	- 11
第 2 節	道路災害対策	- 15
第 3 節	危険物等災害対策	- 19
第 4 節	大規模な火事災害対策	- 20
第 5 節	航空災害対策	- 20
第 6 節	林野火災対策	V - 21
第 7 節	大規模停電災害対策	- 25

第1章 港湾等防災対策

第1節 目的

本章「港湾等防災対策」は、市港湾等において発生する船舶火災、タンカー等の事故による油の流出、後背地区等における危険物施設等の災害に対処するため、災害予防、応急対策等を計画的に迅速かつ適切に実施するため、具体的事項について定めるものである。

第2節 港湾等防災対策の区域

本章に基づく諸対策は、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条に定める港湾区域及びその後背地区を対象とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定により、石油コンビナート等特別防災区域の指定を受けた区域については、北海道石油コンビナート等防災計画によるものとする。

第3節 予防計画

港湾等における各種災害を未然に防止するため、各関係機関がとるべき措置は次のとおりとする。

1 石狩市

市は、防災関係機関と綿密な連絡を図り、各種災害の未然防止に努める。

2 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署

火気取扱等の措置	1. 各種荷役中の火気取扱の指導及び施設等の火災予防の徹底
危険物等の荷役についての措置	1. 大量の可燃物、危険物等の荷役に関する保安の指導監督 2. 油流出事故の予防対策及び化学消火薬剤、油処理剂等資材の配備
後背地区における危険物施設等に対する立入検査及び指導	1. 施設、設備の改善促進 2. 適正な危険物取扱の指導 3. 消火設備の維持管理の指導 4. 化学消火薬剤、油処理剂等資材の備蓄、事業所相互の応援協力体制の確立並びに指導
資材・情報の交換	1. 危険物積載船舶等の状況等、消防活動上あらかじめ把握するため資料又は情報の交換等について、関係機関と相互に行い連絡を密にする

3 石狩湾新港管理組合

係留施設の維持管理	1. 特に危険物等の積載船舶の接岸、荷役の安全を確保するため、警備及び監視を厳重にし、岸壁及びその付属施設（防舷材、係船柱）等の改修、岸壁水深の維持管理に努める
防災資機材の整備	2. 油の流出又は施設等の災害に備え、化学消火薬剤、オイルフェンス等の資機材の整備、備蓄に努める

4 北海道（石狩振興局）

- 1．石狩振興局地域災害対策要綱事故災害対策計画に基づく指導及び海上災害に必要な防災資機材の整備に努める。
- 2．後背地区に所在する高圧ガス事業所に対し、保安上の基準に適合するように指導する。
- 3．石狩市及び関係機関の行う予防対策の連絡調整を行う。

5 小樽海上保安部

調 査 研 究	1．災害の発生状況及び災害の事例に関する資料 2．災害の発生の予測に関する資料（各種原因による災害の発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料） 3．港湾状況（危険物等の荷役場所） 4．防災施設、機材等の種類、分布状況、救助に必要な機材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業等）
研 修 訓 練	1．平常業務を通じ、職員に対し防火に関する研修を実施し、必要に応じ随時次の訓練を行う。また、必要に応じ関係機関の行う訓練に参加し、又は参加を求めるものとする。 2．災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修 3．非常呼集、防災、捜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の海上災害防止に関する訓練
指 導 啓 発	1．防災関係機関並びに報道関係機関等と緊密な連絡を図り、次の方法により関係者を指導啓発する。 - ア 海難防止運動、講習会の開催、防災参考資料の配付 - イ 在港船に対する臨船指導
海 事 関 係 法 令 の 遵 守 の 指 導	1．海事関係法令の遵守を図り、一般船舶、危険物積載船舶等に対して立入検査を実施し、海難の未然防止に努める。

6 小樽開発建設部

- 1．港湾、航路等の工事計画の作成及び施工に関し、災害防止に努める。

7 北海道産業保安監督部

電 気 工 作 物 等 の 立 入 検 査	1．臨港地区等に所在する電気事業用設備等に対して立入検査を実施し、指導する。
ガス工作物、高圧ガス施設の維持管理	2．臨港地区等に所在するガス事業所に対して、保安上の基準に適合するように指導する。

8 北海道運輸局

- 1．大量可燃物及び薬品等特に危険な荷役に対する整備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止等の措置を荷役業者に指導する。

9 札幌中央労働基準監督署

- 1．臨港地区等に所在する事業所、工場等の産業災害の防止について監督指導する。

10 防災上重要な施設の管理者及び公共的団体

【1】危険物等関係施設の管理者

係留施設の維持管理	1. 危険物等積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、係船柱）等の改修並びに岸壁水深の維持管理に努める。
火気及び立入禁止の措置	1. 危険物等の荷役中の警備と監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
危険物等の荷役についての措置	1. 荷役に関する保安の指導監督 2. 消火器具、漏油処理器具等の配備 3. 流出油事故に対する予防対策及び応急対策の配慮 4. 立入禁止、火気厳禁表示の徹底
その他	1. 消火設備の充実強化及び化学消火剤等の共同備蓄 2. 従業員の初期消火技術の教育訓練

【2】港湾関係施設の管理者

係留施設の維持管理	1. 船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及び付属施設（防舷材、係船柱）等の改修並びに岸壁水深の維持に努める。
消火設備の充実強化	1. 従業員の初期消火技術の研修訓練

【3】石狩救難所、厚田救難所、浜益救難所

1. 水難救助技術の研修訓練と協力体制の確立

11 札幌管区気象台

1. 災害の発生するおそれがある場合に、災対本部等の要請に基づき、気象警報・注意報・情報等の必要な情報を伝達する。

第4節 災害応急対策

港湾等における各種災害に対処するため、各関係機関の実施する応急対策は、次のとおりとする。

1 石狩市

情報の収集及び関係機関に対する連絡	1. 港湾等における災害の状況を把握するとともに関係機関に対し通報連絡する。
避難	1. 災害が拡大し、必要と認めたときは、関係地域の居住者、勤務者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退き勧告を行い、急を要する場合はこれらの者に対して避難のための立退きを指示する。
警戒区域の設定	1. 危険防止のため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去
防疫活動	1. 災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫を実施する。
広報活動	1. 災害の状況、市民の避難、立入禁止等適時適切な広報を実施する。
応急要請等	1. 災害の状況に応じ、相互応援協定に基づき、事務所及び他市町村に対し応援を要請するとともに石狩振興局長に自衛隊の派遣を要請する。

2 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署

消 防 活 動	1. 陸上施設の消火、延焼防止を行う。 2. 船舶の消火活動は、海上保安部と連絡を密にして行う。 3. 火災の現場においては、消防警戒区域を設定して法令で定める以外の者に対してその区域への出入を禁止し、又は制限する。
救 出 ・ 救 助	1. 災害による人命の救出、救助活動の実施。
危 険 物 等 の 施 設 に 対 す る 保 安	1. 火災発生のおそれのあるタンク等の冷却及び危険物の安全な場所への移送搬出を行う。
広 報 活 動	1. 災害の状況、市民の避難、立入禁止等適時適切な広報を実施する。

3 石狩湾新港管理組合

避 難	1. 災害が拡大し、必要と認めたときは、石狩湾新港の各埠頭内に勤務する者に対し、避難のための立退き勧告を行い、急を要する場合は、これらの者に対して避難のための立退きを指示する。
警 戒 区 域 の 設 定	1. 管理組合が管理する区域において、危険防止のため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を指示する。
防 疫 活 動	1. 管理組合が管理する区域において、災害によって汚染され、又は汚染が予想される区域の防疫を実施する。
広 報 活 動	1. 管理組合が管理する区域において、災害の状況、港湾関係者の避難、立入禁止等適時適切な広報を実施する。

4 北海道（石狩振興局）

情報の収集及び関係 機関に対する連絡	1. 湾等における災害状況等を把握するとともに関係機関に対し、必要事項を連絡する。
高 圧 ガ ス 等 に 対 す る 措 置	1. 後背地区への高圧ガス等が公共の安全維持又は災害発生のおそれがあると認めたときは、施設等の使用又は操業を一時停止、若しくは必要により移動等を命ずる。
連 絡 調 整	1. 港湾等防災対策が円滑に促進できるよう関係機関相互の連絡調整を行う。
石狩市に対する指示	1. 被害の拡大防止等応急措置のため、石狩市に対して必要な指示、助言を行う。
自衛隊の派遣要請	1. 石狩市の要請依頼により、自衛隊の派遣を要請する。
石狩市に対する支援	1. 災害の状況に応じ、専門職員の派遣及び備蓄消火資機材の補給、運搬を行う。

5 小樽海上保安部

情報の収集及び関係 機関に対する連絡	1. 災害の状況を迅速確実に把握するとともに、その情報を関係機関に通報連絡する。
救 出 救 助 ・ 避 難	1. 事故船等に対する人命の救出救助活動と災害の極限防止措置を指導する。必要により沿岸住民又は船舶に対して避難の勧告、指示及び誘導を行う。
消 防 活 動	1. 一般船舶又はタンカー火災等の場合は、巡視船艇により消火及び延焼の防止を行い、また、岸壁等に接近している場合は、消防機関に協力を要請する。

流出油の拡散防止と回収除去	1. 関係船舶、船主、代理店、臨海工場等に対し、流出油防止対策、拡散防止措置及び除去について指導し、又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の定めるところにより除去を命ずる。 2. 流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの利用、処理剤、吸着剤等の使用についての応急措置をとる。 3. 油回収船による流出油の回収指導に当たる。 4. 事故船からの油の抜き取り指導に当たる。 5. 流出油の漂着等が予想される沿岸にオイルフェンス又は応急フェンスの展開指導を実施する。 6. 状況により事故船を移動させ、付近水域の安全を図るとともに災害の拡大防止策を講ずる。 7. 必要に応じ危険水域を設定し、この水域にある船舶の移動、立入禁止、付近船舶の退避を勧告する。 8. 状況により、船体及び流出油の非常処分を考慮する。
広報活動	1. 市民心情の安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について適時適切な広報を行う。 2. 船舶、水産資源、陸上諸施設、公衆衛生等に影響を及ぼす事態を認知したときは、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ、巡視船艇等により巡回広報を行い、その状況を周知する。
海上交通規制	1. 巡視船艇によりガスの検知等を行い、危険水域の警戒警備に当たる。 2. 危険物積載船舶等に移動を命ずるほか、危険物荷役の制限又は禁止の措置を行う。 3. 船舶交通の制限又は禁止及び出入港の規制を行う。
その他	1. 災害の規模及び状況に応じ巡視船艇、航空機等の応援派遣を要請する。 2. 臨海地区における災害で海上から応援可能なときは、巡視船艇により協力する。

6 北海道開発局小樽開発建設部（小樽港湾事務所）

避難	1. 災害が発生した場合は、管理する施設等を活用して避難者の受入れを行う。
海上輸送の支援	1. 災害が発生した場合は、石狩湾新港耐震強化岸壁やその他管理する施設等を活用して緊急物資及び人員、緊急車両等の受入れを行う。

7 北海道運輸局

海上輸送の連絡調整	1. 災害の救助その他、公共の安全維持のため必要な場合は、運行事業者に対して航路船舶輸送すべき人員及び物資等を指定して航海命令を発する。
港湾作業の調整	1. 災害の救助その他公共の安全維持のため、必要な場合は、港湾運送事業者に対し公益命令を発し、緊急貨物の運送を行わせる。
陸上輸送の調整	1. 災害の援助その他公共の安全維持のため必要な場合は、自動車運送事業者に対し、輸送体制の連絡調整を行う。

8 北海道産業保安監督部

高圧ガス等に対する措置	1. 後背地区への高圧ガス等が、公共の維持又は災害発生予防上必要と認めるときは、立入検査を実施するとともに、施設等の使用又は操業を一時停止若しくは移動することを指示する。
-------------	---

9 札幌管区気象台

警報・注意報の伝達	1. 災害が発生した場合は、防災会議等の要請に基づき、気象警報・注意報・情報等必要な情報を伝達する。
-----------	--

10 北海道警察札幌方面北警察署

情報の収集及び関係機関に対する連絡	1. 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡、災害等の警備上必要な情報を収集するとともに、関係機関と連絡を密にし、その情報を通報する。
救出・救助	1. 災害による危険箇所、避難立退き地域等を巡視し、避難に遅れた者の発見、救助に努める。また、負傷者等を直ちに応急措置をし、状況により救護所等に搬送する。 2. 関係機関の行う船舶被災者の救出救助について、その作業に必要な地域の確保、交通規制、整理等を実施する。
避難	1. 災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、関係地域の居住者・勤務者・滞在者に対して、早期に自主避難を行うよう勧告する。 2. 急を要する場合は、その地区全部に対して、避難の立退きを指示する。 3. 立退きを指示した場合は、市長に通知する。 4. 市長が立退きを指示した場合は、これに協力する。
警戒区域の設定	1. 災害の発生により、生命及び身体に対する危険防止のため、特に必要がある場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、その区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。 2. 警戒区域を設定したときは、市長に通知する。市長が警戒区域を設定した場合はこれに協力する。
交通規制	1. 災害の発生により、道路における交通に危険が生ずるおそれのある場合は、歩行者又は車両等の通行を制限し、若しくは禁止する。
犯罪の予防・鎮圧	1. 避難した被災者の留守宅及び避難者収容所に対して、必要な警戒を行い盗難の予防等、被災地域の治安を維持する。
危険物等施設に対する治安	1. 関係機関の行う保安措置について協力する。
広報活動	1. 警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入禁止、交通規制等、その他治安維持に必要な事項について広報を行う

11 石狩保健福祉事務所保健福祉部保健行政室（江別保健所）

防疫活動	1. 災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫等を行う。
------	------------------------------------

12 東日本電信電話株式会社北海道事業部

通信の確保	1. 災害時における重要通信を確保する。 2. 災害時における非常・緊急通話の取扱いを実施する。 3. 通話輻輳が発生した場合、電話の利用について制限する
-------	---

13 報道機関

状況の報道	1. 市民心情の安定を図るため、災害時における災害救助、復旧等の状況を適時報道する。
-------	--

1 4 北海道電力ネットワーク株式会社札幌北ネットワークセンター

電力の供給	1. 災害時における住民生活、事業所等への円滑な電力の供給を図る
-------	----------------------------------

1 5 防災上重要な施設の管理者

【1】危険物等関係施設の管理者

危険物等施設に対する治安	1. 災害時における危険物等の保全に関し、万全を期する。 2. 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって初期消火に努める等、適切な措置を講ずる。 3. 災害時において、相互応援協定締結の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応ずる。
--------------	---

【2】港湾関係施設の管理者

港湾関係施設の保安	1. 災害時における港湾関係施設の保安について万全を期する。 2. 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに、自衛消防力をもって初期消火に努める等、適切な措置を講ずる。 3. 災害時において、他の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応ずる。
-----------	--

【3】水難救済会（石狩救難所・厚田救難所・浜益救難所）

水難者の救助の協力	1. 災害時において、自ら又は関係機関の要請に応じて、水難者の救助に協力する。
-----------	---

第5節 災害に対処する体制

港湾等における災害に対処する体制は、次のとおりとする。

1 体制及び連絡調整

港湾地区及び後背地区において、大規模な船舶火災等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、災対本部が中心となり、災害対策を推進するものとする。この場合、災害に係る機関（民間企業を含む。）の代表者をもって組織する連絡機関を設けて、防災に対する連絡調整を行うものとする。

2 情報連絡系統

災害情報等に係る連絡系統は、共通編 第5章 第3節「災害情報等の共有」により行うものとする。

3 小樽海上保安部と石狩北部地区消防事務組合の業務協定

港湾区域内における船舶の火災については、昭和43年3月29日海上保安庁長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の関係機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、昭和58年6月1日付で締結された「小樽海上保安部と石狩北部地区消防事務組合との船舶火災消火に関する業務協定」（資料編 - 6 参照）により対処するものとする。

第6節 相互応援

1 応援協定

災害時には、各関係機関相互に、又は企業間相互で必要に応じて応援するものとし、応援協定の締結されている場合は、これに従うものとする。

2 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣は、共通編 第4章 第3節 第2項「自衛隊に対する災害派遣要請」に基づき要請するものとする。

3 資機材の協力

危険物等関係施設及び港湾関係施設の管理者並びに水難救済会は、港湾防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資機材をもって協力するものとする。

第7節 防災訓練

防災会議は、港湾等における災害応急対策を円滑に実施するため、各関係機関と協力して港湾等防災対策訓練を実施するものとする。

第8節 整備計画等

1 港湾整備計画

【1】整備計画

石狩湾新港の整備は、石狩湾新港港湾計画に基づき行われる。

【2】大規模地震対策施設計画

(1) 概要

石狩湾新港周辺において、大規模地震が発生した場合、市民の避難、物資の緊急輸送等に対応するために、おおむね10km圏内において、被害人口と緊急物資搬入量を想定し、岸壁の耐震性を強化する。

(2) 大規模地震対策施設の配置

石狩湾新港港湾計画では、花畔埠頭において耐震強化岸壁が位置付けられており、震災直後から復旧にいたるまでの間、被災住民の避難や緊急物資の輸送に充てるものとする。

また、当該埠頭に隣接する緑地などを一時避難場所や救護、復旧支援等のための広場として利用を図る。

緊急輸送路は、臨港道路花畔幹線や道道小樽石狩線、市道港通を利用して、国道231号、国道337号などに接続し、後背地区の緊急輸送道路ネットワークを形成し、一体的な緊急輸送体系を確保するよう対応していくものである。

また、これらの施設については、他の防災拠点や指定緊急避難場所等とも十分な連携を図ることとする。

2 資機材等の整備

港湾等における防災対策を円滑に推進するため関係機関は、消防艇、化学消火薬剤、流出油処理資機材等を整備するよう努めなければならない。

第2章 事故災害対策

社会・産業の高度化、複雑化及び多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁等道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化から、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおり事故災害について予防及び応急対策を定める。

なお、本章各節の災害対策における避難指示等の発令基準については、次に示すものによる。

避難情報の種類	事 故 災 害 等
高齢者等避難	1．大規模火災による延焼のおそれがあるとき 2．事故災害等の被害拡大のおそれがあるとき 3．その他、災害により避難の準備又は事前に避難を要すると判断されるとき
避難指示	1．大規模火災や事故災害等により被害拡大のおそれが高まったとき
緊急安全確保 必ず発令されるもの ではない	1．大規模火災や事故災害等により被害拡大のおそれが切迫しているとき 2．その他、事前避難のいとまがない場合。例えば、火災等の被害が目前に切迫しているときは、至近の指定緊急避難場所（大規模な火災）に避難させる

第1節 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防及び応急対策は、本編 第1章「港湾等防災対策」によるほか、この本節に定めるところによる。

1 海難対策

【1】災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

（1）気象情報の常時把握

船主及び船長は、次により常に気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図るものとする。

〔1〕放送の聴取

海岸局（ポトラジオ）や漁業無線局などにより、天気予報及び漁業気象通報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努めること。

〔2〕海岸局（ポトラジオ）・漁業無線局の放送聴取

海岸局（ポトラジオ）による通信や漁業無線局の気象通報は、各船舶や出漁船に対し最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに荒天に対する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずること。

〔3〕海難防止の指導

市、小樽海上保安部、石狩振興局及び札幌方面北警察署は、法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター等とともに船主及び船長に対し、次の事項を指導する。

1．海事法令等の違反防止指導

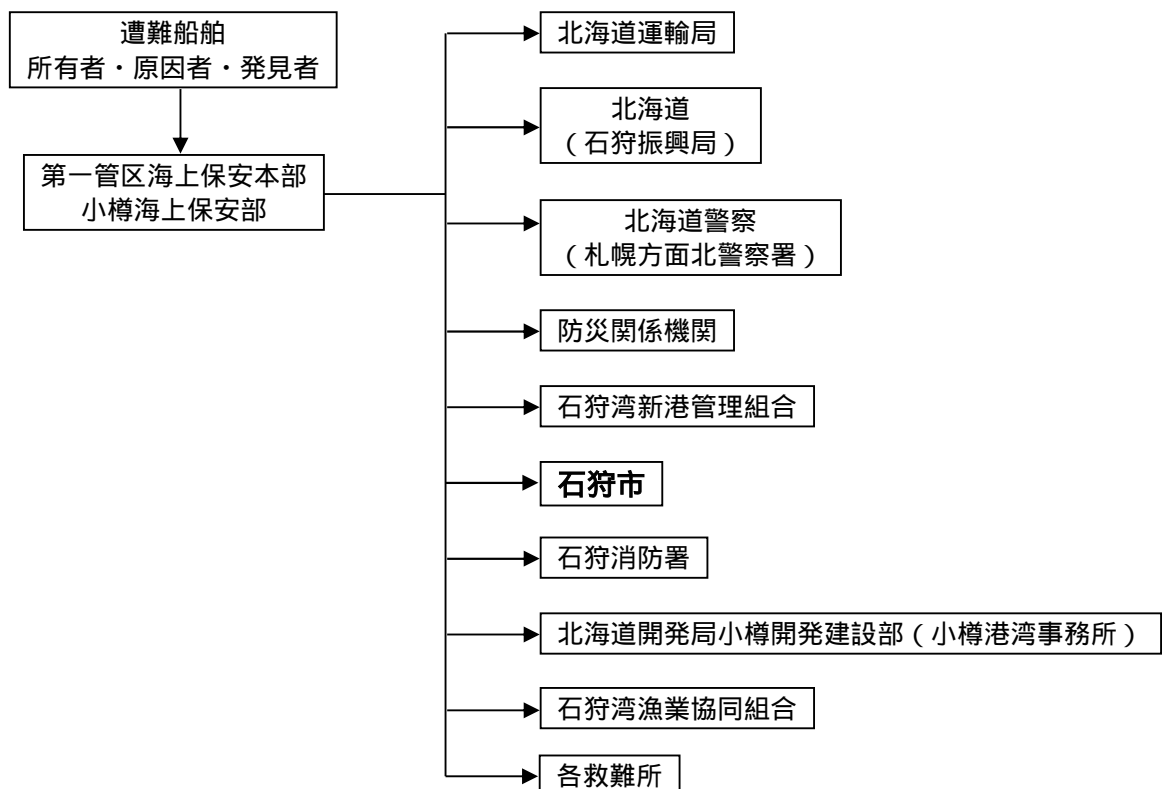
- 2．船体、機関、救命設備（救命器具、信号用具、消火設備等）及び通信施設の整備
- 3．気象状況の常時把握及び適正な準備体制の確立
- 4．船舶乗組員の養成及び資質の向上
- 5．小型船舶の集団操業の励行指導及び相互救難体制の強化
- 6．海難防止に対する意識の高揚

【2】災害応急対策

（1）情報通信

市は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化及び応急対策の調整等を行う。

連絡系統は、共通編 第5章 第3節「災害情報等の共有」によるほか、下図のとおりとする。



（2）災害広報

海難発生時の広報は、共通編 第5章 第6節「災害情報の収集と災害広報」の定めによるほか、被災者の家族、旅客、地域住民等に対し、次の情報を提供する。

- 1．海難の状況
- 2．旅客及び、乗組員等の安否情報
- 3．医療機関の情報
- 4．関係機関の応急対策に関する情報
- 5．その他必要な事項

（3）応急活動体制

市は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

[1] 小樽海上保安部

災害時における救出救助、消火活動及び船舶の避難誘導並びに人員、救援資機材の海上輸送災害情報の収集、伝達及び船舶に対する気象予警報の周知

[2] 札幌方面北警察署

警察官は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図り災害応急対策を実施する。

[3] 石狩消防署

石狩消防署等は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて救助活動体制を整え、関係機関と連携を図り災害応急対策を実施する。

[4] 石狩市

関係機関と密接な連絡のもとに次の業務を実施する。

1. 遭難船を発見したときは、小樽海上保安部及び札幌方面北警察署に直ちに連絡する。
2. 救護のために必要があるときは、船舶、車両その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

[5] 石狩湾新港管理組合

石狩湾新港管理組合は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図り災害応急対策を実施する。

[6] 石狩湾漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに関係機関に対する連絡に当たる。

[7] 水難救済会（石狩救難所・厚田救難所・浜益救難所）

小樽海上保安部から要請があった場合若しくは自ら海難を認知した場合は、人命又は船舶を救助する。

2 流出油等対策

【1】災害予防

市は、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するために、下記の予防対策を実施する関係機関に協力する。

1. 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁等の改修、岸壁水深の維持に努める。
2. 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
3. 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - a) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもと行うこと。
 - b) 消火器具の配備
 - c) 流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - d) 立入禁止、火気厳禁の標識の徹底
4. 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ把握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。（連絡系統は、前項「海難対策」による）

【2】災害応急対策

（1）情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市は、関係機関と連携し情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

（2）災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、共通編 第5章 第6節「災害情報の収集と災害広報」の定めによるほか、次の事項について広報を実施する。

- 1．油等大量流出事故災害の状況
- 2．関係機関の災害応急対策に関する情報
- 3．海上輸送復旧の見通し
- 4．避難の必要性等、地域に与える影響
- 5．その他必要な事項

（3）応急活動体制

市は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

（4）流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

事故の原因者等	1．速やかに小樽海上保安部に通報するとともに、流出油等の防除活動を実施する。
小樽海上保安部	1．巡視船艇・航空機を現地に出動させ、流出油等の拡散及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。 2．原因者の防除措置のみでは不足である場合にあっては、応急的な防除活動を行うとともに、航行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置をとる。 3．事故の原因者等の防除措置義務者が流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命ずるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講ずる。 4．石狩・後志管内沿岸排出油等防除協議会会員に対し、必要な資機材の確保及び流出油対策の実施について要請する。 5．原因者等に対し、油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
石 狩 市	1．道にヘリコプターによる流出油の漂流状況等の情報収集を要請する。 2．流出油等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。 3．防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。
北 海 道	1．ヘリコプターによる流出油の漂着状況等の情報収集を実施する。 2．漁業資源及び水産施設等への被害防止並びにその他沿岸における災害防止のための情報収集及び関係機関への伝達を実施する。 3．流出油等の海岸等への漂着に対処するため、関係機関と調整を行うとともに、必要に応じて防除措置を講ずる。
札幌方面北警察署	1．油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行う

石狩湾新港 管理組合	1. 流出油等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。 1. 防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。
北海道開発局小樽 開発建設部 (小樽港湾事務所)	1. 油防除資機材や人員が不足している場合にあっては、防除資機材の貸し出し、人員の派遣を行う。 2. 国土交通省が保有する大型油回収船の出動に当たり、必要な調整を行う。

(1) 避難措置

流出油等による火災、爆発による市民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、共通編 第6章「避難」の定めるところにより実施する。

(2) 災害ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、共通編 第3章 第7節「災害ボランティアとの連携」の定めるところによる。

3 自衛隊派遣要請

市は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、道に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請については、共通編 第4章 第3節 第2項「自衛隊に対する災害派遣要請」に定めるところによる。

4 広域応援

市は、海難、流出油等事故災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、道及び他の市町村への応援を要請する。

連絡系統は、共通編 第5章 第3節「災害情報等の共有」によるほか、前節「海上災害対策」に定めるところによる。

第2節 道路災害対策

車両火災、トンネルなどの道路構造物の被災又は大型車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

【1】道路管理者

道路管理者は、道路災害を未然に防止するため、以下の事項のほか、必要な事項を実施する。

1. 橋梁等、道路施設の点検を強化し、施設等の現況把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。
2. また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
3. 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
4. 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
5. 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
6. 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じて体制改善等の必要な措置を講ずる。
7. 道路災害時に、施設、設備等の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制並びに資機材等を整備する。
8. 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。
9. 道路災害の原因究明に資する総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

【2】札幌方面北警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場、周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

【3】石狩地方道路防災連絡協議会

関係機関が連携して地域防災に当たるための体制を整備する。

また、大雨、吹雪等の異常現象による通行止め等の通行規制情報を地域の防災関係機関や地域住民・道路利用者・事業者へ伝達するための体制を整備する。

「石狩地方道路防災連絡協議会の構成機関」については、資料編 - 7 に示す。

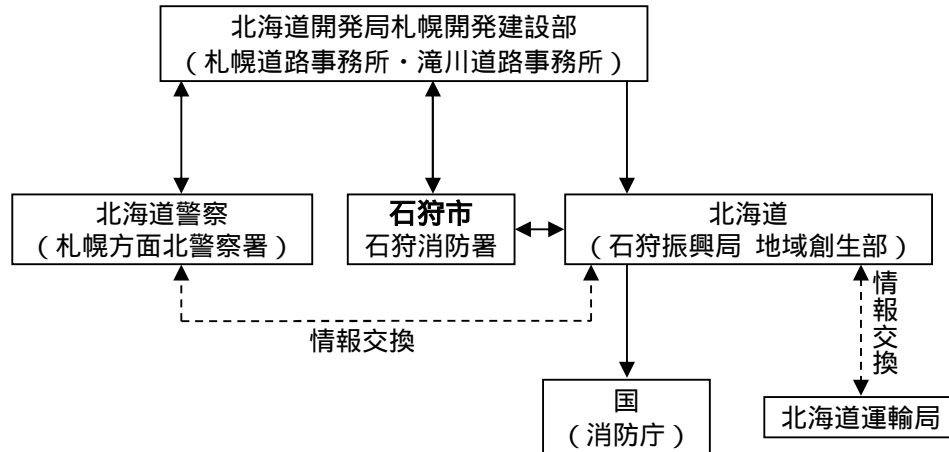
2 災害応急対策

【1】情報通信

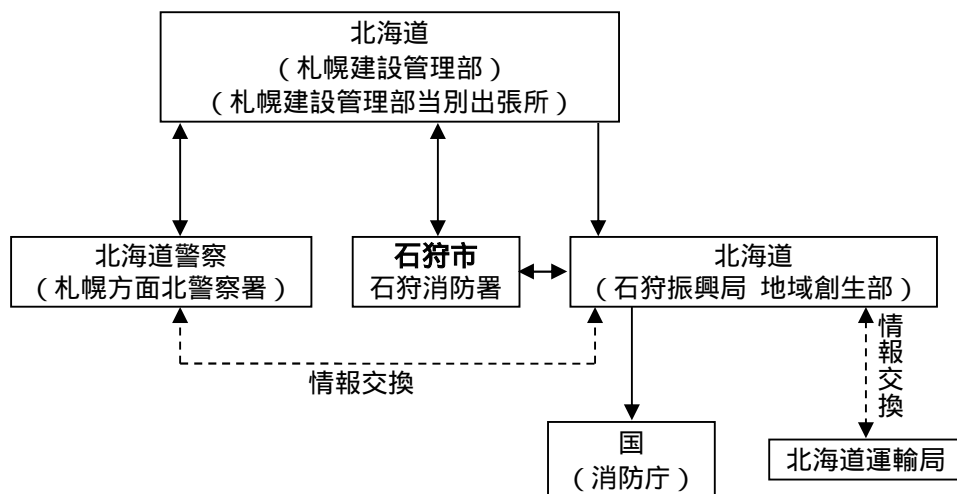
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集、通信等は、次により実施する。

1. 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
2. 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
3. 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の管理、共有化、応急対策の調整等を行う。
4. 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報通信連絡系統は、下図のとおりとする。

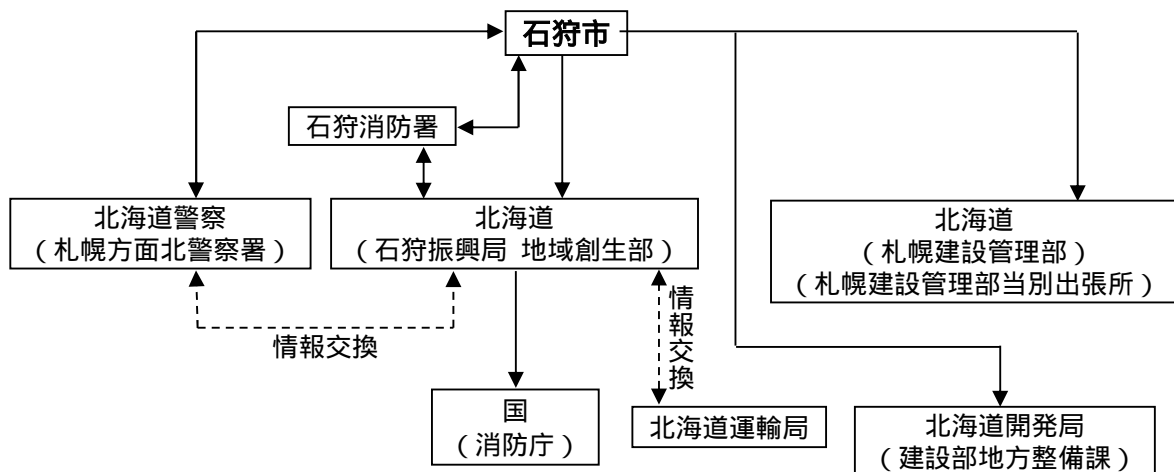
(1) 国の管理する道路



(2) 道の管理する道路



(3) 市の管理する道路



【2】災害広報

道路災害時の広報は、共通編 第5章 第6節「災害情報の収集と災害広報」の定めによるほか、被災者の家族、旅客、地域住民等に対し、次の情報を提供する。

- 1．道路災害の状況
- 2．被災者の安否情報

3. 医療機関等の情報
4. 関係機関の災害応急対策に関する情報
5. 施設等の復旧状況
6. 避難の必要性、地域に与える影響
7. その他必要な事項

【3】応急活動体制

市は、道路災害時に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

【4】救出・救助活動

道路災害時における救助救出活動については、共通編 第7章 第1節「救出・救助」の定めによるものとするが、道路管理者は関係機関による初期活動が迅速かつ的確に行われるよう協力する。

【5】消防活動

石狩消防署等は「石狩北部地区消防事務組合消防計画」に基づき速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

石狩消防署等は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

道路管理者は、道路災害による火災の発生に際して、石狩消防署等による迅速かつ的確な初期消防活動が行われるよう協力する。

【6】行方不明者の搜索及び遺体の収容等

行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬の実施は、共通編 第7章 第10節「行方不明者の搜索並びに遺体収容、処理及び埋葬」の定めるところによる。

【7】交通規制

道路災害時における交通規制については、次により実施する。

1. 札幌方面北警察署は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。
2. 市及び他道路管理者の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要に応じて交通規制を行う。

【8】自衛隊の派遣要請

市は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、道に自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請については、共通編 第4章 第3節 第2項「自衛隊に対する災害派遣要請」に定めるところによる。

【9】広域応援

市は、災害の規模により、単独で十分な災害応急対策を実施できない場合は、道及び他の市町村等に応援を要請する。

3 トンネル火災

道路トンネルは視界の悪い閉鎖空間にあるため、事故や火災等が発生した場合、速やかに消防等防災関係機関に通報し、迅速な救援・救護を行うとともに、当事者又は発見者による通報に基づき、後続車及び対向車に事故の発生を知らせ、警報を発しトンネル内への進入を阻止し、事故の広がりを防ぎ、二次災害等を最小限に抑えるよう努める。

【1】トンネル非常用設備

トンネル警報表示板	トンネル内の事故発生を、文字・サイレン・赤色点滅灯によって後続車・対向車に知らせる。これによって二次災害を防止する。
坑口信号機	トンネル内での事故発生を赤色点滅灯で知らせ、後続車のトンネル内進入を防ぐ。トンネルの出入口上部に設置されている。
誘導表示板	トンネル出口までの距離を示している。
押ボタン式通報装置	警報表示板・坑口信号機と連動し、道路管理事務所に自動的に通報される。消火器が併せて設置されているので、火災が発生した時は初期消火に使用できる。
非常電話案内板	最寄りの非常電話機の位置を示している。
非常電話機	警察署・消防署につながっている。通報及び事故の状況を知らせることができる。

第3節 危険物等災害対策

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物の流出等による災害対策については、事故災害対策編 第2章 第1節「海上災害対策」の定めるところによる。

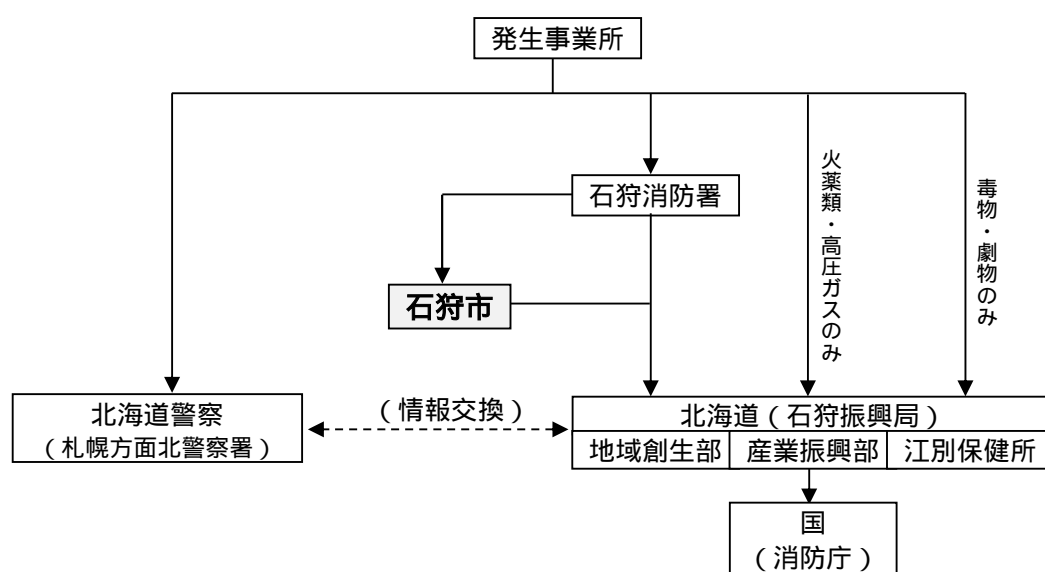
1 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

【1】情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



【2】その他の災害発生時の応急対策

その他の災害時の応急対策は、共通編 第7章「災害時の応急対策」に定めるところによる。

第4節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防・応急対策は、本計画の定めるところによる。

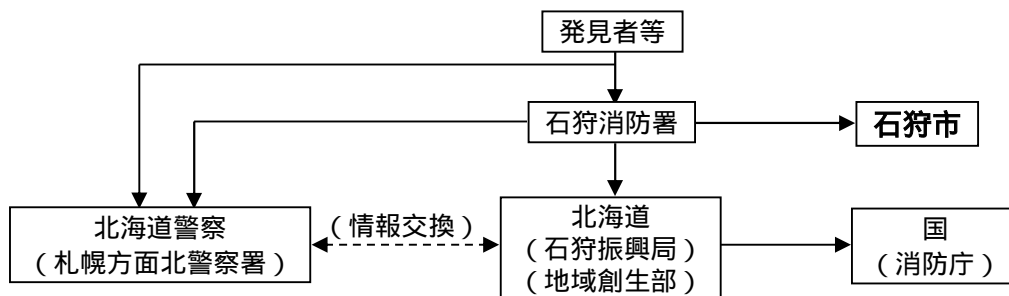
1 災害予防

市及び石狩消防署等は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、防火地域の的確な指定等による大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成指導、消防力の整備等必要な予防対策を実施する。

2 災害応急対策

【1】情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



【2】その他の災害発生時の応急対策

その他の災害時の応急対策は、共通編 第7章「災害時の応急対策」に定めるところによる。

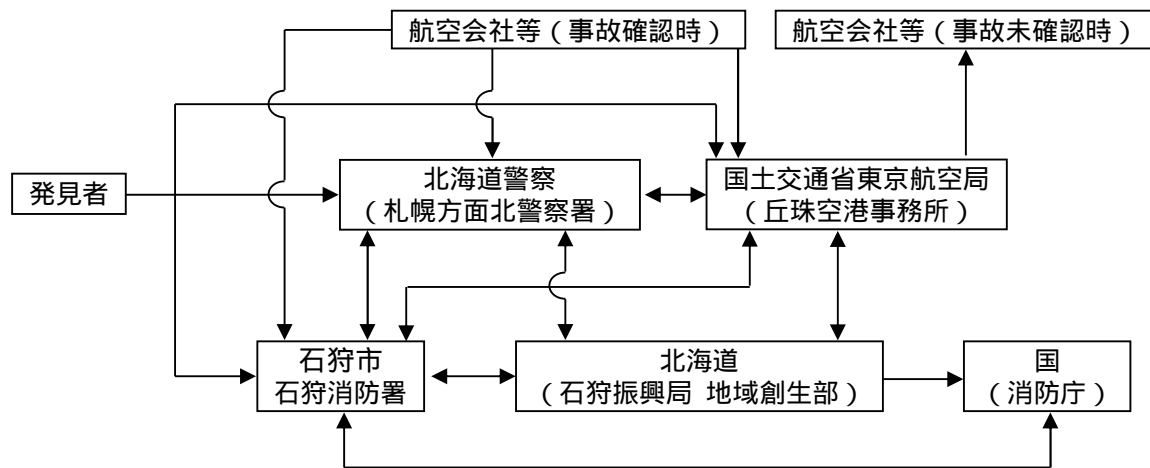
第5節 航空災害対策

市の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空事故」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図る。

市及びその他防災関係機関が実施する対策は、共通編 第7章「災害時の応急対策」に定めるところによるほか、航空災害に関して特別に定める部分は、以下による。

1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、共通編 第5章 第3節「災害情報等の共有」に定めるところによるほか、次のとおりとする。



2 災害広報

航空災害時の広報は、共通編 第5章 第6節「災害情報の収集と災害広報」の定めによるほか、次の事項について広報を実施する。

- 1．航空災害の状況
- 2．旅客及び乗務員等の安否確認
- 3．医療機関等の情報
- 4．関係機関の災害応急対策に関する情報
- 5．避難の必要性等、地域に与える影響

第6節 林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し、被害の軽減を図る。

市及びその他防災関係機関が実施する対策は、共通編 第7章「災害時の応急対策」に定めるところによるほか、林野火災に関して特別に定める部分は、以下による。

1 林野火災予消防対策実施組織体制の整備

予消防対策については、市が「石狩市林野火災予消防対策実施要領」を作成し、必要な事項を定めるものとする。

「石狩市林野火災予消防対策実施要領」については、資料編 - 14に示す。

【1】実施機関

予消防対策実施機関は、次のとおりとする。

- 1．石狩市
- 2．北海道石狩振興局産業振興部林務課
- 3．北海道石狩振興局森林室
- 4．石狩北部地区消防事務組合石狩消防署
- 5．林野庁北海道森林管理局石狩森林管理署
- 6．北海道警察札幌方面北警察署
- 7．石狩市森林組合

【2】協力機関

予消防対策協力機関等は、実施機関に協力し、予防の万全を図る。

2 林野火災予防対策

市内における林野火災の発生原因は、広範囲に分布している泥炭地層を起因とする自然発火等による野火の発生や、タバコ、マッチ及びごみ焼きの不始末によるものが多く、特に山菜採り・ハイキング・釣り等、レジャー人口の増加等に伴う林野火災が多発傾向にある。

このため、入林者に対する指導啓発ばかりでなく、林内事業者、森林所有者、市街部を含めた一般市民、あるいは札幌市を中心とした近隣市町村を対象にする必要があり、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を利用し、全道的な啓発活動が行われるが、市では、以下の対策を講ずる。

【1】林野火災危険期間の設定

危険期間	4月1日から6月30日まで
林野火災予防強調期間	「危険期間」のうち4月21日から5月31日まで

道の「林野火災予防消防対策実施方針」による。

3 林野火災警防思想の普及宣伝

林野火災に関する火災予防意思を次の方法により、広報する。

1. 市広報等による思想普及
2. 協力機関等の口頭による宣伝
3. ポスター・旗類による啓発
4. 道を主体とする新聞・ラジオによる宣伝
5. レジャー客等に対する林野火災予防思想の普及
6. 入林者に対する喫煙マナー等の指導強化

【1】警防重点事項

入林者に対しては、森林保有者又は管理者の了解なしに入林できないことを明示し、森林の公益性について理解を求め予防の啓発に努める。

造林並びに開墾火入れ、タバコの吸殻、ごみ焼、焚き火などの火の取扱いには、特に注意を促す。

4 気象情報対策

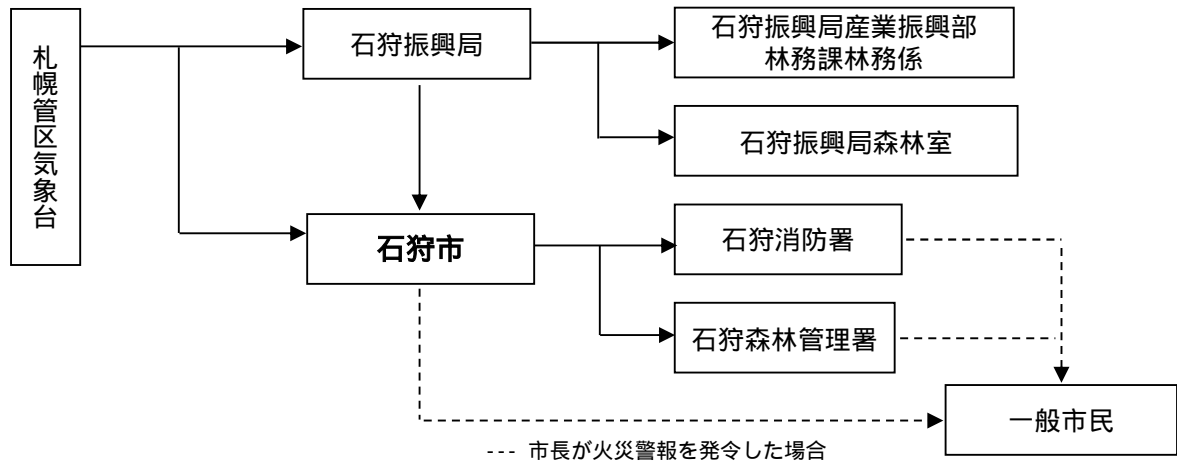
林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象情報を迅速かつ的確に把握し、林野火災の予防に万全を期すものとする。

また、テレビ、ラジオにより把握した場合でも各担当者は、適切な措置を講ずることとする。

【1】林野火災気象通報

林野火災気象通報とは、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、共通編 第5章 第2節「警報、注意報等の種類及び発表基準」に示すとおりである。

【2】伝達方法



【3】市の措置

通報を受けた市は、通報内容、とるべき措置等を、警察、消防機関等の関係機関へ通報するとともに、一般市民に周知徹底を図る。

なお、市長は、林野火災情報又は注意報の通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災発生危険があると認めたときは、火災警報を発令することができる。

5 火入れ対策

火入れを行う場合は、事前に相談した上、許可を受けるよう指導する。

また、危険期間中の火入れは極力避けるようにし、できる限り夏季若しくは秋季に行うよう指導するとともに、次の事項の徹底を図る。

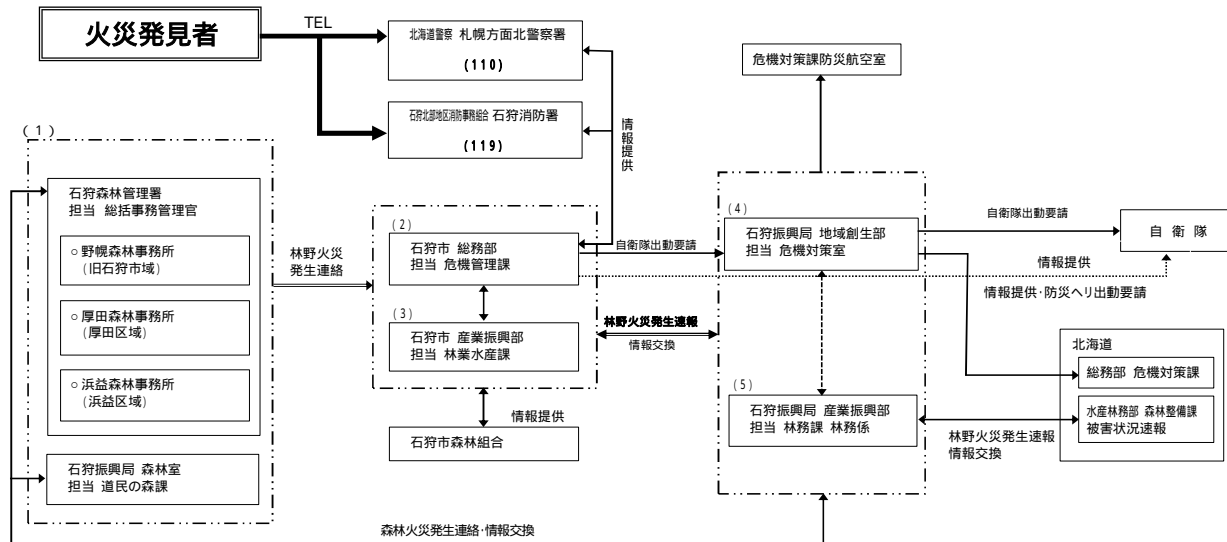
- 1．火入れをする場合、必ず許可を受けるよう指導し、許可付帯条件については必ず実行させる。
- 2．警報発令中、乾燥期及び気象状況の急変の際は一切の火入れを中止させる。
- 3．火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせるとともに、跡地は気象状況に応じ、1日～3日位の巡視を励行させる。
- 4．共同火入れをさせる。
- 5．造林火入れの場合は防火線を設置させる。
- 6．火入れ延期は、許可書の再交付を受けさせる。
- 7．火入れをする場合は、石狩消防署長に連絡させる。

6 応急対策

【1】情報通信

林野火災発生時における情報通信は、以下により実施する。

- 1．市及び関係機関は、災害時、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- 2．市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- 3．市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の認識・共有化・応急対策の調整等を行う。
- 4．市及び石狩振興局において「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。
- 5．広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする



- 注 1 (1) から林野火災発生連絡を受けた(2)及び(3)は火災状況を把握し、(4)及び(5)へ火災発生連絡と継続した情報交換を行う。(連絡内容は資料「(参考)林野火災発生時の連絡内容」を参照)
- 2 (2)は、自衛隊の出動を必要と認めたときは、速やかに(4)に出動要請を行う。
- 3 特に緊急性が高く要請を待つ時間がない場合は、(2)から自衛隊に通知することができる。ただし、この場合、速やかに(4)に連絡し、要請手続きを行うものとする。
- 4 石狩森林管理署及び各振興局森林室の管轄林内で林野火災が発生した場合、(1)から(2)への連絡に加えて、被害状況及び消火対策を把握・検討するため、(1)と(5)において、相互に情報交換を行うものとする。

【2】災害広報

森林火災時の広報は、共通編 第5章 第6節「災害情報の収集と災害広報」の定めによるほか、次の事項について広報を実施する。

1. 被災の状況
2. 被災者の安否情報
3. 医療機関等の情報
4. 関係機関の実施する応急対策の概要
5. 避難の必要性、地域に与える影響
6. その他必要な事項

【3】消防活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、林野火災消火資機材等が常に緊急時に対処できるよう整備点検をするとともに、市及び関係機関は次の事項に留意し、林野火災の際は、関係機関の積極的な協力を求め、早期消火を図るものとする。

また、大規模な火災となった場合、消防機関での相互応援や、共通編 第4章 第3節 第2項「自衛隊に対する災害派遣要請」に基づく応援を要請し、消火の万全を期するものとする。

1. 山火事の発見者は、最も速やかな方法で消防機関に通報する。
2. 通報を受けた機関は、直ちに他の機関と連絡を取り、速やかに消火体制をとる。
3. 市(総務対策部)は、延焼拡大の危険性があり消火困難となったときは、石狩振興局に自衛隊の派遣要請を依頼する。

【4】その他の災害発生時の応急対策

その他の災害時の応急対策は、共通編 第7章「災害時の応急対策」に定めるところによる。

【5】山火事の危険区域の特定

山火事の多くは、火の不始末が原因であることから、林道・山道の有する地区を山火事危険区域として特定する。

山火事危険区域として、特定した林道・山道については、資料編 - 15の「林道・山道一覧及び箇所図」に示す。

第7節 大規模停電災害対策

大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1. 市は、災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
2. 市は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。

2 災害応急対策

【1】情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報収集は「北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社札幌北ネットワークセンター」に行う。なお、必要に応じて同センターと市危機管理課の管理職によるホットラインを使用する。

【2】災害広報

市は災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、次により実施するものとする。

1. 停電及び停電に伴う災害の状況
2. 関係機関の災害応急対策に関する情報
3. 停電の復旧の見通し
4. 避難の必要性等、地域に与える影響
5. その他必要な事項

【3】応急活動体制

市は大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

【4】交通対策

北海道警察は災害の拡大防止及び交通の確保のため、次の必要な交通対策を行うものとし、信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置する。

道路管理者は必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

【5】応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

1. 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、市を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。
2. 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。
3. 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、上記「2」による決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

市は必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

【6】給水対策

市（水道管理者）は水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

VI 復旧復興

・被災者支援編

復旧復興・被災者支援編 目次

第1章	計画的な災害復旧・復興.....	- 3
1	実施責任者.....	- 3
2	災害復旧事業.....	- 3
3	災害復旧・復興事業費等.....	- 3
4	激甚災害に係る財政援助措置.....	- 3
第2章	被災者支援.....	- 4
1	り災証明書の交付.....	- 4
2	被災者台帳の作成.....	- 4
3	応急金融対策.....	- 4

第1章 計画的な災害復旧・復興

災害復旧は、被害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧を単なる原形復旧に止めず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備えるものとし、共通編 第7章「災害時の応急対策」に定めるところによる応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して、早期復旧・復興を目標に計画的に実施するものとする。

1 実施責任者

地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧・復興の実施について責任を有する者が実施する。

2 災害復旧事業

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりとする。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
 - a) 河川
 - b) 海岸
 - c) 砂防設備
 - d) 林地荒廃防止施設
 - e) 急傾斜地崩壊防止施設
 - f) 道路
 - g) 港湾
 - h) 漁港
 - i) 下水道
 - k) 公園
2. 農林水産施設災害復旧事業計画
3. 都市施設災害復旧事業計画
4. 上・下水道災害復旧事業計画
5. 住宅災害復旧事業計画
6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
8. 学校教育施設災害復旧事業計画
9. 社会教育施設災害復旧事業計画
10. その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧・復興事業費等

災害復旧・復興事業その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において国及び道がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

なお、事業別のおおよその国庫負担及び補助率については、資料編 - 1の「事業別国庫負担及び補助率等一覧」に示す。また、「石狩市農地等災害復旧事業補助金交付要綱」については、資料編 - 6に示す。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害時には、被害状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による指定を受けるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

第2章 被災者支援

1 り災証明書の交付

市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書等の交付体制を確立する。

なお、災害が発生し、当該災害の被災者から申請があったときは、災対法第90条の2の規定により、遅滞なく住家等の被害の状況を調査し、石狩市罹災証明書交付要綱（令和3年1月14日要綱第3号）によるり災証明書等を交付するものとする。

2 被災者台帳の作成

市は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者支援を総合的かつ効率的に実施する必要があると認めたときは、災対法第90条の3の規定により、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の総合的な支援に努めるものとする。

また、きめ細かな支援を行うとともに、被災者自らが適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことが出来るよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対する支援を継続的に実施する取組）の実施等、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3 応急金融対策

被災者の速やかな立ち直りを期するための応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画に定めるところによるほか、主なものは、次のとおりとする。

【1】生活確保資金融資

（1）正業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金、その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金の導入に努める。

- 1．災害救助法による正業に必要な資金
- 2．生活福祉資金の災害援護資金
- 3．母子父子寡婦福祉資金
- 4．株式会社日本政策金融公庫資金

（2）被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、若しくは破損等のために住居することができなくなった場合は、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造するための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

- 1．生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- 2．母子寡婦福祉資金の住宅資金

【2】農林漁業応急融資

農林漁業経営者の維持安定を図るため、次のとおり融資制度の導入に努めるものとする。

（1）天災融資制度

天災による被害農林漁業者等に対し「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号）による資金の融資

（２）株式会社日本政策金融公庫支援制度

【３】被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた対象世帯に対し、生活必需品等の購入資金として被災者生活再建支援金の支給に努めるものとする。

【４】市の制度

石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第31号）に基づく次の資金の導入に努めるものとする。「石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」については、資料編 - 7、 - 8 に示す。

- 1．災害弔慰金
- 2．災害障害見舞金
- 3．災害援護資金

【５】災害義援金

道は、災害による被災者救援のため、全国から集まった災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会がこれに当たり、寄贈目的に沿うよう配分を決定し、市に通知する。

沿 革

昭和51年	9月	策 定
昭和52年	9月	一部修正
昭和53年	11月	一部修正
昭和55年	2月	一部修正
昭和56年	10月	一部修正
平成5年	4月	一部修正
平成7年	4月	一部修正
平成9年	4月	一部修正
平成17年	4月	一部修正
平成20年	2月	一部修正
平成25年	3月	全面改訂
平成28年	3月	一部修正
平成29年	3月	一部修正
平成30年	2月	一部修正
平成31年	4月	一部修正
令和3年	3月	一部修正
令和4年	3月	一部修正
令和5年	4月	一部修正
令和6年	7月	一部修正

石狩市地域防災計画

発 行 令和 6年 7月

発 行 人 石狩市防災会議

素案策定 石狩市地域防災計画・石狩市
水防計画改訂検討委員会

